

第二條 令第三條第一號ノ員數ハ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所（本則施行地外ニ在ルモノヲ除ク）毎ニ昭和十四年十二月三十一日現在ニ於テ雇傭シ居リタル男子青少年（日日雇傭シ居リタル者又ハ三十日未滿ノ期間ヲ定メテ雇傭シ居リタル者ヲ除ク）ノ員數ノ百分ノ七十二ニ相當スル員數トス員數ノ算定ニ付一未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ一トシテ計算スルモノトス

男子青少年ヲ雇入ルル日ニ於テ現ニ雇傭スル男子青少年中ニ入替（應召ノ場合ヲ含ム）中ノ者アルトキハ其ノ員數ヲ前項ノ規定ニ依リ算定シタル員數ニ加ヘタル員數ヲ以テ令第三條第一號ノ員數トス

第三條 令第三條第二號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第二號ニ依リ工場、事業場其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シテ當該場所ノ所在地ノ所轄地方長官ニ申請スベシ但シ工場、事業場其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ガ本則施行地外ニ在ルトキハ本則施行地内ニ於ケル主タル事務所ノ所在地（主タル事務所ナキ場合ハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地）ノ所轄地方長官ニ申請スベシ

〔北海勞〕

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ令第三條第二號ノ認可ニ期限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第五條 令第三條第三號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第六條 國民職業指導所長必要ト認ムルトキハ令第三條第三號ノ認可ニ期限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第七條 令第三條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

- 一 日日男子青少年ヲ雇入ルル場合
- 二 三十日未滿ノ期間ヲ定メテ男子青少年ヲ雇入ルル場合
- 三 事業ノ經營其ノ他ノ事由ノ爲テ必要アル場合ニ於テ特定ノ男子青少年ノ雇入ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合
- 四 工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理スル工場又ハ事業場ニ於テ同令ニ基キ人員ノ増加ヲ命ゼラレタル場合
- 五 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル男子青少年ヲ引續キ雇入ルル場合トス

〔北海勞〕

ル場合

六 工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テ男子青少年ノ雇入員數ニ付厚生大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合

前項第二號ノ規定ニ依リ雇入レタル男子青少年ノ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ其ノ者ヲ新ニ雇入ルルモノト看做ス

第一項第一號ノ規定ニ依リ雇入レタル男子青少年ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入ルル場合又ハ前項ノ場合ハ第一項第一號又ハ第二號ニ該當セザルモノトス

第一項第三號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第四號ニ依リ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第六號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第五號ニ依リ雇入ヲ爲スベキ地ガ二道府縣以上ニ亙リ且雇入レントスル男子青少年ノ員數ガ三十人以上ナル場合ニ在リテハ厚生大臣ニ、其ノ他ノ場合ニ在リテハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄地方長官ニ申請スベシ

第八條 厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ前條第一

第七章 雜則

項第六號ノ認可ニ期限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條 令第四條第一號ノ員數ハ女子青少年ヲ雇傭スル場所（本則施行地外ニ在ルモノヲ除ク）毎ニ昭和十四年十二月三十一日現在ニ於テ令第四條ノ業務（以下指定業務ト稱ス）ニ使用スル爲雇傭シ居リタル女子青少年（日日雇傭シ居リタル者又ハ三十日未滿ノ期間ヲ定メテ雇傭シ居リタル者ヲ除ク）ノ員數ノ百分ノ七十二ニ相當スル員數トス員數ノ算定ニ付一未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ一トシテ計算スルモノトス

第十條 令第四條第二號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第六號ニ依リ女子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第十一條 令第四條第三號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

- 一 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル女子青少年ヲ引續キ雇入ルル場合
- 二 女子青少年ヲ雇傭スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テ女子青少年ノ雇入員數ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

第七章 雜則

前項第二號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第七號ニ依リ履入ヲ爲スベキ他ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ
 第十二條 第六條ノ規定ハ第七條第一項第三號、前條第一項第二號及令第四條第二號ノ認可ニ付テハ準用ス
 第十三條 雇傭主ガ其ノ雇傭スル青少年ニ付工場、事業場、事務所其ノ他青少年ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合ニ於テハ令ノ適用ニ付テハ後ノ使用ノ場所ニ於テ其ノ者ヲ新ニ雇入ルルモノトス
 第十四條 常時五人以上ノ男子青少年ヲ雇傭スル者ハ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所毎ニ様式第八號ニ依リ青少年雇傭名簿ヲ備付ケ男子青少年ノ雇入解雇ニ關スル事項ヲ記載スベシ但シ工場法又ハ礦業法ノ適用ヲ受ケル事業ニ使用スル男子青少年ニ付テハ職工名簿又ハ礦夫名簿ヲ以テ青少年雇傭名簿ニ代フルコトヲ得前項ノ規定ハ指定業務ニ使用スル女子青少年ヲ常時五人以上雇傭スル者ニ付テハ準用ス
 第十五條 令第七條ノ規定ニ依リ報告ハ青少年雇入ノ關係人

様式第一號

就職認可申請書

〔北海勞〕

ヨリ之ヲ徵ス
 第十六條 令第八條第二項ノ證票ハ様式第九號ニ依ルモノトス
 第十七條 令第九條但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ年齢十二年未滿ニ於テ雇入レタル者ガ年齢十二年ニ達スル日前十日目迄ニ申請スベシ
 第十八條 令第十一條ノ規定ニ依リ左ニ掲グルモノノ青少年ノ雇入ニハ令ハ之ヲ適用セズ
 一 神社
 二 水利組合
 三 北海道土功組合
 第十九條 地方長官又ハ國民職業指導所長ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他青少年ヲ雇傭スル場所毎ニ之ヲ爲スベシ
 附則
 本則ハ青少年雇入制限令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔北海勞〕

本籍	居住地	氏名及生年月日	最終學歷	職歴		身體狀況		希望職業	備考
				前職	現職	障礙ノ種類	障礙ノ狀況		
		年 月 日							

昭和 年 月 日

申請者

氏 名 印

國民職業指導所長宛

備考

一本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト

第七章 雜則

- ガ内地以外ニ在ルトキハ内地ニ於ケル主たる事務所(主たる事務所ナキトキハ主トシテ男子青少年ヲ雇入ルベキ地)ノ所轄地方長官ニ直接提出スルコト
- 二 「事業ノ種類」欄ニハ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト
- 三 「工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地」ノ欄ニハ何々會社何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ雇備スル場所ノ名稱及所在地ヲ記載シ左側括弧内ニ當該工場、事業場、事務所等ノ創立(開業)年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務所等ノ創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト
- 四 「利用状況」欄ニハ申請前一ケ年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニ在リテハ新設ノ時ヨリ申請ノ時ニ至ル期間)ニ於ケル生産金額(申請前一ケ年以内ノ生産金額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産金額)ニ依ル百分比ヲ記載シ其ノ「軍需」欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ、其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノ、「輸出」欄ニハ輸出ニ向ケラレタルコト明カナルモノニ付記載スルコト、尙生産ヲ爲サザル事業又ハ鑛業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト
- 五 「主要生産、販賣品目」ニ關スル欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト
 - (イ) 生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ付テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト
 - (ロ) 販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削ルコト
 - (ハ) 生産、販賣額及生産、販賣見込額ハ各品目別ニ記載スルコト
 - (ニ) 陸海軍ヨリ直接受註ノモノニ付テハ之ヲ記載スルヲ要セザルコト

〔北海勞〕

〔北海勞〕

- (ホ) 生産數量ノ單位ハ任意トスルモ成ルベク全記載ヲ通シ統一スルコト
- (ヘ) 申請前一ケ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ申請後一ケ年間ニ於ケル生産、販賣見込額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ次ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産、販賣見込額ヲ記入スルコト
- (次ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産、販賣見込額不明ノトキハ見込額ニ付テハ全然記載ヲ要セザルコト)
- 六 「從業者數」欄中「申請ノ前月末日現在」欄ニハ從業者ノ總數ヲ記載スルコト、尙左側括弧内ニハ右ノ從業者中令第二條各號ノ一ニ該當セザルモノノ數ヲ記載スルコト
- 七 「申請ノ理由」欄ニハ當該工場事業場等ニ於ケル男子青少年不足ノ狀況及之ニ伴フ支障ノ狀況等ヲ記載スルコト、尙生産施設ノ擴充計畫アル場合ニ於テハ其ノ計畫ノ大要及資金、物資ノ配給等ノ關係(擴充計畫ニ付臨時資金調査法ニ依ル認許可アリタルモノハ其ノ認許可ノ年月日番號及認許可アリタル事項)ヲモ記載スルコト
- 八 工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人、鑛業代理人ナルコトヲ明ニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト
- 九 本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍係官ノ證明書ヲ添付シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第三號

男子青少年雇備定員認可申請書

軍 査 認

事業ノ種類	利用状況	軍需官		輸		出共ノ他		工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地	〔年 月創立(開業)〕
		%	%	%	%	%	%		
主要販賣品目	金額	申請前一ケ年間ニ於ケル販賣額	金額	申請後一ケ年間ニ於ケル販賣見込額	金額	昭和十四年中ニ於ケル販賣額	金額		
		数量	数量	数量	数量	数量	数量		
従業者數	男女別	昭和十四年十二月末日現在	申請ノ前月末日現在	昭可後六ヶ月以内ニ新規ニ増員スベキ見込數					
	男	(内青少年 人)	(内青少年 人)	(内青少年 人)					
	女	(内青少年 人)	(内青少年 人)	(内青少年 人)					

〔北海道〕

備考	申請ノ理由	認可ヲ受ケントスル男子青少年履備定員		
		女	男	合計
		(内青少年 人)	(内青少年 人)	(内青少年 人)

〔北海道〕

昭和 年 月 日

住所

申請者 氏

名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名) 圓

國民職業指導所長宛

備考

- 一 「事業ノ種類」欄ニハ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト
- 二 「工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地」欄ニハ何々會社何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ履備スル場所ノ名稱及所在地ヲ記載シ左側括弧内ニ當該工場、事業場、事務所等ノ創立(開業)年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務所等ノ創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト

三 「利用状況」欄ニハ申請前一ケ年間（申請前一ケ年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニ在リテハ新設ノ時ヨリ申請ノ時ニ至ル期間）ニ於ケル生産金額（申請前一ケ年間ノ生産金額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産金額）ニ依ル百分比ヲ記載シ、其ノ「軍需」欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ、其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノ、「輸出」欄ニハ輸出ニ向ケラレタルコト明カナルモノニ付記載スルコト、尙生産ヲ爲サザル事業又ハ續業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

四 「主要生産・販賣品目」ニ關スル欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト

(イ) 生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ付テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

(ロ) 販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ翻ルコト

(ハ) 生産、販賣額及生産、販賣見込額ハ各品目別ニ記載スルコト

(ニ) 陸海軍ヨリ直接受註ノモノニ付テハ之ヲ記載スルコトヲ要セザルコト

(ホ) 生産數量ノ單位ハ任意トスルモ成ルベク全記載ヲ通シ統一スルコト

(ヘ) 申請前一ケ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ申請後一ケ年間ニ於ケル生産、販賣見込額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ次ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産、販賣見込額ヲ記入スルコト

(五) 「從業者數」欄中「昭和十四年十二月末日現在」及「申請ノ前月末日現在」欄ニハ從業者ノ總數ヲ記載スルコト、尙

左側括弧内ニハ右ノ從業者中令第二條ノ青少年ニ當スルモノ（年齢十二年以上三十年未満ノ男子又ハ年齢十二

【北條勇】

【北條勇】

年以上二十年未満ノ女子ニシテ令第二條各號ノ一ニ當セザルモノ）ノ數ヲ記載スルコト

六 「認可ヲ受ケントスル男子青少年雇傭定員」欄ニハ當該工場、事業場、事務所又ハ店舗等ニ於テ常時雇傭セントスル總員數ヲ記載スルコトトシ、今後新ニ雇入レントスル男子青少年ノミノ數ヲ記載セザルコト

七 「申請ノ理由」欄ニハ現在ニ於ケル男子青少年不足ノ状況及之ニ伴フ支障ノ状況ヲ記載スルコト尙生産施設ノ擴充計畫アル場合ニ於テハ其ノ計畫ノ大要及資金、物資ノ配給等ノ關係（擴充計畫ニ付臨時資金調整法ニ依ル認許可アリタルモノハ其ノ認許可ノ年月日、番號及認許可アリタル事項）ヲモ記載スルコト

八 工場管理人、續業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何々續業所續業代理人ノ如ク工場管理人、續業代理人ナルコトヲ明ニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト

九 本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍保官ノ證明書ヲ添付シテ之ヲ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第四號

特定ノ男子青少年雇入員數認可申請書

記

事業ノ種類	工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地	〔 〕年	月創立（開業）〔 〕
主要生産・販賣品目			

- 三 「工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地」欄ニハ何々會社何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ雇備スル場所ノ名稱及所在地ヲ記載シ、左側括弧内ニ當該工場、事業場、事務所等ノ創立(開業)年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務所等ノ創立年月ト合併年月トヲ記載スルコト
- 四 「主要生産品目」欄ニハ主要生産、販賣品ノ名稱ヲ記載スルコト、尙販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削リ、生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト
- 五 「生産」販賣額「欄」ニハ當該工場、事業場等ニ於ケル總生産額又ハ總販賣額ヲ記載スルコト、尙販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削リ、生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト
- 六 「利用状況」欄ニハ申請前一年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニ在リテハ新設ノ時ヨリ申請ノ時ニ至ル期間)ニ於ケル生産金額(申請前一年間ノ生産金額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産金額)ニ依ル百分比ヲ記載シ、其ノ「軍需」欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ、其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノ、「輸出」欄ニハ輸出ニ向ケラレタルコト明カナルモノニ付記載スルコト、尙生産ヲ爲サザル事業又ハ鑛業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト
- 七 「從業者數」欄ニハ申請ノ時ニ於テ當該工場、事業場等ニ於テ現ニ雇備スル從業者ノ總數(青少年以外ノ者ヲ含ム)ヲ記載スルコト
- 八 「認可ヲ受ケントスル男子青少年數」欄ニハ認可後六ヶ月以内ニ内地ニ於テ雇入レントスル男子青少年ノ員數ヲ記載スルコト

〔北海勞〕

〔北海勞〕

- 九 「雇入地道府縣別内譯」欄ニハ雇入レントスル地方ニ道府縣以上ニ亙ル場合ニ限り道府縣別ニ男子青少年ノ雇入見込數ヲ記載スルコト
- 十 「申請ノ理由」欄ニハ當該工場、事業場等ニ於ケル男子青少年不足ノ狀況、之ニ伴フ支障ノ狀況及内地ニ於テ特ニ男子青少年ノ雇入レラ爲スベキ理由等ヲ記載スルコト、尙生産施設ノ擴充計畫アル場合ニ於テハ其ノ計畫ノ大要及資金、物資ノ配給等ノ關係ヲモ記載スルコト
- 十一 「備考」欄中「認可後六ヶ月以内ニ於テ雇入レントスル男子從業者總數」欄ニハ内地及内地以外別ニ認可後六ヶ月以内ニ雇入レントスル男子從業者(青少年以外ノ者ヲ含ム)ノ總數ヲ記載スルコト
「備考」欄中「内地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地」欄ニハ内地ニ於テ主タル事務所ナキ場合ハ申請者ノ主タル滞在場所ヲ記載スルコト
- 十二 「工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルコトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人、鑛業代理人ナルコトヲ明ニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト
- 十三 本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍保官ノ證明書ヲ添付シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第六號 女子青少年雇備定員認可申請書

營業所ノ名稱及所在地	營業所ノ規模	總建坪	年	月開業
營業ノ種類	內營業ニ使用スベキ坪數	坪	坪	坪

備考	申請ノ理由	認可ヲ受ケントスル 女子青少年雇傭定員	従業者數		男女別	昭和十四年十二月末日 現在	申請ノ前月末日 現在	認可後六ヶ月以内ニ新規ニ 増員スベキ見込數
			男	女	男			
			(内青少年 人)		(内青少年 人)			
			(内青少年 人)	(内青少年 人)	(内青少年 人)	(内青少年 人)	(内青少年 人)	(内青少年 人)

昭和 年 月 日

住所

申請者 氏

名(法人ニ在リテハ其ノ
名稱及代表者氏名) 印

國民職業指導所長宛

備考

一 「營業所ノ名稱及所在地」欄ニハ雇入ルベキ女子青少年ヲ雇傭スル營業所ノ名稱(何々料理店等)及所在地ヲ記載シ左側括弧内ニ當該營業所ノ開業年月ヲ記載スルコト

〔北海旁〕

〔北海旁〕

- 二 「營業ノ種類」欄ニハ料理店業、藝妓置屋業、撞球遊藝場業等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト
- 三 「従業者」欄ニハ指定業務(令第四條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル業務)ニ使用スル爲雇傭スル従業者ニ付記載スルコト、尙左側括弧内ニハ右ノ従業者中令第二條ノ女子青少年ニ該當スルモノ(年齢十二年以上二十年未満ノ女子ニシテ令第二條各號ノ一ニ該當セザルモノ)ノ數ヲ記載スルコト
- 四 「認可ヲ受ケントスル女子青少年雇傭定員」欄ニハ當該營業所ニ於テ常時雇傭セントスル女子青少年ノ總員數ヲ記載スルコトシ今後新ニ雇入レントスル女子青少年ノ員數ノミヲ記載セザルコト
- 五 代理人ニ於テ申請スルトキハ代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ營業所ノ所在地ヲ記載スルコト

様式第七號

女子青少年雇入員數認可申請書

營業ノ種類	従業者數	營業所ノ名稱及所在地	雇入地別市郡内							年 月 開業
			男	女						
			人	人	人	人	人	人	人	

認可ヲ受ケントスル
女子青少年數
(認可後六ヶ月以内
ニ雇入レントスル
數)

申請ノ理由	認可後六ヶ月以内ニ於テ雇入レントスル女子従業者總數	
	内地	其ノ他
備考	内地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地	
	其ノ他	

昭和 年 月 日

住所

申請者 氏

名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 印

國民職業指導所長宛

備考

- 一 「營業ノ種類」欄ニハ料理店業、藝妓置屋業、撞球遊藝場業等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト
- 二 「營業所ノ名稱及所在地」欄ニハ雇入ルベキ女子青少年ヲ雇備スル營業所ノ名稱(何々料理店等)及所在地ヲ記載スルコト

〔北海勞〕

〔北海勞〕

シ左側括弧内ニ當該營業所ノ開業年月ヲ記載スルコト

- 三 「従業者數」欄ニハ申請ノ時ニ於テ當該營業所ニ於テ現ニ指定業務(令第四條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル業務)ニ使用スル爲雇備スル従業者ノ總數(青少年以外ノ者ヲ含ム)ヲ記載スルコト
 - 四 「認可ヲ受ケントスル女子青少年數」欄ニハ認可後六ヶ月以内ニ内地ニ於テ雇入レントスル女子青少年ノ員數ヲ記載スルコト
 - 五 「雇入地方都市別内譯」欄ニハ都市別ニ女子青少年ノ雇入見込數ヲ記載スルコト
 - 六 「申請ノ理由」欄ニハ特ニ内地ニ於テ雇入レントスル理由ヲ成ルベク詳細ニ記載スルコト
 - 七 「備考」欄中「認可後六ヶ月以内ニ於テ雇入レントスル女子従業者總數」欄ニハ内地及内地以外別ニ認可後六ヶ月以内ニ指定業務ニ使用スル爲雇入レントスル女子従業者(青少年以外ノ者ヲ含ム)ノ總數ヲ記載スルコト
- 「備考」欄中「内地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地」欄ニハ内地ニ於テ主タル事務所ナキ場合ハ申請者ノ主タル滞在場所ヲ記載スルコト
- 八 代理人ニ於テ申請スルトキハ代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載シ、申請人ノ住所ハ營業所ノ所在地ヲ記載スルコト

様式第八號

青少年雇備名簿

業務ノ種類	青少年姓名	本籍	雇入年月日	解雇年月日	備考
及生	年月日		年月日	年月日	

●臨時資金調整法(抄)

昭和十二年九月十日
法律第八十六號

第四條ノ二 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ之ニ付政府ノ許可ヲ受ケベシ但シ命令ノ定ムル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 金融機關ヨリノ借入金
- 二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ収入金
- 三 本法ニ依リ設立又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回拂込株金又ハ出資金
- 四 本法ニ依リ拂込又ハ募集ニ付許可又ハ認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ拂込株金又ハ社債収入金

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者
- 二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂

〔北海券〕

第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ二ノ規定ニ依リ事

込ノ催告又ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者
三 第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ又ハ第四條、第四條ノ二、第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ認可若ハ許可ニ付シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者

●臨時資金調整法施行令(抄)

昭和十二年九月二十五日
勅令第五百二十七號

第六條ノ二 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ限度ハ五萬圓トス但シ第一條第二項ニ掲グル事業設備ニシテ主務大臣ノ定ムルモノニ付テハ其ノ限度ヲ三萬圓トス
第七條 臨時資金調整法第二條、第四條又ハ第四條ノ二ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項ハ大藏大臣、農工大臣及農林大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

●臨時資金調整法施行細則(抄)

昭和十二年九月二十五日
大藏、農林、商工省令

〔北海券〕

ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓以上ノモノ若ハ相互會社ノ臨時資金調整法施行令第一條第二項ニ掲グル五萬圓以下ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニシテ昭和十四年勅令第二百二十四號施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ著手セルモノニ付テハ同令ノ施行後一月内ニ當該新設、擴張又ハ改良ガ完了スル見込ナキ場合ニ限り前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

●臨時資金調整法施行ニ關スル件

昭和十四年七月一日
勅令第四百三十三號通牒

大藏次官、商工次官、內務次官ヨリ總府廳長官宛

標記ノ件ニ關シテハ過般ノ地方長官會議ニ於ケル注意事項ニ基キ御配意ノコトト下存候處同法施行ノ圓滑ヲ期スル爲便宜左記ニ依リ取扱フコトト致度此段通牒候也
追而先般行ハレタル臨時資金調整法改正ノ趣旨ヲ一般ニ一層徹底スル様適宜御取計相成度別冊「臨時資金調整法令及臨時資金調整法令ノ改正ニ就テ」御參考迄ニ及送付候
記
一 地方廳ニ於テ市街地建築物法若ハ都市計畫法ニ基ク建

二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫書明細書及事業收支目論見書

相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓未滿ノモノ、會社以外ノ法人若ハ個人ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又

業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
一 申請者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
二 會社ニ在リテハ其ノ資本金額及拂込資本金額
三 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
四 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
一 會社ニ在リテハ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書、會社以外ノ法人ニ在リテハ定款、寄附行爲又ハ之ニ準ズベキモノ並ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類、個人ニ在リテハ現ニ營ム事業ノ概要ヲ知ルニ足ル書類(人格ナキ團體ノ爲ニスルモノナルトキハ其ノ團體ノ規約並ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類)

二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫書明細書及事業收支目論見書

相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓未滿ノモノ、會社以外ノ法人若ハ個人ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又

業認可若ハ許可、廳府縣令ニ依ル工場、興行場、遊藝場、浴場等ノ設置許可又ハ警察取締ニ屬スル營業認可等ヲ爲サントスル場合ニ於テ五萬圓（臨時資金調整法施行細則別表ニ掲グル事業設備ニ付テハ三萬圓）ヲ超ユル事業設備ノ新設擴張又ハ改良ヲ伴フモノト認メラル、トキハ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關シ臨時資金調整法ニ依ル認可若ハ許可ヲ受ケタルモノナルコト又ハ同法ニ依ル認可若ハ許可ヲ要セサルモノナルコトヲ確カメタル上當該認可又ハ許可ヲ爲スコト

二 臨時資金調整法ニ違反シテ許可ヲ受ケヌ又ハ同法ニ依ル認可若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル疑アル者ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク大藏省理財局長ニ通報スルコト

三 臨時資金調整法第十六條ノ二ノ規定ニ依リ事業設備新設擴張又ハ改良ニ對シ中止ヲ命ジタル場合ニハ大藏省理財局長ヨリ其ノ旨通報スヘキヲ以テ當事者ガ命令ニ從ヒ工事ノ中止ヲ爲セルヤ否ヲ監視スルコト

●揮發油及重油販賣取締規則

昭和十三年三月七日
商工省令第八號

〔北海券〕

改正 昭和十三年第一〇〇號、一五年第七四號

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ揮發油及重油販賣取締規則左ノ通定ム

揮發油及重油販賣取締規則

第一條 本則ニ於テ揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザル礦油ヲ、重油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八七六二ヲ超ユル黒色、褐色又ハ暗綠色ノ礦油ニシテ不透明ナルモノ（コールタールヲ除ク）ヲ謂フ

第二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ本則ニ依ル消印ノ押捺ナキ購買券（青色券ニ在リテハ當該販賣場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ發行シタルモノニ限ル）ト引換フルニ非ザレバ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 左ノ各號ノ一ニ該當スル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
 - イ 御料品
 - ロ 官廳用品
 - ハ 軍用品
- ニ 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節若ハ領事ノ自用品又ハ在本邦外國大使館、公使館若ハ領事館ノ公用品

〔北海券〕

- 二 揮發油ヲ一リットル以下賣渡ストキ
 - 三 重油ヲ五リットル以下賣渡ストキ
 - 四 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
 - 五 特別ノ事情ニ依リ當該販賣場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケ當該地方長官ノ發行シタル青色券以外ノ青色券ト引換ヘ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
 - 六 外國貨物タル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
 - 七 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アリタルニ因リ購買券ニ依ルコトヲ得ザルトキ
- 第二條ノ二 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ本則ニ依ル消印ノ押捺ナキ購買券（青色券ニ在リテハ當該販賣場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ發行シタルモノニ限ル）ニシテ使用セントスル揮發油又ハ重油ノ數量ニ相當スルモノニ當該販賣場ノ名稱及使用ノ年月日ヲ示ス消印ヲ押捺スルニ非ザレバ其ノ所有スル揮發油又ハ重油ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 揮發油ヲ一リットル以下使用スルトキ
 - 二 重油ヲ五リットル以下使用スルトキ
 - 三 石油精製ノ爲揮發油又ハ重油ヲ使用スルトキ

第七章 雜則

- 四 石油運搬用自動車又ハ石油運搬用船舶ニ揮發油又ハ重油ヲ使用スルトキ
 - 五 外國貨物タル揮發油又ハ重油ヲ使用スルトキ
 - 六 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アリタルニ因リ購買券ニ依ルコトヲ得ザルトキ
- 第三條 購買券ハ商工大臣ノ定ムル限度内ニ於テ地方長官之ヲ發行ス
- 第四條 購買券ハ揮發油ニ付テハ一ガロン券、五ガロン券、五リットル券、十リットル券、十八リットル（一罐）券、百リットル券及一キロリットル券ノ七種トシ重油ニ付テハ八十リットル（一罐）券、九十リットル（五罐）券、百八十リットル（十罐）券、一キロリットル券及十キロリットル券ノ五種トシ各種ニ付赤色及青色ノ別ヲ設ケ
- 購買券ハ別記様式ニ依ル
- 第五條 赤色券ハ揮發油又ハ重油ヲ船舶ニ使用セントスル者ニ、青色券ハ揮發油又ハ重油ヲ船舶以外ニ使用セントスル者ニ之ヲ交付ス
- 第五條ノ二 地方長官必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル團體ニ購買券ヲ交付スルコトヲ得
- 第五條ノ三 購買券ノ有効期間ハ其ノ交付ノ日ヨリ其ノ日ノ

屬スル月ノ翌翌月ノ末日迄トス

第五條ノ四 本則ニ依ル消印ノ押捺ナキ購買券ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受クルコトヲ得ズ但シ第五條ノ二ノ規定ニ依リ購買券ノ交付ヲ受ケタル團體當該購買券ヲ其ノ團體ヲ組織スル者ニ配布スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條ノ五 購買券ト引換ヘ買受ケタル揮發油又ハ重油ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受クルコトヲ得ズ但シ第五條ノ二ノ規定ニ依リ購買券ノ交付ヲ受ケタル團體當該購買券ト引換ヘ買受ケタル揮發油又ハ重油ヲ其ノ團體ヲ組織スル者ニ配給スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 購買券ノ交付ヲ受ケントスル者ハ交付申請書ヲ揮發油又ハ重油ヲ工場又ハ事業場ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ所在地ヲ、自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ主ナル使用地ヲ、船舶ニ使用セントスル場合ニ於テハ船舶港(漁船並ニ船鑑札規則第一條第一號及第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ所有者ノ住所、本則施行地ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ購入セントスル揮發油又ハ重油ノ販賣場ノ所在地)ヲ、ガソリン機四車、ガソ

〔北海券〕

リン自動車、ガソリン機関車又ハガソリン自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ地方鐵道又ハ軌道ヲ經營スル者ノ主ナル事務所ノ所在地ヲ、其ノ他ノ場合ニ於テハ其ノ者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

第五條ノ二ノ規定ニ依ル團體ハ交付申請書ヲ其ノ主ナル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

前二項ノ購買券交付申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 使用セントスル揮發油又ハ重油ノ數量
- 二 用途
- 三 使用設備ノ概要
- 四 使用豫定期間
- 五 交付ヲ受ケントスル購買券ノ種類及枚數
- 六 前同購買券ノ交付ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ種類及枚數

第二項ノ場合ニ於テハ前項第一號乃至第四號ニ掲グル事項ハ團體ヲ組織スル者ニ付之ヲ記載シ且團體ヲ組織スル者ノ氏名名稱及住所ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第六條ノ二 購買券ノ交付ヲ受ケタル者(第五條ノ二ノ規定ニ依リ團體ガ購買券ノ交付ヲ受ケタル場合ニ在リテハ當該

〔北海券〕

團體ヨリ購買券ノ配布ヲ受ケタル者)ハ遲滞ナク購買券ニ用途、氏名名稱及住所ヲ記入ノ上捺印スベシ

第七條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ船舶以外ニ使用スルモノナルコトヲ知リテ赤色券ト引換ヘ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第七條ノ二 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ赤色券ニ消印ヲ押捺シ船舶以外ニ其ノ所有スル揮發油又ハ重油ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換ヘタル購買券ニ引換後遲滞ナク當該販賣場ノ名稱及引換ヘ年月日ヲ示ス消印ヲ押捺スベシ

第九條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換ヘ又ハ第二條ノ二ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シタル購買券ヲ故ナク他人ニ引渡シ又ハ破棄スルコトヲ得ズ

第十條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ其ノ開設後一週間以内ニ左ニ掲グル事項ヲ販賣場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツベシ其ノ販賣場ヲ廢止シ又ハ届出テタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

- 一 販賣場ノ名稱及位置
- 二 取扱ニ係ル石油ノ種類

第七章 雜則

三 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ノ氏名名稱及住所

第十一條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名名稱及住所
- 二 販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所
- 三 使用シタル揮發油又ハ重油ノ數量、用途及使用ノ年月日
- 四 消印ヲ押捺シタル購買券ノ種類及枚數並ニ消印ヲ押捺シタル年月日

購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及地方長官ノ指定シタル者ガ揮發油ニ在リテハ一リツトル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リツトル以下ヲ販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第十二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ毎月左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 前月中ニ受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受

- 一 入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名名稱及住所
 - 二 前月中ニ販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所
 - 三 前月中ニ使用シタル揮發油又ハ重油ノ數量、用途及使用ノ年月日
 - 四 前月中ニ消印ヲ押捺シタル購買券ノ種類及枚數並ニ消印ヲ押捺シタル年月日
- 購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及前條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定シタル者ガ揮發油ニ在リテハ一リツトル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リツトル以下ヲ販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
- 第一項ノ報告書ニハ前月中ニ消印ヲ押捺シタル購買券ヲ添附スベシ

第十三條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條及第十一條ノ規定ハ昭和十三年五月一日ヨリ、第十二條ノ規定ハ同年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔北海券〕

本則施行ノ際現ニ揮發油若ハ重油ノ販賣業又ハ石油精製業ヲ營ム者ハ販賣場毎ニ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第十條各號ニ掲グル事項ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツベシ

附則 (昭和十三年商工省令第百號)

本令ハ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二條ノ改正規定ハ昭和十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ニ依リ效力ヲ失ヒタル従前ノ様式ニ依ル購買券(第八條ノ規定ニ依ル記載ナキモノニ限ル)ハ昭和十四年一月一日ヨリ一月ヲ限り申請ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)改正様式ニ依ル購買券ト引換フ

従前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル別記様式(略ス)

●揮發油及重油販賣取締規則

則施行細則

昭和十三年三月十三日 北海通令第十六號

改正 昭和十三年商令第八二號、一五年第九三號

揮發油及重油販賣取締規則施行細則左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

揮發油及重油販賣取締規則施行細則

〔北海券〕

- 第一條** 揮發油及重油販賣取締規則(以下規則ト稱ス)及本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ハ左ノ區別ニ從ヒ所轄警察署長ヲ經由シ長官ニ提出スベシ但シ緊急已ムヲ得ザル場合ニシテ所轄警察署長ヲ經由スル邊ナキトキ又ハ數警察署管内ニ互ル團體ニ於テ購買券ノ一括交付申請ヲナス場合ニ限り申請書ヲ直接長官ニ提出スルコトヲ得
- 一 工場鑛山及事業場ニ在リテハ其ノ所在地
 - 二 營業用自動車ニ在リテハ主タル營業所ノ所在地
 - 三 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用スル機關車又ハ機關車ニ在リテハ經營者ノ主タル事務所ノ所在地
 - 四 船舶ニ在リテハ船籍港、但シ漁船並ニ船鑑札規則第一條第一項第一號及第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ所有者ノ住所、規則施行地ニ船籍港ヲ有セザル船舶ニ在リテハ其ノ購入セントスル揮發油又ハ重油ノ販賣場ノ所在地
 - 五 精製業者又ハ販賣業者ニ在リテハ各販賣場ノ所在地
 - 六 長官ノ指定シタル團體ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地
 - 七 其ノ他ノモノニ在リテハ書類提出者ノ住所

第七章 雜則

第一條ノ二 規則第五條ノ二ノ規定ニ依ル指定ヲ受ケントスル團體ハ左ノ事項ヲ長官ニ届出ツベシ

- 一 團體ノ名稱及團體ノ組織者並ニ代表者ノ氏名
- 二 事務所ノ所在地
- 三 定款又ハ規約書
- 四 團體組織者ノ承諾書
- 五 購買券ノ配分方法
- 六 其ノ他特ニ指示セラレタル事項

長官前項ノ届出ニ對シ指定ヲナシタルトキハ之ヲ告示ス指定ヲ受ケタル團體届出事項ヲ變更シタルトキハ速ニ長官ニ届出ツベシ

長官必要アリト認メタルトキハ第二項ノ指定ヲ取消スコトアルベシ

第二條 規則第六條ノ規定ニ依ル購買券交付申請書ハ翌翌月分ヲ毎月五日迄ニ之ヲ長官ニ提出スベシ

但シ船舶ニ使用セントスル者ニシテ特別ノ事由アルトキハ使用開始ノ前々月五日迄ニ六月以内分ノ購買券交付ヲ申請スルコトヲ得

第三條 購買券ハ交付申請書ノ提出アリタル月ノ翌月二十五日ヨリ其ノ月ノ末日迄ニ申請書ヲ受理シタル警察署長之ヲ

交付ス但シ第一條但書ノ規定ニ依リ申請シタル購買券ハ直接之ヲ交付スルコトアルベシ

第四條 購買券ハ一月分宛之ヲ交付ス但シ第二條但書ノ申請者ニ對シテハ長官特別ノ事由アリト認メタル場合ニ於テハ六月分以内ノ購買券ヲ交付スルコトアルベシ

第五條 購買券ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ(申請數量ト異リタル數量ノ購買券ヲ交付シタル場合ヲ含ム)次回ノ購買券交付期日迄ハ購買券ヲ交付セズ但シ盜難、燒失其ノ他特別ノ事由アルモノニ對シテハ其ノ事由明白ナル場合ニ限リ交付ヲ受ケタル購買券ニ依リ購買スルコトヲ得ベカリシ數量ヨリ既ニ購買シタル數量ヲ引去リタル殘存數量ノ範圍内ニ於テ購買券ヲ交付スルコトアルベシ

第六條 削除

第七條 新ニ揮發油又ハ重油ヲ使用スル事業ヲ開始シタル者ニ對シテハ長官必要アリト認メタル場合ニ限り第二條及第三條ノ規定ニ拘ラズ購買券交付申請書ヲ提出セシメ購買券ヲ交付スルコトヲ得

第八條 規則第十二條ノ規定ニ依ル報告書ニハ集計表ヲ添附

〔北海券〕

シ毎月五日迄ニ之ヲ長官ニ提出スベシ

第九條 規則及本令ニ依ル書類及帳簿ノ様式ハ第一號乃至第四號様式ニ依ルベシ

第十條 揮發油及重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者購買券ト引換フルニ非ズシテ揮發油及重油ヲ販賣セントスルトキハ(揮發油一リットル、重油五リットル以下賣渡ストキヲ除ク)證明書ノ提示其ノ他ノ方法ニ依リ購買券ト引換フルニ非ズシテ揮發油及重油ヲ購入シ得ルモノナルコトヲ確認スベシ

第十條ノ二 揮發油及重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者規則第二條第五號ノ規定ニ依リ長官ノ發行シタル青色券以外ノ青色券ト引換ニ揮發油及重油ヲ販賣セントスルトキハ揮發油及重油ノ別、購買券發行廳府縣、交付年月、購買セントスル者ノ住所氏名、用途、數量及理由ヲ記載シタル許可申請書ヲ長官ニ提出スベシ

第十條ノ三 揮發油及重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者規則第二條ノ二ノ規定ニ依リ長官ノ發行シタル青色券以外ノ青色券ニ消印ヲ押捺シ揮發油及重油ヲ使用セントスルトキハ揮發油及重油ノ別、購買券發行廳府縣、交付年月、用途、數量及理由ヲ記載シタル許可申請書ヲ長官ニ提出スベシ

〔北海券〕

第十一條 揮發油及重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者規則第二條第七號ノ規定ニ依リ購買券ト引換ニ非ズシテ揮發油及重油ヲ販賣セントスルトキハ其ノ都度所轄警察署長ノ承認ヲ受クベシ規則第二條ノ二ノ第六條ノ規定ニ依リ購買券ニ消印ヲ押捺セズシテ揮發油及重油ヲ使用セントスルトキ亦同シ

第十一條ノ二 規則第五條ノ四但書ノ規定ニ依リ消印ノ押捺ナキ購買券ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受ケントスル者ハ揮發油及重油ノ別、購買券發行廳府縣、交付年月、讓渡人及讓受人ノ住所氏名、讓受人ノ使用目的、數量及理由ヲ記載シタル連名ノ許可申請書ヲ長官ニ提出スベシ規則第五條ノ五ノ規定ニ依リ購買券ト引換ヘニ買受ケタル揮發油及重油ノ讓渡讓受ヲ爲サントスルトキ亦同シ

第十一條ノ二 規則第五條ノ四但書ノ規定ニ依リ消印ノ押捺ナキ購買券ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受ケントスル者ハ揮發油及重油ノ別、購買券發行廳府縣、交付年月、讓渡人及讓受人ノ住所氏名、讓受人ノ使用目的、數量及理由ヲ記載シタル連名ノ許可申請書ヲ長官ニ提出スベシ規則第五條ノ五ノ規定ニ依リ購買券ト引換ヘニ買受ケタル揮發油及重油ノ讓渡讓受ヲ爲サントスルトキ亦同シ

第一號様式ノ一

自動車用揮發油購買券交付申請書

業種	種
交付ヲ受ケントスル購買券ノ種類、數量	
使用期間	

第七章 雜則

備考	預定運行方法	前同交付ヲ受ケタル 購買券ノ種類、數量	使用車種	
			自動車 車輛番號	種
				一五七吋級
				一三一吋級
				乘用車級
				小型三輪車
				小型四輪車
				サイドカー
				オートバイ
				特殊車

右購買券交付相成度此段及申請候也

年 月 日

申請人 住所

氏

名

北海道廳長官

殿

備考

- 一 使用車輛中軸間距離一四〇吋以上八一五七吋級ニ、一四〇吋未満八一三一吋級ニ記入スルコト
- 二 豫定運行方法ハ貨物自動車ニ限り市内小運搬、何地ニテ何々運搬ト具體的ニ記入スルコト
- 三 購買券再交付申請書ハ本様式ニ依リ備考欄ニ其ノ事由ヲ記入スルコト

第一號様式ノ二

船舶用購買券交付申請書

申請者ノ業種

業 使用豫定期間

至 自 月 月 日 日 日間

〔北海券〕

〔北海券〕

備考	要概ノ船舶用使			右増減ノ理由	前同ノ申請量ト ノ比較増減量	用途	油別	昭和 年 月 日
	丸	丸	丸					
					増			
					減			
					増			
					減			
					増			
					減			
					増			
					減			

住所

申請者 氏

名印

昭和 年 月 日

北海道廳長官

殿

第一號様式ノ三

第七章 雜則

購買券交付申請書(自動車、船舶ヲ除ク他一切ノモノ)

備考	警察署ノ意見	種類型式	馬力數又ハサハ基數	一日平均作業時間	記	使用豫定期間		用途	重揮油ノ別	申請者ノ種	所在地	申請者ノ稱	臺帳番號
						前同交付ヲ受ケタル購買券ノ種類及枚數	前同購買券ノ交付ヲ受ケタル年月日						
						購買券ノ種類及枚數	前同交付ヲ受ケタル年月日						
						立哦券	年 月 日						
						立哦券	年 月 日						
						立哦券	年 月 日						

右購買券交付相成度此段及申請候也
年 月 日

〔北海券〕

〔北海券〕

住所

申請人氏

名

北海道廳長官 殿

- 備考 一、本表ハ自動車、船舶以外ノモノ一切ニ使用スルコト
 二、本表ハ揮發油又ハ重油毎ニ別紙ニテ提出スルコト
 三、ゴム工業ニ在リテハ原料ノ數量及一日ノ貼合セ作業時間ヲ記事欄ニ特記スルコト
 四、機關車ヲ使用スル鐵道、軌道ニ在リテハ走行區間一日平均走行行程ヲ記事欄ニ特記スルコト
 五、再交付申請書ハ本様式ニ依リ記事欄ニ其ノ事由ヲ明記スルコト

第一號様式ノ四

團體ニ依ル自動車用揮發油購買券交付(再交付)申請書

申請團體ノ名稱 並ニ事業ノ種別	代表者ノ氏名	事務所所在地	團體ノ地域及組織者ノ數	車輛ノ種別	車輛ノ數	使用豫定期間		運行情況
						交付ヲ受ケントスル總數量及購買券ノ種類、枚數	買券ノ種類、枚數	
				營業用貨物車	七時五十分 一小時 シナル四輪車	三 特殊車	業用車 乗用車 小型車	券券券券 枚枚枚枚 券券券券 枚枚枚枚立

第七章 雜則

八〇三

申請者ノ業種	漁業	使用豫定期間	自 月 日 至 月 日
揮發油ノ別		交付ヲ受ケントスル購買券ノ種類及枚數	一八立券 枚
噸數立ニ馬力		噸數	立 枚
再交付又ハ長期購買券申請ノ場合其ノ事由		交付ヲ受ケントスル數量	立

右指定團體ニ對スル購買券交付(再交付)相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

住所

申請人組合名

代表者 氏

名

北海道廳長官

殿

申請内譯

船名	種類ノ	農力	甲板下噸數	漁業ノ種類	漁場ノ位置	一ヶ月航交トスル數量	氏名	記	事

〔北海勞〕

第一號様式ノ七

船舶用購買券交付申請書(團體用)

〔北海勞〕

油別	使用セントスル數量	船舶總隻數	前同ノ申請量トノ比較増減量	右増減ノ理由	備考	油		自 月 日 至 月 日
						噸立	使用豫定期間	
			増			噸立	前同交付ヲ受ケタル年 月 日	昭和 年 月 日
			減			噸立	前同ノ總交付量	昭和 年 月 日

右指定團體ニ對スル購買券交付相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請團體住所

團體名

右代表者氏名印

北海道廳長官

殿

船舶用購買券交付申請内譯

第七章 雜則

八〇四

備考	使用船舶ノ要概			船舶ノ種類	軸馬力	總噸數	航行區域	一月ノ就航日數	一日ノ平均航海時間	一日ノ平均消費量	記事	申請者ノ業種	油別	使用セントスル數量	用途	前同ノ申請量トノ比較増減量	右増減ノ理由	使用豫定期間	自昭和年月日	至昭和年月日	
	丸	丸	丸																		

第二號様式

揮發油、重油販賣場届出書

〔北海券〕

住所

申請者氏

名

〔北海券〕

備考	取扱ニ係ル石油ノ種類	販賣場ノ所在地	販賣場ノ名稱	販賣業者又ハ石油精製業者ノ氏名、名稱及住所	貯藏設備ノ概要	販賣場責任者	備考

右及届出候也

昭和 年 月 日

住所

届出人氏

名

北海道廳長官

殿

備考

- 一、本届出書ハ販賣場毎ニ提出スルコト
- 二、届出後變更アリタルトキハ一週間以内ニ其ノ旨届出ヅルコト

第七章 雜則

三、數箇所ニ販賣場ヲ有スルモノニアリテハ備考欄ニ其ノ旨ヲ記載スルコト

第三號様式

揮發油、重油受入及販賣高竝使用高

合計	立	圓	受		販		賣		使		用	
			月日	數量	價格	月日	數量	價格	月日	數量	用途	種類
			受入先住所氏名又ハ名稱		販賣先住所氏名又ハ名稱		引換ヘタル購買券枚數					
合計	立	圓										

備考

- 一、本帳簿ハ各販賣場ニ揮發油、重油毎ニ備付クルコト
- 二、販賣先ノ氏名、名稱、住所欄ニハ購買券ニ依ラズシテ販賣シタルモノヲ記入シ且認印ヲ徴シ置クコト
- 三、購買券ニ依ラズシテ外國貨物タル揮發油及重油ヲ賣渡シタル場合ハ(合計欄ヲ含ム)朱書スルコト
- 四、數量ハ實際取扱ヒタル通リノ單位ヲ明確ニ記入シ置クモノトス、但シ合計欄ハ揮發油ハ噸、重油ハ立ヲ單位ニ記入スルコト

第四號様式

〔北海勞〕

〔北海勞〕

月分揮發油受入及販賣並使用高報告書

合計	立	圓	受		販		賣		使		用	
			月日	數量	價格	月日	數量	價格	月日	數量	用途	種類
			受入先住所氏名又ハ名稱		販賣先住所氏名又ハ名稱		引換ヘタル購買券枚數					
合計	立	圓										

備考

- 一、本報告書ハ販賣場毎ニ揮發油及重油別ニ前月分ヲ取纏メ作成シ毎月(五日)迄ニ提出スルコト
- 二、販賣先ノ氏名ハ名稱及住所ハ購買券ト引換ヘ販賣シタル場合ニ於テハ記載スルヲ要セザルコト
- 三、購買券ニ依ラズシテ外國貨物タル揮發油及重油ヲ賣渡シタル場合ハ(合計欄モ含ム)朱書スルコト
- 四、數量ハ實際取扱ヒタル通リノ單位ヲ明確ニ記入シ置クモノトス但シ合計欄ハ揮發油ハ噸、重油ハ立ヲ單位ニ記入スルコト

第四號様式ノ二 (總令第八條ニ依ル集計表ノ様式)

月分揮發油及重油受入販賣使用高集計表

第七章 雜則

種別	受入	販賣者ノ費用及販賣ノ高及自費									
		購券買券ノ費用及販賣ノ高及自費									
		販賣ノ高					自費				
揮發油 (哦)	府發行廳ノ購買券ノ名	赤券									
		青券									
		計									
		府發行廳ノ購買券ノ名									
重油 (立)	府發行廳ノ購買券ノ名	赤券									
		青券									
		計									
		府發行廳ノ購買券ノ名									

〔北海券〕

差引	總計	使用家ノ高					
		使用家ノ高					
		小計			大計		
		精製業者又ハ販賣業者ノ販賣	合計	小計	販賣ノ高	購買券ノ高	依券ノ高

〔北海券〕

何月分揮發油及重油集計表右之通ニ有之候條此段及報告候也

昭和 年 月 日

北海道廳長官 殿

肩人 名稱 氏 名

〔備考〕
第七章 雜則

第七章 雜則

- 一、本表ハ各販賣場毎ニ集計作成ノ上第十二條ノ規定ニ依ル報告書ニ添付シテ提出スルコト
- 二、前月ヨリノ繰越高ヲ受入高欄ニ併記スルコト
- 三、揮發油ハ「米ガロン」ヲ重油ハ「立」ヲ單位トスルコト

(參考) 換算率 一立—〇、二六四—七三米噸

一米噸—三、七八五四三立

揮發油及重油販賣取締規則施行細則取扱手續

昭和十三年三月十三日
北海道廳訓令第十三號

改正 昭和十三年訓令第六五號、一五年第七四號

警察部 警察署

揮發油及重油販賣取締規則施行細則取扱手續左ノ通定ム

揮發油及重油販賣取締規則施行細則取扱手續

- 第一條 警察署長揮發油及重油販賣取締規則(以下規則ト稱ス)第二條ノ規定ニ依ル購買券ノ交付申請書ヲ受理シタルトキハ速ニ左ノ各號ノ事項ニ就キ調査スベシ
 - 一 申請書記載事項ハ事實ニ相違ナキヤ
 - 二 過去一月以内ノ業績殊ニ燃料消費ノ狀況
 - 三 代用燃料ノ使用、設備ノ轉換、事業ノ調整、經營ノ合理化等ノ計畫並ニ實施事項
 - 四 申請セル燃料使用計畫ノ適否

〔北海券〕

第二條 警察署長前條ノ調査ヲ完了シタルトキハ申請書正本全部ヲ取鑑メ意見ヲ具シ第一號様式ニ依ル集計表ヲ添附ノ上毎月十日迄ニ到達スル様警察署長ニ進達スベシ但シ自動車ニ關スル申請書ハ翌月十日迄ニ進達スベシ

第三條 警察署長購買券ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ第二號様式ニ依ル送付書ト對照シ第三號様式ニ依ル報告書ヲ警察署長ニ提出スベシ

第四條 警察署長ハ毎月二十五日ヨリ其ノ月ノ末日迄ニ別ニ送付ヲ受ケタル第四號様式ニ依ル購買券交付命令書ニ依リ購買券ヲ申請者ニ交付スベシ但シ遠隔ノ土地ニシテ數量尠少ナルモノ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ警部補派出所、巡查部長派出所又ハ巡查駐在所ニ於テ交付セシムルコトヲ得

第五條 警察署長及警察署長購買券ヲ交付セントスルトキハ受領者ガ本人又ハ正當ナル代理人ナルコトヲ確認シタル上其ノ都度所要購買券ニ第四號様式ニ依ル購買券交付命令書

〔北海券〕

ニ記載シタル臺帳番號及交付年月日ヲ記入ノ上北海道廳印又ハ署印ヲ押捺シ交付命令書ノ受領者印欄ニ認印ヲ捺スベシ

第六條 購買券及購買券ニ押捺スル警察署印ハ署長又ハ次席者ニ於テ嚴重之ヲ保管スベシ

第七條 警察署長ハ第六號様式ニ依ル購買券受納簿ヲ備ヘ受拂ノ都度之ヲ整理シ其ノ收支ヲ明確ニ爲シ置クベシ

第八條 警察署長揮發油及重油販賣取締規則施行細則(以下細則ト稱ス)第五條及第七條ノ規定ニ依ル購買券交付申請書ヲ受理シタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ具シ速ニ警察部長ニ之ヲ進達スベシ

細則第十條ノ二、第十條ノ三、第十一條ノ二ノ規定ニ依ル許可申請書ヲ受理シタル場合亦同シ

第九條 警察署長、販賣場ヨリ規則第十二條ノ規定ニ依ル報告書ノ提出アリタルトキハ報告書ニ記載シタル販賣先及受入先ハ事實ニ相違ナキヤ及添附購買券ノ枚數並ニ整理ノ狀況ヲ調査シ第七號様式ニ依ル集計表ヲ添附シ毎月十日迄ニ警察部長ニ之ヲ進達スベシ

第十條 警察署長細則第十一條ノ規定ニ依ル申請ヲ受理シタル

第一號様式

第七章 雜則

ルトキハ其ノ事實ヲ調査シ事情已ムヲ得ズト認メタルトキハ十日分ヲ超エザル範圍内ニ於テ販賣ヲ承認シ其ノ旨直ニ警察部長ニ報告スベシ

前項ノ承認ハ五日分ヲ超エザル範圍内ニ於テ警部補派出所、巡查部長派出所又ハ巡查駐在所ニ於テ之ヲ爲サシムルコトヲ得

前二項ノ承認ヲ與ヘタルトキハ第八號様式ニ依ル承認簿ニ之ヲ記入シ置クベシ

第十一條 署長ハ販賣場及月百立以上(鐵、工業用ニ在リテハ一坪以上)ノ石油消費者ニ對シテハ隨時警察官吏ヲシテ臨檢セシムベシ但シ船舶ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 警察署長燃料消費現正上重要ト認ムル事項ヲ認知シタルトキハ速ニ警察部長ニ報告スベシ

第十三條 削除

第十四條 削除

第十五條 警察署長ハ第十一號様式ニ依ル販賣場臺帳ヲ備ヘ所定事項ヲ記載シ記載事項ニ變更アリタルトキハ其ノ都度加除訂正シ置クベシ

() 月分)揮發油使用集計表

區別	自動車用合計	官廳用		公署用		自家用		マクシーハイヤー用
		貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	
其ノ月ニ對スル推定需 要量								
車輛工業 漁船等ノ數								
供給者側ノ 調査ニ依ル 供給(販賣) 量								
消費者ノ調査ニ依ル消費量(括弧内ニ車輛 數ヲ記入ノコト)								
普通自動車	()	()	()	()	()	()	()	()
特殊自動車	()	()	()	()	()	()	()	()
小型自動車	()	()	()	()	()	()	()	()
四輪車	()	()	()	()	()	()	()	()
三輪車	()	()	()	()	()	()	()	()
サイドオート バイ	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()

〔北海勞〕

警 察 署

バス用	營業用貨物車用	制限セザル特殊車用	ガソリンカー	嶺山用	工業用合計	工場工業用	塗料工業用	浸出工業用
()	()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()	()

〔北海勞〕

昭和 年 月 日

第三號様式

燃料購買券到着報告書

押	油		重	油		券
	一噸券 枚	五噸券 枚		一噸券 枚	五噸券 枚	
青	一噸券 枚 五噸券 枚	一噸券 枚 五噸券 枚	青	一噸券 枚 五噸券 枚	一噸券 枚 五噸券 枚	券
赤	一噸券 枚 五噸券 枚	一噸券 枚 五噸券 枚	赤	一噸券 枚 五噸券 枚	一噸券 枚 五噸券 枚	券
券	一噸券 枚 五噸券 枚	一噸券 枚 五噸券 枚	券	一噸券 枚 五噸券 枚	一噸券 枚 五噸券 枚	券

【非集券】

第四號様式

保燃券 昭和 年 月 日號

月分揮發油購買券交付命令書

警察署 村町市分

保安課

受領者印	受領年月日	計	一噸券	一〇噸券	一〇噸券	一八噸券	一〇噸券	計	一噸券	五噸券	一噸券	名	氏	番臺號
	月 日 年	立						哦						
	月 日 年	立						哦						
	月 日 年	立						哦						
	月 日 年	立						哦						
	月 日 年	立						哦						
	月 日 年	立						哦						
	月 日 年	立						哦						
	月 日 年	立						哦						
	月 日 年	立						哦						
	月 日 年	立						哦						

第八章 工場法規ノ解釋ト參

考資料

例言

- 一 汗牛充棟モタマナラヌ法令ヲ一々誦ニスルコトハ識者ト雖モ難シトスルトコロデアアル。
- 併シ乍ラ自己ニ最モ緊密ナル關係アル法令ハ之ヲ充分了知シナケレハナラナイ。工場法規ハ工業主須知ノ法規デアアル。
- 二 茲ニ工場法規ニ就テト題シ主トシテ工業主ノ便宜ノ爲其ノ必要ナル事項ヲ記述シタルモノアルカ極メテ概略的デアアル。省略シタ點ニ付テハ法規ノ精讀ニ俟タナケレハナラナイ。
- 三 略語ハ左ノ例ニ依ル。

- 〔法〕 工場法
- 〔令〕 工場法施行令
- 〔則〕 工場法施行規則
- 〔細〕 工場法施行細則
- 〔取〕 工場取締規則

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

〔扱〕 工場取締規則取扱手續

〔健〕 健康保險法

〔工〕 工業労働者最低年齢法

〔工則〕 工業労働者最低年齢法施行規則

〔工細〕 工業労働者最低年齢法施行細則

四 記述中長官トアルハ云フ迄モナク北海道廳長官デアル年齢ハ凡テ滿ニテ謂フ。

工場法規ノ話

第一篇 工場法規ノ概要

第一 工場法ノ適用範圍

工場法ハ云フ迄モナク工場ニ適用サレルノテアルカ然シ必スシモ總テノ工場ニ及ホサレル譯テハナク其ノ適用ヲ受ケルノハ

- 一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場。但シ左ノ事業ノミヲ營ム工場テ原動機ヲ使用シナイモノハ工場法ノ適用ヲ受ケナイ。茲ニ謂フ原動機トハ蒸氣機關、蒸氣タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ベルトン水車及電動機デアアル。(法第一條、令第一條、則第一條)
- 1 寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ駄ノ製造
- 2 行李、簾、籠、和傘骨其ノ他ノ杞柳、簾、竹、竹ノ

- 皮、經木、薑、葱又ハ藥ノ手工品ノ製造
 - 3 經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製
 - 4 「アマン」、「バナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製
 - 5 扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造
 - 6 紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造
 - 7 形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造
 - 8 手工ニ依ル被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫
 - 9 手工ニ依ル組紐ノ編製
 - 10 刺繡「レース」、「パテンレース」又ハ「ドロインウオーク」ノ業
- 鑛山業ニ附屬スル一切ノ工場ハ鑛業法令ノ取締ヲ受クルノ故ヲ以テ工場法ノ適用カラ除外サレテ居ル。(令第二條)
- 官立工場及公立工場ニハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外工場法力適用サレル。尤モ官立工場ニ於ケル職工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程即チ傭人扶助令ニ依テ居ル。(法第二十五條、令第二十條)
- 二 使用スル職工ハ十人未滿ナルモ事業ノ性質危險ナルカ

〔北海勞〕

- 又ハ衛生上有害ナル工場。(法第一條)
- 其ノ事業ノ種類ハ左ノ通テアル。(令第三條)
- 1 毒劇物又ハ毒劇藥ノ製造
- 2 動物ノ飼製
- 3 水銀ヲ用フル計器ノ製造
- 4 水銀唧筒ヲ用フル魔法機ノ製造
- 5 鉛ヲ用フル鐘ノ製造
- 6 珐瑯鐵器又ハ珐瑯藥ノ製造
- 7 塗料、顏料、印刷用インキ又ハ繪具ノ製造
- 8 亞硫酸瓦斯「クロール」瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用フル事業
- 9 硫黃ノ精製
- 10 「チアン」加里又ハ硫酸鹽ヲ用フル金屬ノ熱處理
- 11 「フアグチス」ノ製造
- 12 脂肪油ノ製造
- 13 「ホイール」油ノ製造
- 14 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル製革紙布又ハ防水紙布ノ製造
- 15 溶劑ヲ用フル護膜製品ノ製造
- 16 溶劑又ハ「ラパーセメント」ヲ用フル護膜製品ノ貼合

〔北海勞〕

- 17 溶劑ヲ用フル油脂ノ採取
- 18 溶劑ヲ用フル芳香油ノ製造
- 19 溶劑ヲ用フル野草莖ノ捺染
- 20 溶劑ヲ用フル模造眞珠ノ製造
- 21 溶劑ヲ用フル「ドライクリーニング」(單ニ拂拭スルモノヲ除ク)
- 22 溶劑ヲ用フル絆創膏ノ製造
- 23 「タンニン」酸ノ製造
- 24 合成染料又ハ其ノ中間物ノ製造
- 25 「セルロイド」ノ製造、加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工
- 工
- 26 硝化線ノ製造
- 27 「コロザウム」ヲ用フル紙擦製品ノ製造
- 28 「エーテル」ノ製造
- 29 酒精ノ製造又ハ變性
- 30 「グアイスコーズ」ノ製造
- 31 「テレピン」油ノ蒸溜又ハ精製
- 32 餾油ノ蒸溜、精製又ハ罐詰
- 33 「アスファルト」ノ精製
- 34 瀝質物ヲ用フル建築用ノ「フェルト」又ハ紙ノ製造

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

- 35 鑄寸ノ製造
- 36 火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
- 37 金屬ノ溶融又ハ精鍊
- 38 電氣又ハ瓦斯ヲ用フル金屬ノ溶接又ハ切斷
- 39 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造
- 40 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ用フル製氷
- 41 動力ニ依ル製材
- 42 電氣業(發電所、變電所、蓄電所及開閉所)
- 43 電球ノ製造
- 44 硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉砕
- 45 金屬、骨、角又ハ貝殼ノ乾燥研磨
- 46 動力ニ依ル金屬箱又ハ金屬粉ノ製造
- 47 動力ニ依ル鑽石、土砂、貝又ハ骨ノ粉砕
- 48 電氣用「カーボン」ノ製造
- 49 石炭瓦斯又ハ骸炭ノ製造
- 50 「カーバイト」ノ製造
- 51 石炭ノ製造
- 52 「フェルト」又ハ吹付羅紗(粉狀纖維ヲ用フル模造羅紗)ノ製造
- 53 起毛又ハ反毛ノ作業

- 54 製糖
 - 55 麻ノ梳解
 - 56 古綿、落綿、古麻、屑紙、屑綿絲、屑毛又ハ襪襪類ノ選別
 - 57 骨炭又ハ血炭ノ製造
 - 58 毛皮ノ精製、製革又ハ製膠
 - 59 毛髮又ハ羽毛ノ精製
 - 60 其ノ他内務大臣ノ命令ヲ以テ指定スル事業
- 別記別記事業ノ末段ニ依テ指定セラレタルモノハ今ノ所ナシ。

第二 就業制限

一 就業年齢ノ制限

工業労働者ノ最低年齢ハ從來工場法第二條ニ規定スルノミテ、工場以外ノ一般労働者ニ付テハ何等規定スル所カナカツタカ、改正工場法ニ於テハ最低年齢ニ關スル部分ヲ削除シテ之ヲ工業労働者最低年齢法ニ移シ、工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ労働者タルト其ノ他ノ工業労働者タルトヲ問ハス、年齢ノ制限ニ付テハ總テ同法ニ規定サルコトニナツタ。第二篇ヲ參照セラレヌイ。

二 就業時日ノ制限

〔北海道〕

一月ニ付七日ヲ超エナイ期間就業時間ヲ二時間以内延長スルモ差支ヘナイ。(法第八條第三項、則第二條、細第八條)

ハ 季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ一定ノ期間ニ付豫メ長官ノ認可ヲ受ケレハ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エナイ限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトモ出來ル。此場合認可ヲ得タ期間内ハ前項ハ適用サレナイ。(法第八條第四項、則第二條、細第九條)

ニ 夏季(六月ヨリ八月迄)一日ニ一時間ヲ超エル休憩時間ヲ設ケタ場合ニハ、長官ノ許可ヲ受ケ其ノ超過時間以内ノ限度ニ於テ就業時間ヲ延長スルコトモ出來ル。但シ延長時間ハ一時間以内トス。(法第七條第三項、則第二條、細第五條)

三 深夜業ノ制限

保護職工ヲ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル深夜ノ間ニ於テ就業セシメルコトハ禁止サレテ居ル。(法第四條)但シ是ニモ左ノ例外カアル。
イ 長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシメルコトカ出來ル。(法第四條但書、細第三條)

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

就業時日ノ制限ヲ受クルノハ總テノ職工ニ付テハナク所謂保護職工ニ限ラレテキル。保護職工トハ女子及年少者ヲ謂フ。保護職工ニ付テ就業時日ノ制限アルハ女子及年少者ハ心身共ニ薄弱テ抵抗力ニ乏シク其ノ爲健康ヲ害スルコトカ尠クナイカラ、衛生上特ニ保護スル必要アルニ基イテ居ル。

1 就業時間

保護職工ハ一日十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトカ出來ナイ。但シ左ノ例外カ認メラレテ居ル。(法第三條)

イ 避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニハ長官ノ許可ヲ得テ期間ヲ限り就業時間ヲ延長スルコトカ出來ル。(法第八條第二項、則第二條、細第六條)

急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニハ、繼續四日以上ニ互ラス且一月ニ付七日ヲ超エナイ限り前段ノ許可ヲ受ケナクテモ時間ヲ延長スルコトカ出來ル。(法第八條第二項但書、則第四條)

ロ 臨時必要アル場合ニハ其ノ都度豫メ長官ニ届出テ

〔北海道〕

ロ 避クヘカラサル事由ニ依リ臨時必要アル場合ニハ長官ノ許可ヲ得テ期間ヲ限り十六歳以上ノ女子ヲ深夜ト雖モ就業セシメルコトカ出來ル。(法第八條第二項、則第二條、細第六條)急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニハ、繼續四日以上ニ互ラス且一月ニ付七日ヲ超エナイ限り前段ノ許可ヲ受ケ深夜就業セシメテ差支ナイ。(法第八條第二項但書、則第四條)

3 休日

毎月少クとも二回ノ休日ヲ設ケネハナラヌ、但シ是ニハ左ノ例外カアル。

避クヘカラサル事由ニ由リ臨時必要アルトキ長官ノ許可ヲ得レハ期間ヲ限り休日ヲ廢スルコトカ出來ル(法第八條第二項、則第二條、細第六條)急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ、繼續四日以上ニ互ラス一月ニ付七日ヲ超エナイ限り前段ノ許可ヲ受ケテ休日ヲ廢スルコトヲ得ル此場合ニハ就業時間及深夜就業ノ場合ト同シク事前ノ許可ヲ要シナイ代リニ事後ニ長官ニ届出ヲ必要トスル。(法第八條第二項但書、則

第四條

4 休憩時間

一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ設ケネハナラヌ。(法第七條第一項)

休憩時間ハ一回ニ之ヲ與フルコトヲ要セス分割シテ差支ナイカ保護職工ノ全員ヲ通シテ一齊ニ與フルコトヲ必要トスル。但シ長官ノ許可ヲ得レハ交替ニ依ル休憩トスルコトカ出來ル。(法第七條第二項、細第三條)

三 操業ノ制限

保護職工ニ對シテハ前述ノ就業時日ノ制限アルト共ニ操業ニ付テモ制限ヲ設ケ危險又ハ衛生上有害ト認ムヘキ業務ニ就クコトヲ禁止サレテ居ル。

1 保護職工ヲ左ノ危險ナル業務ニ從事セシムルコトハ出來ナイ。(法第九條、第十一條、則第五條)

- イ 原動機、電氣機械其ノ他ノ機械又ハ動力傳導裝置
- ニ 附屬スル勢輪、曲柄、連接、桿、聯桿器、ピストンロッド
- ホ 椰子桿、發電機ノ「コンミニュテーター」、轉子、銳利ナル刃物、齒輪、調帶車、車軸、車軸接手又ハ之ニ準スヘキ危險ナル部分ヲ其ノ運轉中ニ掃除、注油、

〔北海道〕

検査又ハ修繕スル業務

危險ナル方法ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ又ハ取外シテ爲ス業務
ハ 汽罐ノ焚火、給水弁、阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱

ニ 發電機、電動機、發電機ノ抵抗器若ハ變壓器ノ取扱又ハ高壓電線ノ接續

ホ 鋼機ニ木材ヲ送給スル業務
ハ 危險ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニシテ完全ナル構圖其ノ他危險豫防ナキモノ又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務

ト 完全ナル構圖其ノ他ノ危険豫防裝置ナキ車輪道、足場其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

2 十六歳未満ノ少年工ハ左ノ衛生上有害ト認ムヘキ業務ニ從事セシムルコトヲ得ス。(法第十條、第十一條、則第六條)

- イ 砒素若ハ水銀又ハ其ノ化合物、黃磷、硫化磷、チアソ水素酸、「チアソカリウム」、「フルオール」水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸苛性ナトロン、石炭酸其ノ他之ニ準スヘキ毒劇性料品ヲ取扱フ業務

〔北海道〕

ロ 「カリウム」、「ナトリウム」、過酸化ナトリウム、「エーテル」、「石油ペンジン」、「アルコホル」、二硫化炭素其ノ他之ニ準スヘキ發火性又ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務

ハ 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ業務

ニ 火藥、爆藥又ハ火工品ヲ取扱フ場所ニ於ケル業務

ホ 金屬、鑛物、土石、骨、角、産糞、獸毛、棉、麻、糞等ノ塵埃粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

ハ 砒素、水銀、黃磷、鉛、チアソ水素酸、「フルオール」、「アニリン」、「オローム」若ハ「グロール」又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸気若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

ト 多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務又ハ金屬、鑛物、土石類ノ熔融又ハ煨燒ヲ爲ス高熱ノ場所、高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

以上ノ中(ト)ハ有害ノ程度カ高イト云フ理由テ十六歳以上ノ女子ニ對シテモ其ノ就業ヲ禁止サレテ居ル。(則第七條)

四 病者ノ就業制限

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

検査又ハ修繕スル業務

危險ナル方法ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ又ハ取外シテ爲ス業務
ハ 汽罐ノ焚火、給水弁、阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱

ニ 發電機、電動機、發電機ノ抵抗器若ハ變壓器ノ取扱又ハ高壓電線ノ接續

ホ 鋼機ニ木材ヲ送給スル業務
ハ 危險ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニシテ完全ナル構圖其ノ他危險豫防ナキモノ又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務

ト 完全ナル構圖其ノ他ノ危険豫防裝置ナキ車輪道、足場其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

2 十六歳未満ノ少年工ハ左ノ衛生上有害ト認ムヘキ業務ニ從事セシムルコトヲ得ス。(法第十條、第十一條、則第六條)

- イ 砒素若ハ水銀又ハ其ノ化合物、黃磷、硫化磷、チアソ水素酸、「チアソカリウム」、「フルオール」水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸苛性ナトロン、石炭酸其ノ他之ニ準スヘキ毒劇性料品ヲ取扱フ業務

1 左ニ掲グル疾病ニ罹レル者ヲ就業セシムルコトハ出來ナイ。尤モ(ト)ホノ疾病ニ罹レル者ニ付傳染豫防ノ處置ヲ爲シタ場合ハ必スシモ就業ヲ禁止シナイ。(法第十二條、則第八條第一項)

イ 精神病

ロ 癩、肺結核、喉頭結核

ハ 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髄膜炎其ノ他之ニ準スヘキ急性熱性病

ニ 瘧毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病

ホ 膿漏性結膜炎、トラホーム(著シク傳染ノ虞アルモノ)其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病

以上ノ疾病ニ罹レル者ヲ發見シタルトキ、其ノ罹病者カ死亡又ハ治癒シタルトキ、傳染豫防ノ處置ヲ爲シテ

(ニ)若ハ(ホ)罹病者ヲ就業セシメタルトキハ何レモ長官ニ届出ネハナラヌ。(細第二十四條、第二十七條)

2 工業主ハ肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症増悪ノ虞アル場合ニハ之ヲ就業セシムルコトガ出來ナイ。(法第十二條、則第八條第二項)

3 工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ヲ其症

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

賃消失シタ後ト雖モ健康ノ回復セヌ場合ハ之ヲ就業セシメルコトヲ禁止サレテ居ル。但シ醫師ノ意見ヲ徴シテ支障ナシト認メル業務ニ就カストキハ此ノ限りテナイカ前ト同様長官ニ届出ネハナラヌ。(法第十二條、則第八條第三項、細第二十七條)

4 職工カ就業中又ハ工場附屬建設物内ニ於テ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ遅滞ナク醫師ヲシテ診断又ハ検査ヲ爲サシメナケレハナラヌ。(則第十四條)

五 妊娠婦ノ就業制限

1 四週間以内ニ出産スヘキ旨ヲ以テ休業ヲ求メタ妊娠婦ヲ就業セシムルコトヲ得ナイ。事實多少ノ遅延ヲ來スコトアリトスルモ本人ノ申立カ虚構テナイ限り休業セシムヘキテアル。(則第九條第一項)

2 産後六週間ヲ経過シナイ者ヲ就業セシメルコトハ出來ナイ。尤モ産後四週間ヲ経過シタ者カ就業スルコトヲ求メタ場合ニ於テ、醫師ノ意見ヲ徴シ支障ナシト認メル業務ニ就カシメルノハ妨ケナイ。此場合モ長官ニ届出ヲ要スル。(法第十二條、則第九條第二項、細則第二十七條)

〔北海勞〕

六 生兒哺育者ノ制限

生後滿一年ニ達シナイ生兒ヲ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分以内ニ限り其ノ生兒ヲ哺育スヘキ時間ヲ求メルコトカ出來ル。哺育時間中ハ其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ナイ。(則第九條ノ二)

第三 扶助附屬旅費

一 扶助義務ノ發生

工業ニ依ル災害ハ豫防施設ニ依リ之ヲ防止シ得ルモノ固ヨリ尠クハナイカ絕對ニ除去スルコトハ困難ナルカラ災害發生ノ事後ニ於ケル救済方法ヲ講スルノハ職工ノ保護上當然テアル。茲ニ於テ法ハ職工カ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ之ニ對シテ扶助ノ義務ヲ負フ旨規定シテ居ル。此ノ義務ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテモ變更セラレルコトハナイ。(法第十五條、令第四條)

二 扶助ノ種類

1 療養ノ扶助
工業主ハ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル職工ニ對シテハ其ノ全瘡又ハ死亡スルニ至ル迄自分ノ費用ヲ以テ療養ヲ施スカ或ハ療養ニ必要ナル費用ヲ支給シナケレ

〔北海勞〕

〔ナラヌ。(令第五條)

2 休業扶助料

職工カ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケナイトキハ工業主ハ(1)ノ療養ノ扶助ヲ爲スノ外初メノ百八十日ハ一日ニ付賃金ノ六割以上ヲ支給シ百八十日以後ハ賃金ノ四割以上ヲ支給シナケレハナラヌ(令第六條)

3 障害扶助料

職工ノ負傷又ハ疾病カ治癒シタルモ之カ爲不具、廢疾其ノ他ノ障害ヲ存スルトキハ工業主ハ其ノ状態ノ如何ニ應シテ左ノ障害扶助料ヲ支給シナケレハナラナイ。(令第七條)

イ 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 賃金五百四十日分以上

ロ 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金三百六十日分以上

ハ 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ 賃金百八十分分以上
ニ 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

4 遺族扶助料及葬祭料

職工カ業務ノ爲即死シ或ハ業務上ノ負傷又ハ疾病ノ結果死亡シタルトキハ工業主ハ遺族若ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタ者ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給シナケレハナラヌ。(法第十六條、令第八條)

職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタ者カ葬祭ヲ行フ者ニ賃金三十日分(其ノ金額三十圓ニ滿タナイトキハ三十圓)以上ノ葬祭料ヲ支給シナケレハナラナイ。(令第九條)

遺族扶助料ヲ受クヘキ順位ノ第一ニ在ルモノハ配偶者テアル。若シ配偶者カナイ場合ニハ職工ノ死亡當時之ト同一ノ家即チ戸籍内ニ在リタル直系卑屬(子、孫以下)又ハ直系尊屬(父母、祖父母以上)ノ中職工ニ最モ近キ親等ノモノトスル。而シテ同一程度ニ於テ職工トノ親等近キ者二人以上アルトキハ尊屬ヨリモ卑屬ヲ先キニスル。(令第十條)

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

二人以上アル場合ニ於テハ其ノ順位ハ次ニ因ツテ定メ
ル。(令第十一條)

イ 職工ノ家督相続人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニ
ス

ロ 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

ハ 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子
庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖
モ之ヲ私生子ヨリ先ニス

ニ(ロ)ハニ掲グル事項ニ付相同シキ間ニ在リテハ年
長者ヲ先ニス

尙ホ職工カ法律上ノ正式ノ配偶者モナク又直系ノ親族
モナイ場合ハ次ニ掲グル者ノ中ノ一人ヲ遺族扶助料ヲ
支給シナケレハナラナイ。即チ工業主カ選擇權ヲ有ス
ル譯テアルカ若シ職工カ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シ
タ豫告ニ依リ左ニ掲ケル者ノ中ノ一人ヲ特ニ指定シタ
ル場合ハ之ニ從フコトヲ要スル。(令第十二條)

イ 職工ノ家督相続人又ハ戸主

ロ 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家
ニ在リタル者

ハ 職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

〔北海勞〕

5 打切扶助料

療養ノ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若
ハ療養費ノ支給ヲ受ケル職工カ、療養開始後三年ヲ經
過スルモ負傷又ハ疾病カ治癒シナイトキニハ、工業主
ハ賃金五百四十日分以上ノ打切扶助ヲ支給シテ以後令
第二章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲ササルコトヲ得ル、即チ
療養及休業扶助料ノ支給ヲ要セサルハ勿論、障害ヲ殘
スモ障害扶助料又死亡スルモ遺族扶助料ノ支給ヲ要シ
ナイ。打切扶助料ノ效果ハ一切ノ扶助責任ヲ免カレレ
ムルニアル。(令第十四條)

三 扶助料算出ノ標準

扶助料及葬祭料ノ金額ハ凡テ賃金ヲ標準トシテ算出スル
モノテアルカ何ヲ以テ一日分ノ賃金トナスハ次ニ依リ
定メル。(令第十六條第一項)

1 職工カ健康保險法ニ依リ被保險者テアル場合ニハ同
法ニ基キ其ノ者ニ付定メタ標準報酬ノ日額

2 職工カ健康保險法ニ依リ被保險者テナイ場合ニハ疾
病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明テ
ナイトキハ診斷前七日ヲ除キ、負傷又ハ即死ニ在リテ
ハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前(賃金締切日アル場合ニ

〔北海勞〕

於テハ直前ノ賃金締切日前)三月間(雇入後三月ニ滿タ
ナイトキハ其ノ期間)ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ
日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額
ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル
金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ス

前記(2)ニ付テ更ニ次ノ三點カ定メラレテ居ル

イ (2)ノ期間中ニ左ノ何レカニ該當スル期間カアルト
キハ其ノ日數及其ノ期間ニ於ケル賃金ハ(2)ノ期間及
賃金總額ヨリ之ヲ控除ス。(令第十六條第二項)

い 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタ
期間

ろ 産前又ハ産後ノ女子内務大臣ノ定ムル所ニ依リ
休業シタ期間

ハ 試ノ雇傭期間

ニ 工業主ノ都合ニ依リ職工カ臨時ニ休業シタ期間
ロ (2)ノ場合ノ賃金總額ニハ左ノモノヲ含マナイ。

(令第十六條第三項、則第十四條ノ二)

い 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與
ろ 發明、善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ
手當

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

ハ (2)ニ依リ賃金ヲ算出スル場合工業主カ食事其ノ他
ノ給與ヲ常時支給スルトキハ其ノ價格ハ賃金中ニ之
ヲ加算スル。但シ休業扶助料ヲ支給スル場合ニ於テ
工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ引續キ支給スルトキハ
其ノ價格ハ休業扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金中ニ
之ヲ加算シナイ。(令第十七條)

以上ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算
出スルコトヲ得ヌトキハ扶助規則ノ定メル所ニ依ル。若
シ扶助規則ニ何等定ノナイトキハ長官力之ヲ決定スル。
(令第十六條第四項)

四 扶助料ノ支拂ノ時期

療養費及休業扶助料ハ賃銀ト同様毎月一回以上之ヲ支給
スルコトヲ要シ、障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治
癒後遲滞ナク、遺族扶助料及葬祭料ハ職工ノ死亡後遲滞
ナク之ヲ支給スルコトヲ要スル。但シ障害扶助料及遺族
扶助料ハ長官ノ許可ヲ受ケ數回ニ分割シテ支給スルモ差
支ナイ。(令第十三條、第十二條)

五 扶助ヲ爲ササルコトヲ得ル場合

1 健康保險法トノ關係
健康保險法ニ依リ療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受ケ

ヘキトキハ其ノ期間療養扶助ハ爲スコトヲ要セス。又同法ニ依リ傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキハ休業扶助料ノ支給ヲ、職工ノ死亡ニ關シ埋葬料若ハ埋葬ニ要シタ費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ノ支給ヲ爲スコトヲ要セス。其ノ他左ノ場合ニ於テ保險給付ヲ受ケサルトキニモ療養、療養費、休業扶助料又ハ葬祭料ノ支給ヲ爲サシテ妨ケナイ。(令第十三條ノ二、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十九條、第六十二條、第六十四條、第六十五條第二項)

イ 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

ロ 健康保險法施行區域外ニ在ルトキ

ハ 感化院其ノ他之ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ

ニ 監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ

ホ 健康保險法令以外ノ法令ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタルトキ

ヘ 詐欺其ノ他不正行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタルトキ

〔北海勞〕

ト 保險者必要アリト認メテ行フ診斷ヲ正當ノ理由ナクシテ拒ミタルトキ

2 重過失
職工ノ重大ナル過失ニ因リ業務上負傷又ハ疾病シ且工業主其ノ事實ニ付長官ノ認定ヲ受ケタ場合ニハ休業扶助料及障害扶助料ニ限リ其ノ支給ノ義務ヲ免レ得ル。(令第七條ノ二、細第十一條)

3 損害賠償
工業主若ハ工業主以外ノ第三者カ故意又ハ過失ニ因リ職工ニ業務上ノ傷病ヲ爲サシメタルトキハ民法第七百九條ノ規定ニ依リ當然損害賠償シナケレハナラヌカ、此ノ賠償ト扶助ト適合シタ場合扶助ヲ受クヘキ者カ損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ賠償金額ヲ控除スルコトカ出來ル。(令第四條第一項)

4 期間經過
イ 雇傭關係カ消滅シタ後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ。併シ假令解雇一年後ニ請求スルト雖モ之ヲ拒否スルコトヲ得ナイ次ノ二ノ場合カアル。(令第十五條)

イ 既ニ受ケタ扶助又ハ健康保險法ニ依リ保險給付

〔北海勞〕

ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基テ請求スルトキ。例ヘハ其ノ負傷又ハ疾病カ一旦治癒セリト誤信シ扶助又ハ保險給付ヲ中絶シタルニ其ノ後實際ハ治癒シタルニ非サルコトヲ發見シテ扶助ヲ請求スルカ如キ場合

ろ 解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタ扶助又ハ健康保險法ニ依リ保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ。例ヘハ職工在職中ニ業務上負傷又ハ疾病シ解雇前扶助ヲ請求シタルモ工業主ニ於テ之ニ應セサル内ニ一年ヲ經過シタルカ、在職中ハ扶助ノ請求ヲ爲ササリシモ解雇後一年内ニ其ノ請求ヲ爲シタルニ工業主之ニ應セサル内解雇ヨリ一年ヲ經過シタルカ如キ場合ニハ其請求ハ有效ニ繼續スルコトカ出來ル。

ロ 一旦扶助又ハ健康保險法ニ依リ保險給付ヲ受ケテ治癒シタ負傷又ハ疾病カ解雇後ニ至リ再發シタルトキ

六 扶助ノ審査及調停
長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、令第七條ニ掲グル身體障害ノ程度其ノ他扶助第八章工場法規ノ解釋ト參考資料

助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲ス權限カアル。(令第十八條第一項、細第十三條)

二 前ノ場合ニ必要ト認メレハ長官ハ醫師ヲシテ診斷又ハ検査セシメルコトカ出來ル。(令第十八條第二項)

七 扶助規則
工業主ハ遲滞ナク扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ長官ニ届出ネハナラヌ扶助規則ヲ變更シタ場合モ同様テアル。長官カ必要ト認メタルトキニハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトカアル。(令第十九條)

工業主ハ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ例ヘハ印刷シテ配布スルトカ揭示スルトカ適宜ノ方法ニ依テ職工ニ周知セシメネハナラナイ。(則第十三條)

扶助ニ關スル書類ハ工場毎ニ之ヲ備付ケ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間保存スルノ義務カアル。(則第十九條)

八 歸郷旅費
左ノ場合テ解雇又ハ扶助廢止ノ日カラ十五日内ニ歸郷スル者ニ對シテハ歸郷旅費ヲ支給シナケレハナラス。(令第二十七條第一項)

1 未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ

- 2 療養ノ扶助又ハ休業扶助料ヲ受クル職工カ解雇セラレタルトキ
 - 3 業務上ノ負傷疾病カ治療シタルモ終身自用ヲ辨スルコト能ハヌモノ若ハ終身勞務ニ服スルコト能ハヌモノトシテ障害扶助料ヲ受ケル職工解雇セラレタルトキ
 - 4 業務上ノ負傷又ハ疾病ノ療養開始後三年ヲ経過スルモ治療セサル故ヲ以テ打切扶助料ノ支給ヲ受ケ以後扶助ヲ廢止セラレタルトキ
- 歸郷旅費ノ支給ニ付テモ長官カ審査シ且事件ノ調停ヲ爲スコトカアル。(令第二十七條第二項)

第四 賃金及貯蓄預金

一 賃金

- 1 賃金トシテ給與シ得ヘキ物
- 賃金ハ通貨ヲ以テ支拂ハナケレハナラヌ。(令第二十二條)
- 物品拂ハ弊害カ渺クナイカラ禁止サレテキルカ物品拂カ職工ノ利益ノ爲テアル場合ニハ、賃金ノ一部ニ代ヘテ他ノ給付ヲ爲スコトヲ契約ヲ以テ定メルコトカ出來ル。此ノ場合ニハ兼メ方法ヲ定メテ長官ノ許可ヲ受ケ

〔北海道〕

ナケレハナラナイ。(令第二十四條、細第十四條)

- 2 支拂ノ時期
- 毎月一回以上支拂フコトヲ要スル。(令第二十二條)
- 既定ノ支拂日前テモ左ノ場合ニ權利者ノ請求カアレハ遲滞ナク賃金ヲ支拂ハナケレハナラヌ。(令第二十三條第一項、則第二十條、細第十六條)
- イ 死亡若ハ解雇ノトキ
 - ロ 一月以上ニ涉リテ歸郷スルトキ
 - ハ 婚嫁又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ
 - ニ 出産ノ費用ニ充ツルトキ
 - ホ 不慮ノ災害ニ依ル支出ニ充ツルトキ
- 職工又ハ其ノ家族カ負傷若ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スルトキ
- ト 其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキ
- 3 賃金ノ率及計算方法ノ明示
- 工業主ハ職工ニ就業前豫メ其ノ賃金ノ率ト計算方法トヲ明示スル義務カアル。(則第十二條ノ二)
- 二 貯蓄金
- 工業主カ職工ニ雇傭契約ノ條件トシテ賃金ヨリ強制的ニ差引キ貯金ヲ爲サシムル場合ニハ長官ノ許可ヲ得ルコト

〔北海道〕

減給制度等ヲ禁止スルモノヲモナイ。(令第二十四條)

第五 職工ノ募集、雇入、解雇

- 一 職工ノ募集
- 労働者募集取締令ニ詳細ノ規定カアルカラ之ヲ参照セラレヌイ。

二 職工ノ雇入

1 職工名簿

工業主ハ職工雇入後遲滞ナク職工名簿ヲ調製シ氏名、男女別、生年月日、本籍、住所、履歴、雇入、解雇等所定ノ事項ヲ記入シ工場毎ニ備付ケネハナラナイ。工場間ニ又ハ工場ト工場外ト間ニ職工ノ所屬ノ移動ヲ行ヒタル場合ハ名簿ノ記載ニ付雇入又ハ解雇アリタルモノトシテ處理スルコトニ定メラレテ居ル。(法第十七條、令第二十一條、則第十六條、則第十八條)

2 雇入ニ關スル書類

職工名簿ト同様工場毎ニ備置クコトヲ要シ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日カラ三年間保存スルコトヲ要スル。(則第十九條)

ヲ要シ、其ノ貯金ヲ工業主ニ於テ管理スル場合ニハ豫メ確實ナル方法ヲ定メ長官ノ認可ヲ得ルコトヲ要スル。(令第二十四條、第二十五條、細第十四條、第十五條第一項)

權利者ノ請求カアレハ既定ノ支拂日前テ賃金ヲ支拂ハネハナラヌ場合ニ付前ニ列舉シヌカ、同様ノ場合ニハ積立金、信託金其ノ他何等ノ名義ヲ用フルニ拘ハラヌ職工ノ貯蓄金ハ遲滞ナク受取權利者ニ返還シナケレハナラナイ。(令第二十三條)

工業主ハ貯蓄金ニ關スル事項ノ要領ヲ適宜ノ方法テ職工ニ周知セシメ職工ヨリ請求カアレハ其ノ者ノ貯蓄金ニ關スル書類ヲ閱覽セシメルコトヲ要スル。(細第十五條第二項、第十七條)

三 違約金及損害賠償額ノ豫定

工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ違約金又ハ損害賠償額ノ豫定ヲ爲スコトハ出來ヌ。此ノ主旨ハ契約年限ヲ無事ニ終了シナイ場合又ハ職工ニ過失アリテ解雇セラレタ場合等ニ賃金ノ未拂分、貯金、積立金、信託金等ヲ差押ヘルト云フカ如キ契約ヲ無効トスルニアル。併シ此ノ規定ハ現實ニ職工ノ過失ニ因リ損害ヲ受ケタ場合別ニ職工ヨリ賠償セシムルコトヲ妨ケルモノテナケレハ又秩序亂トシテノ

3 健康診断

常時三十人以上ノ職工ヲ使用スル工業主ハ職工雇傭ノ際健康診断ヲ行ヒ長官ニ届出ホナラヌ尙職工ノ健康診断ハ常ニ雇傭ノ際ノミテナク少クトモ毎年一回ハ職工全員ニ付テ施行シ其ノ結果ヲ届出ツルコトニ規定サレテ居ル。(細第二十五條)

三 戸籍ノ無償證明

工業主ハ既ニ述ヘタ如ク職工ノ本籍、氏名、生年月日等ヲ正確ニ知ルコトヲ必要トスル種々ノ義務ヲ課セラレテ居ルカ、亦貨上職工自身ニ於テモ之ヲ明ニセモモカ尠クナイカラ、工業主又ハ其ノ代理人若ハ職工徒弟又ハ職工徒弟ヲラムトスル者ハ之等ノ者ノ戸籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償テ證明ヲ求メルコトカ出來ル。(法第十六條)

四 就業規則

就業規則ハ雇傭條件及工場内ノ規律維持ニ必要ナル事項ヲ成文トシテ明示スルモノテアル。常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ハ直ニ就業規則ヲ作成シ長官ニ届出ナケレハナラナイ。之ヲ變更シタトキモ同様テアル。就業規則ニ定ムヘキ事項ハ

1 始業終業ノ時刻、休憩時間、休日及職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ就業時轉換ニ關スル事項

2 賃金支拂ノ方法及時期ニ關スル事項

3 職工ニ食費其ノ他ノ負擔ヲ爲サシムルトキハ之ニ關スル事項

4 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項

5 解雇ニ關スル事項

長官カ必要ト認メタルトキハ就業規則ノ變更ヲ命スルコトカアル。(令第二十七條ノ四)

就業規則ハ印刷物ノ配付、揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ周知セシメホナラヌ。(則第十二條)

五 職工ノ解雇

1 解雇ノ豫告及手當

工業主ノ都合テ雇傭契約ヲ解除セムトスルトキハ少クトモ十四日前ニ其ノ豫告ヲスルカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要スル。但シ天災事變ニ基キ事業ノ繼續不可能ト爲リタルニ因リ又ハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ已ムコトヲ得ナイ場合ハ別段テアル。以上ハ契約終了時期ノ確定シテ居ルモノニ付テハ

〔北海道〕

〔北海道〕

適用カナイ。(令第二十七條ノ二、細第十八條)

前述ヘタ豫告期間ノ計算ニハ左ノ期間ハ算入シナイ。

(令第二十七條ノ二)

イ 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業スル期間但シ其ノ期間カ引續キ二月ヲ超エルトキハ其ノ後ノ期間ハ此ノ限テナイ

ロ 産前産後ノ女子カ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業スル期間

ハ 工業主ノ都合ニ依リ臨時ニ休業スル期間但シ休業中賃金ヲ受クルトキハ此ノ限テナイ

以上五ニ述ヘタ規定ハ試ノ雇傭期間中ノ職工テ雇入後十四日(長官ノ許可ヲ受ケタトキハ二十一日)ヲ超エ

ル者ニモ適用サレルカ之レ以外ノ試ノ雇傭期間ニ在ル職工ニハ適用セラレナイ。(令第二十七條ノ二)

2 解雇ニ關スル書類

雇入ニ關スル書類ト同様職工解雇又ハ死亡ノ日カラ三年間ハ工場毎ニ備置キ保存セホナラヌ。(則第十九條)

3 雇傭證明書

職工解雇ノ場合雇傭期間、業務ノ種類及賃金ニ付證明

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

書ヲ請求シタルトキハ工業主ハ遲滞ナク之ヲ交付スヘキ義務カアル。此ノ規定ノ趣旨ハ職工ノ就職ニ際シ經歷ヲ證明スルニ便セントスルモノテ職工保護ノ規定ニ他ナラナイカラ、記載スヘキ事項以外ニ職工ノ不利ナルコトヲ書クハ規定ノ趣旨ニ反ルモノテアル。(令第二十七條ノ三)

第六 徒弟

一 徒弟制度

徒弟制度ハ精巧ヲ要スル工業ニ於テ熟練職工ヲ養成スル極メテ必要ナル制度デアリ又師匠ト徒弟トノ間ニ親密ナル關係ヲ保チ工業界ノ美風トシテ推賞スヘキモノデア

カ、徒弟ナルカ故ニ特ニ工場法上ノ職工ニ關スル規定ノ適用ヲ免ルルコトヲ必要トスル場合ハ寧ロ少ク、又徒弟ノ名ノ下ニ別段ノ教習モ爲サス廉イ賃金テ長期間労働ニ服セシメルト云フカ如キ弊害モアルカラ、徒弟ニ關シテハ獨立ノ制度ヲ認メルト共ニ施行令第四章ニ於テ必要ナル規定ヲ設ケラレタ。

二 徒弟ノ要件

工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ條件ヲ具備シナケレハナラナイ。(令第二十八條)

- 1 一定ノ職業ニ必要ナル智識技能ヲ習得スル目的ヲ以テ業務ニ就クコト
- 2 一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト
- 3 品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト
- 4 長官ノ認可ヲ受ケタ規程ニ依リ收容セララルコト以上ノ條件ヲ具備シナイ者ハ工業主ニ於テ假令徒弟ノ名義ヲ用フルモ法律上職工トシテ凡テ工場法令ノ適用ヲ受ケル。長官ノ認可ヲ受ケタ規程ニ依リ收容シタルモ其ノ後ニ至リ認可ノ取消アリタルトキハ從來ノ徒弟ニ付亦同様テアル。(令第三十二條)

三 徒弟ノ收容

- 1 徒弟ノ員數
- 2 徒弟ノ年齢
- 3 指導者ノ資格
- 4 教習ノ事項及期間
- 5 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
- 6 休日及休憩ニ關スル事項

〔北海勞〕

- 7 品性修養ニ關スル監督ノ方法
 - 8 給與ノ方法
 - 9 徒弟カ未成年者又ハ女子ナル場合ニハ其ノ就業ニ付十六歳未満ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危險ヲ避ケ及衛生上ノ善ヲ防ク方法ヲ定メナケレハナラヌカ(令第三十條)
 - 之ニ依リ設クル規程
 - 10 徒弟契約ノ條項
- 徒弟ヲ收容シタルトキハ長官ニ届出ルト共ニ徒弟名簿ヲ作成シテ工場毎ニ備置カナケレハナラヌ(細第二十條、細第二十一條)
- 長官ハ工業主カ認可ヲ受ケタ規程ノ條項ニ遵ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完ウスルコト能ハスト認メタトキハ、之ヲ矯正スルタメ必要ナ事項ヲ命シ又ハ收容規定ノ認可ヲ取消スコトカ出來ル。(令第三十一條)

第七 工場管理人

- 一 選任
- 工業主カ工場ヲ經營スルニ際シテハ親ヲ其ノ衝ニ當ルコトナク他人ヲ自己ニ代リテ其ノ任ニ當ラシメル場合カ少クナイ。斯ノ如キ場合ニ於テモ本來ヨリ云ヘハ工業主カ

〔北海勞〕

自ラ管理スル工場ニ於ケルト同一ノ責任ヲ負フヘキカ當然テアルカ、各工場ニ一切ノ權限ヲ委任セラレタ管理者カアルトキハ工場法令ヲ遵奉スルト否トハ事實上其ノ管理者ノ責任ノ範圍内ニアルモノト謂ハナケレハナラナイ是レカ工場管理人ヲシテ工業主ニ代ハラシメルコトヲ認メタ所以テアル。若シ工業主カ工場法ノ施行區域内ニ居住セストキハ必ス工場管理人ヲ選任シナケレハナラナイ(法第十八條)

工場管理人ヲ選任スルニハ長官ノ認可ヲ要スルカ申請書ニハ本人ノ履歷書及選任契約書ノ謄本ヲ添付シナケレハナラヌ。尤モ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ長官ノ認可ヲ要セス届出ヲ以テ足リル。(法第十八條、則第二十一條、則第二十二條、細第二十二條)

長官ハ左ノ何レカニ該當スル者ニハ工場管理人ノ認可ヲ與ヘス又ハ一旦與ヘタル認可ヲ取消スコトカアル。(細第二十三條)

- 1 工場ノ管理ニ付一切ノ權限ヲ有セスト認メル者
- 2 未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ破産者ニシテ

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

- 未タ復權セサル者
- 3 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタ日カラ二箇年ヲ經過シナイ者
- 4 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行猶豫中ニ在ル者
- 5 其ノ他工場管理人トシテ不適當ト認メル者

二 性質及權限

工場管理人ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スルコトヲ要ス。(法第十八條)

工場管理人ハ工場法令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス。但シ職工ヲ扶助スルノ義務ノミハ負ハナイ。(法第十九條第一項)

前段ニ述ヘタ工業主ニ代ルノ關係ハ工場管理人以外ニ於テモ存スル場合カアル。即チ工業主カ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有シナイ未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ハ何レモ工業主ニ代リテ工場法令ノ責任ニ當ルモノテアル。(法第十九條第二項)

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

三 死亡及解任

工場管理人カ死亡シ又ハ之ヲ解任シタトキハ長官ニ届出テオハナラナイ。(則第二十二條)

第八 災害報告

一 傷病及死亡

1 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付テハ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ長官宛届出ネハナラヌ。(則第二十四條)

2 職工カ就業中又ハ工場若ハ附屬建設物内テ負傷シ、窒息シ又ハ急性中毒ニ罹リ死亡シタルトキ又ハ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スヘキ見込ノトキハ、工業主ハ事故發生後遅滞ナク長官ニ届出ネハナラナイ、事故發生ノ當時休業三日以内ノ見込ノ者カ療養ノ爲休業三日以上ニ及ヒタルトキモ亦同様テアル。(則第二十五條)

二 工場災害

工場又ハ附屬建設物内ニ於テ左ニ掲グル事故カ發生シタ場合ニハ工業主ハ遅滞ナク長官ニ届出ルコトヲ要ス。(則第二十六條)

- 1 火災又ハ爆發
- 2 汽罐其ノ他内壓力ヲ有スル容器ノ破裂

〔北海勞〕

3 勞働又ハ高速廻轉機ノ破裂

4 起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索ノ切斷又ハ起重機ノ梁若ハ支柱ノ折損

5 工場、附屬建設物、煙突又ハ高架槽ノ倒壞

6 其ノ他一時ニ五人以上ノ死傷者ヲ生シタ事故

第九 工場設備

工場勞働者カ就業中不慮ノ災害ニ罹リ爲ニ身體ヲ傷害シ一時若ハ永久的ニ勞働能力ヲ喪失シ甚タシキハ遂ニ死亡スルニ至ル者年數夥シキ數ニ上ツテ居ル。之等ノ死傷ハ原因索ヨリ一二テハナイカ工場設備ノ不完全ニ起因スルモノカ多イカラ、工場災害ヲ疾病ハ工場ノ發達ニ伴フ避クヘカラサル當然ノ弊害トシテ之ヲ放置スヘキモノテナイコトハ云フ迄モナイ。而テ工場設備ノ完成ハ職工ノ身體生命ヲ保全シテ其ノ福祉ヲ増進スルノミナラス勞働效果ヲ増加スルノ利益ヲ最モ大ナラシメルモノテ工業主ハ結局ニ於テ之カ爲ニ損失ヲ蒙ルモノテナイ。

近時此ノ點ニ付テ工業主カ自覺サレ漸次改善セラレツ、アルノハ喜フヘキ現象テアルカ尙多數ノ工場主中ニハ措テ顧ミナイ者カアリ、若シ此ノ儘ニ放任シテ置クトキハ國民ノ保健上將々産業上由々數問題テアルカラ、工場法ハ行政官

〔北海勞〕

左ノ場合ニハ設置若ハ變更ノ許可ヲ取消スコトカアル。

(取第十五條)

- 1 許可ヲ受ケタ日ヨリ六箇月以内ニ工事ニ著手シナイトキ
- 2 工事完成期日ヲ經過スルモ尙工事カ完成シナイトキ
- 3 休業一箇年以上ニ亙ツタトキ
- 4 工業主ノ所在カ六箇月以上不明ナルトキ

二 位置ノ制限

工場ノ位置ニ付テハ規模、設備、土地ノ狀況等ニ付テ斟酌サレルコトモアルカ原則トシテ次ノ如キ制限カ定メラレテ居ル。(取第七條、第九條)

1 社寺、公園、學校、病院其ノ他公共ノ用ニ供スル建設物又ハ危險物ノ製造所、貯藏所等ニハ相當ノ距離ヲ有シ人家稠密ノ場所ニ非サルコト

2 發火性及引火性ノ料品ヲ取扱フ工場ハ他ノ建設物ヨリ相當ノ距離アルコト

三 構造及設備ノ制限

工場ノ構造及設備ハ左ニ掲グル所ニ據ラネハナラヌカ事情ニ依リテハ位置同様斟酌サレル餘地カアル。(取第七條、第八條、第九條)

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

第五條第一項

前段ノ工事カ完成シタトキハ長官ニ届出テ検査ヲ受ケナクテハ之ヲ使用スルコトカ出來ヌ。(取第六條)

應ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ、必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトガ出來、又此ノ場合工業主ニ命シタ事項ニ付必要ナル事項ヲ職工又ハ徒弟ニ對シテモ命スルコトカ出來ル旨法第十三條ヲ以テ抽象的ニ規定サレテ居ツタカ法第十三條ニ基キ昭和四年六月二十日內務省令第二十四號ヲ以テ工場危害豫防並衛生規則カ公布セラレ危害豫防及衛生ニ關スル一定ノ標準カ定メラレタテアル、併シ乍ラ設備改善ノ如キハ法令ノ力ニ依テ始テ行ハルヘキ問題テナク、工業主カラ進シテ自發的ニ其ノ實ヲ舉ケルコトニ努ムヘキ問題テアル。以下工場取締規則中設備ニ關保アル規定ニ付述ヘテ見ヨウ。

一 工場ノ設置及變更

工場ヲ設置スルニハ所定ノ事項ヲ具備シテ長官ニ申請シ其ノ許可ヲ受ケナケレハナラナイ。改築、増築、大修繕等變更スルトキモ同様テアル。(取第三條第一項、第四條、第五條第一項)

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

- 1 發火性及引火性ノ料品ヲ取扱フ工場ハ防火構造トスルコト
 - 2 汽罐室及原動機室ハ防火構造トスルコト
 - 3 建物ハ堅牢ナル構造トシ屋根ハ不燃質物ヲ以テ被覆スルコト
 - 4 採光ト換氣トハ充分ナラシムル構造ニスルコト
 - 5 汚水溜及下水ハ防水材料ヲ以テ構造スルコト
 - 6 休憩所、更衣所、食事場、浴場、洗面手洗所、便所ヲ設ケルコト
- 構造又ハ設備カ騒音、震動、煤煙、粉塵、瓦斯等ノ爲危害ヲ生シ又ハ公益ヲ害シ若ハ其ノ虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ施設若ハ使用ノ制限又ハ停止ヲ命スルコトカアル。(取第十條)
- 四 汽罐及原動機ノ制限
- 原動機ハ蒸氣機關、蒸氣タービン、瓦斯機關、石油機關タービン水車、ベルト水車、日本型水車及電動機ヲ指稱シ蒸氣壓力ヲ保有スル装置ハ凡テ之ヲ氣罐ト看做シテ居ル。(取第二條)
- 汽罐及原動機ノ位置、構造ハ左ニ據ルコトヲ要スルカ之ニモ斟酌スル場合カアル。(取第八條、第九條)

〔北海勞〕

- 1 危險物ヲ製造シ若ハ取扱フ場所ニハ相當ノ距離ヲ有スルコト
 - 2 汽罐ハ安全弁二個以上ヲ備フルコト
 - 3 汽罐ハ氣壓計一箇、硝子水準計二箇以上ヲ備フルコト
 - 4 煙突ノ高さハ地上十八メートル以上トシ其ノ高さ又ハ構材ニ依リ避雷針ヲ施設スルコト
 - 5 蒸氣機關、瓦斯機關、石油機關ノ廢氣又ハ廢氣ハ特別ノ装置アルモノヲ除ク外屋上一・五メートル以上ニ於テ排出セシメルコト
- 汽罐及原動機ノ取扱ハ左ニ據ラネハナラヌ。(取第十一條)
- 1 高さ又ハ長さ四呎直徑二呎六吋ヲ超エ常用壓力毎平方吋ニ付四十封度以上ノ汽罐及五馬力以上ノ原動機ニハ取扱主任者ヲ常置スルコト
 - 2 汽罐室、原動機室ニハ取扱者ノ外濫ニ出入セシメナイコト
 - 3 汽罐ハ常用氣壓ヲ超過シテ使用セヌコト
 - 4 汽罐ハ四箇月ニ一回以上煙突、煙道及原動機ハ一箇月ニ一回以上掃除スルコト

〔北海勞〕

- 汽罐及原動機ハ期日ヲ指定シテ當該官吏ニ検査ヲ行ハシメル。工業主其ノ通知ヲ受ケタトキハ豫メ次ノ準備ヲスルト共ニ検査施行ノ際ニハ立會シテ當該官吏ノ指示ニ從ハナケレハナラナイ。(取第十二條、第十三條)
- 1 汽罐ハ罐水ヲ排出シ罐體ヲ冷却セシメ人孔、泥孔ヲ開キ火橋、火床ヲ取除キ湯滓其ノ他ノ附著物ヲ除去シ煙突煙道ハ掃除スルコト但シ安全弁ハ當該官吏ノ開封ヲ待ツコト
 - 2 原動機ハ掃除シ運轉部分ヲ取外スコト
- 第十 罰則
- 一 罰則責任者
- 罰則責任者ハ工業主若ハ法第十九條ノ特別規定ニ依リ工業主ニ代ル者テアル。(工場管理人ノ部分參照)
- 罰則責任者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従事者カ工場法又ハ工場法ニ基イテ發スル命令又ハ之ニ基イテ爲ヌ處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ理由ヲ以テ其ノ處罰ヲ免レルコトヲ得ナイ。但シ工場管理ニ付相當ノ注意ヲ拂ツタトキハ別段テアル(法第二十二條第一項)
- 罰則責任者ハ假令職工ノ年齢ヲ知ラナイ場合ト雖之ヲ以

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

- テ工場法ノ處罰ヲ免レルコトハ出來ヌ。但シ罰則責任者及取扱者ニ過失ノナカツタ場合ハ此ノ限テナイ。(法第二十二條第二項)
- 二 罰則規定
- 1 罰則責任者カ工場法若ハ工場法ニ基イテ發スル命令又ハ之ニ基イテ爲ヌ處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處セラレル。(法第二十條)
 - 2 工業主ハ勿論其ノ他ノ者ト雖正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辭ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタ者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處セラレル。(法第二十一條)
 - 3 工業主ヲシテ不正ニ扶助義務、賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務、歸郷旅費負擔ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免レシメタ者、豫告ナク又ハ解雇手當ヲ支給セヌシテ雇傭契約ヲ解除セシメタ者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處セラレル。(令第三十三條)
 - 4 工場取締規則中ノ規定ニ違反シ又ハ規定ニ依ル命令ニ從ハナイ者ハ拘留又ハ科料ニ處セラレル。(取第十九條)

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

第十一 許可、認可、届出等ノ事項

- 一 許可事項
 - 1 工場ノ設置、變更(取第三條、第五條)
 - 2 午後十一時迄就業(法第四條、則第十二條、細第三條)
 - 3 一齊ニ休憩時間ヲ與ヘサルコト(法第七條、則第十二條、細第四條)
 - 4 夏季就業時間延長(法第七條、則第十二條、細第五條)
 - 5 避クヘカラサル事由ニヨリ臨時必要アル場合ノ就業時間ノ延長、休日休憩時間ノ短縮又ハ廢止(法第八條第二項、則第二條、細第六條)
 - 6 扶助料分割支給(令第十三條、細第十二條)
 - 7 賃金支拂ニ付キ賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲ス契約(令第二十二條、第二十四條、細第十四條)
 - 8 職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ而シテ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ職工解雇ノ場合貯金中工業主ノ給與ニ係ル部分ノ不交付契約(令第二十四條、細第十四條)
 - 9 試ノ履傭期間中ニアル職工ニ對スル期間延長(令第二十七條ノ二、細第十九條)

〔北海勞〕

二 認可事項

- 1 季節繁忙ナル事業ニ付就業時間延長(法第八條、則第二條、細第九條)
 - 2 工場管理人ノ選任(法第十八條、則第二十一條、細第二十二條、第二十三條)
 - 3 職工ノ貯蓄金管理(令第二十三條、第二十五條、則第二十條、細第十五條)
 - 4 學齡兒童ノ就業方法(令附則第四條、細第三十五條)
 - 5 徒弟ヲ收容スル場合ノ規程(令第二十八條、第二十九條)
 - 6 業務上ノ負傷疾病ノ重大過失ノ認定(令第二十七條ノ二、細第十一條)
- 三 届出、報告事項
- 1 臨時必要ニヨリ一月ニ付七日ヲ超エサル期間ノ就業時間ノ延長(法第八條、細第八條)
 - 2 避クヘカラサル事由ニ依リ臨時就業時間延長(法第八條、則第四條、細第七條)
 - 3 工場管理人ノ選任(法第十八條第三項但書、則第十二條)
 - 4 工場管理人ノ死亡解任(則第二十二條)

〔北海勞〕

- 5 扶助規則ノ作成變更(令第十九條)
 - 6 就業規則ノ作成變更(令第二十七條ノ四、則第十二條)
 - 7 扶助届(令第五條乃至第九條、第十四條、第二十七條、細第十條)
 - 8 職工名簿、雇入及扶助書類ノ滅失毀損(則第二十二條)
 - 9 職工ノ負傷疾病月報(則第二十四條)
 - 10 職工死傷報告(則第二十五條)
 - 11 工場災害事故報告(則第二十六條)
 - 12 解雇ノ豫告、解雇手當ノ支給(令第二十七條ノ二、細第十八條)
 - 13 止ムラ得サル場合ノ履傭契約解除(令第二十七條ノ二、細第十八條)
 - 14 徒弟收容(法第十六條、令第四章、細第二十條)
 - 15 傳染性疾患者ノ發見死亡治癒(則第八條、細第二十四條)
 - 16 傳染性疾患者及産後女子ノ就業(則第八條、第九條、細第二十七條)
 - 17 健康診斷(細第二十五條)
- 第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

- 18 職工數現在届(細第二十二條)
 - 19 工場通用届及其ノ届出事項ノ變更、適用廢止(細第二條)
 - 20 工事完成届(取第六條)
 - 21 工場ノ名稱、工業主ノ住所氏名、就業時間、賃金、設備等ノ變更(取第十四條)
 - 22 工場ノ廢止、休業、再開業、建物設備等ノ使用廢止(取第十四條)
 - 23 工業主ノ死亡變更(取第十四條)
 - 24 二工業主以上一工場使用ノトキノ代表者(取第十四條)
- 四 周知事項
- 1 就業時間、休日、休憩(則第十二條)
 - 2 貯蓄金ニ關スル事項(細第十五條、第十七條)
 - 3 扶助規則(則第十三條)
 - 4 就業規則(則第十二條)
 - 5 備付クヘキモノ
- 1 職工名簿(令第二十一條、則第十六條)
 - 2 徒弟名簿(細第二十一條)
 - 3 産婦名簿(細第二十六條)

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

- 4 雇入解雇及扶助ニ關スル書類（則第十七條、第十九條）
- 5 出勤及賃金、貯蓄金ニ關スル書類（細第二十九條）
- 6 細則ニ依リ提出シタル書類ノ謄本（細第三十條）
- 7 工場臺帳（取第十七條）
- 8 工場臨檢指示簿（取第十七條）

第二篇 工場労働者最低年齢法規

第一 適用範圍

工業労働者最低年齢法ハ工場法ト異リ其ノ適用範圍ハ廣汎テ左ノ如キ一切ノ工業ニ及フ。（工第一條）

- 1 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業
- 2 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕上、破壊若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス事業（造船業及電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム）
- 3 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、解體又ハ其ノ準備若ハ基礎工事
- 4 道路、鐵道、軌道又ハ平水航路ニ於ケル旅客又ハ貨物ノ運送但シ主トシテ人力ニ依ル運送ヲ除ク

〔北海勞〕

5 船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱
右ニ該當スル事業ハ使用労働者數ノ如何ニ拘ハラズ總テ最低年齢法ノ適用ヲ受ケル。併シ同一ノ家庭ニ屬スルモノノミヲ使用スル事業又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於テ兒童ニ爲サシメル作業ハ其ノ適用ヲ受ケナイ。（工第二條第二項）茲ニ謂フ家庭ハ法律上ノ家ヨリモ廣ク内縁ノ妻ノ如ク法律上親戚ニ在ラサル者其他近親者ニ依リ構成セラルル生活團體テアル。又事業ト謂フノハ原則トシテ營利ヲ目的トシ相當組織的規律的テ且少クトモ或ル期間ニ涉リ繼續的ニ爲サル業ノ意テアル。故ニ純然タル研究室ニ於ケル作業、料理其ノ他家庭の作業、自家用ヲ目的トスル一時的作業、消費行程ニ在ル作業等ハ含マナイ。併シ營利ヲ目的トセス直接放用ヲ目的トスル場合テモ經濟ノ本則ニ依リ商業的計算方法ヲ用フルトキハ事業ノ觀念ニ入レテヨイ。官業ト産業組合ノ事業テモ一定ノ組織ヲ有シ工業的ニ經營セラレテ居レハ本法ノ適用ヲ受ケル。（工第十一條）尙工業ト云フ以上商業又ハ農業ニ屬スルモノ例ヘハ商店ト農家ノ包装加工等ハ本法ノ適用ナキコト云フ迄モナイ。

第二 幼年者ノ使用禁止
本法ノ適用ヲ受ケル事業ニ於テハ十四歳未満ノ者ハ使用スル

〔北海勞〕

工業ニ就業シ若ハ就業セムトスル者又ハ使用者ハ就業シ又ハ就業セムトスル者ノ戶籍ニ關シ、戶籍事務ヲ掌管スル者又ハ其ノ代理人ニ對シ無價テ證明ヲ求メルコトカ出來ル。（工第五條）

第四 罰則

一 罰則責任者

- 1 罰則責任者ハ使用者テアルカ工場法ノ適用ヲ受ケル工場ニ在リテハ工業主、工場管理人カアルトキハ工場管理人テアル。（工第十條）
- 2 使用者カ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有シナイ未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニハ、其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ罰則ノ適用カアル。（工第九條）
- 3 使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指彈ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免レルコトハ出來ナイ。（工第十條）
- 4 使用者カ國、府縣、其ノ他之ニ準スヘキ者テアルトキハ罰則ノ適用外ニ置カレル。（工第十一條）

二 罰則規定

コトカ出來ヌ。但シ十二歳以上ノ者テ尋常小學校ノ教科ヲ終了シタ者ニ付テハ此ノ限テナイ。之ヲ詳言スレハ十四歳以上ノ者ハ尋常小學校ノ修了ト未修了トヲ問ハス使用スルコトカ出來ルカ十二歳未満ノ者ハ絕對ニ使用出來ナイ。十二歳以上十四歳未満ノ者ハ尋常小學校ヲ修了セル場合ニ於テノミ使用スルコトヲ許サレテ居ル。（工第二條第一項）

十六歳未満ノ者ヲ使用スル場合ニハ使用者ハ十日以内ニ長官宛届出ホハナラヌ。届出ノ事項ヲ變更シタトキモ亦同様テアル。（工細第二條第一項）

第三 年少者名簿

十六歳未満ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニハ使用者ハ其ノ住所氏名、生年月日及學歷（尋常小學校ノ教科ヲ修了シタ者ニ在リテハ其ノ修了シタ尋常小學校名及修了年月ヲ、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨）ヲ記載シタル名簿ヲ工場法施行規則様式第二號ニ準シテ作製シ作業場ニ備付ケホハナラヌ。但シ工場法ノ適用ヲ受ケル工場ニ付テハ職工名簿カアルカラ本法ニ依ル名簿ヲ別ニ作ル必要ハナイ。（工第三條、工則第二條、工細第四條）

名簿ノ用紙ハ労働者カ死亡シ若ハ十六歳ヲ超エ又ハ之ヲ解雇シタル後五年間保存シナケレハナラナイ。（工細第五條）

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

第一條 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ若ハ死亡シタルトキハ本則ニヨリテ扶助ス

第二條 扶助ヲ受ケヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニツキ損害賠償ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ扶助金額ヨリ控除ス

第三條 扶助ヲ分チテ左ノ六種トス

- 一 施療又ハ療養費支給
- 二 休業扶助料支給
- 三 打切扶助料支給
- 四 障害扶助料支給
- 五 遺族扶助料支給
- 六 葬祭料支給

第四條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ遲滞ナク當工場囑託醫ヲシテ診察セシメ其ノ診斷ニ基キ社費(工場費)ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ支給ス但シ工場囑託醫事故ニ依リ診斷スルコト能ハサルトキ又ハ職工正當ノ事由ニ依リ他ノ醫師ノ診斷ヲ要求シタルトキハ職工ノ選定シタル醫師ニ依ル

第五條 前條療養ノ爲メ勞務ニ服スルコト能ハサルニヨリ賃金ヲ受ケサルトキハ其ノ期間中一日ニ付賃金ノ百分ノ六十以上全額以下ノ休業扶助料ヲ支給ス同一ノ疾病又ハ負傷及

〔北海道〕

之ニ因リ發シタル疾病ニ付休業扶助料ノ支給百八十日ヲ超エタルトキハ其他ノ支給額ヲ賃金ノ百分ノ四十迄ニ減スルコトアルヘシ

第六條 第五條ノ規定ニヨリ扶助料ヲ受ケ又ハ健康保險法ニヨリ療養ノ給付若クハ療養費ノ支給ヲ受ケタル職工療養開始後三ヶ年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ賃金ノ五百四十日分以上千日以下ニ該當スル打切扶助料ヲ支給シ以後本則ニヨリ扶助ヲ停止スルコトアルヘシ

第七條 職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左記各號ノ一ニ該當スル身體障害ヲ存スルトキハ左ニ掲グル區分ニヨリ障害扶助料ヲ支給ス

- 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ
賃金五百四十日分以上千日分以下
- 二 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ
賃金三百六十日分以上七百二十日分以下
- 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ
健康ヲ復スルコト能ハサルモノ
女子ノ外親ニ隣近ヲ殘シタルモノ
賃金百八十日分以上五百四十日分以下
- 四 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖モ引續キ從來

〔北海道〕

ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ

賃金四十日分以上百八十日分以下

第八條 職工死亡シタルトキハ以下定ムル所ニ從ヒ賃金三百六十日分以上千日分以下ノ遺族扶助料ヲ支給ス

遺族扶助料ヲ受ケヘキ者ハ職工ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受ケヘキ者ハ職工死亡當時之下同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

前項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス
- 二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス
- 三 直系卑屬ニ付テハ男女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子、庶子ハ女子ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス
- 四 前二號ニ掲グル事項ニ付相同シキ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第九條 前條第二項及第三項ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲グル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル遺言ニ依リ左ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘク職工ノ遺言ニヨリ指定ナキ場合ニ於テ職工ノ死亡當時之下内縁ノ夫婦關係ニアリタル者アルトキハ其ノ者ニ遺族扶助料ヲ支給ス

- 一 職工ノ家督相續人
- 二 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之下同一ノ家ニ在リタル者
- 三 職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十條 職工死亡當時之下内縁ノ夫婦關係ニアリタル者遺族扶助料ヲ受ケサルトキハ別ニ慰藉料ヲ支給ス

第十一條 職工遺言ニ依リ遺族扶助料受取人ヲ指定スル場合ニハ指定書ニ受取人ノ氏名住所及本人トノ關係ヲ詳記スヘシ

本條ノ規定ハ受取人ノ遺言ヲ變更シタル場合ニ準用ス遺族扶助料受取人指定書及變更通知書ニハ保證人ヲ連署セシムルコトアルヘシ

第十二條 職工死亡シタルトキハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工死亡當時其收入ニヨリ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金三十日分(其ノ金額三十圓ニ達セサル時ハ三十圓)

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

以上五十日分以下ノ葬祭料ヲ支給ス

第十三條 第五條乃至第八條規定ノ扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 職工健康保險法ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其者ニツキ定メタル標準報酬日額

二 職工健康保險法ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明カナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニアリテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前三月間ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額方上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ル場合ハ百分ノ六十ヲ以テ扶助算出ノ標準トス

三 前號ノ賃金算出ノ場合ニ於テ事故發生前賃金締切日アル場合ニ於テハ直前ノ賃金締切日以前三月間トシ履入後三月ニ滿タサルトキハ其ノ期間トス

四 第二號第三號ニ規定スル期間中左ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及ヒ其ノ期間ニ於ケル賃金ハ前號ノ期間及ヒ賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲メ休業シタル

〔北海勞〕

期間

二 産前又ハ産後ノ女子工場法施行規則第九條ノ規定ニヨリ休業シタル期間

三 試用履傭期間

四 工業主ノ都合ニヨリ職工臨時ニ休業シタル期間

五 前號ノ規定ニ依リ金額ヲ算出シ得サルモノニアリテハ診斷ノ日又ハ事故發生ノ日ニ於ケル同種若クハ近似セル種類ノ業務ニ従事セル同一資格ノ職工ノ賃金ノ平均額トス

第十四條 前條ノ規定ニヨリ賃金ヲ算出スル場合ニ於テハ日給、工賃ノ外殘業歩増工程賃其ノ他ノ一切ノ給與ヲ包含ス但シ年度末及期末賞與並ニ發明賞與ハ此ノ限ニ在ラス

通勤工ニ對スル米價ノ補助、住宅料ノ補助及寄宿工ニ對スル補助ノ補助ハ之ヲ評價シテ前項賃金中ニ加算ス但シ休業扶助料ヲ支給スル場合ニ於テ補助費補助、住宅引續キ支給スルトキハ其金額ハ休業扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金中ニ之ヲ加算ス

第十五條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本則ニヨリ扶助ヲナサ、ルモノトス

一 解雇後一年ヲ經過シテ扶助又ハ健康保險法ニヨル保險

〔北海勞〕

給付ヲ請求アリタルトキ

二 扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケテ治愈シタル負傷又ハ疾病カ解雇後再發シタルトキ

第十六條 前條第一號ニ該當スル者ト雖モ左ノ場合ニハ扶助スヘシ

一 既ニ受ケタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求アリタルトキ

二 解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求アリタルトキ

第十七條 扶助ヲ爲スヘキ事由生シタルトキハ治療ヲ受ケル場合ヲ除キ左ノ書類ヲ提出セシメ遲滞ナク支給スルモノトス但シ障害扶助料及ヒ遺族扶助料ハ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ得テ數回ニ分割シテ之ヲ支給スルコトヲ得

一 療養費又ハ休業扶助料ヲ支給スル場合ニハ醫師ノ診斷書其ノ他ノ證據書類

二 遺族扶助料ヲ支給スル場合ニハ死亡診斷書若クハ死體檢案書及其ノ權利ヲ有スル遺族ナルコトヲ證スヘキ書類

三 葬祭料ヲ支給スル場合ニハ第二號書類ノ外葬儀ヲ行フヘキ又ハ行ヒタルコトヲ證スヘキ書類

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

本條各號ノ外必要アリト認ムルトキハ更ニ書類ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第十八條 未成年者若クハ女子カ當社(工場)ノ都合ニヨリテ解雇セラレ、又ハ業務上傷害ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル職工療養ノ爲メ歸郷スル場合又ハ解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ其ノ必要ナル旅費ヲ支給ス

第十九條 歸郷旅費ヲ請求スル場合ニハ左記各號ヲ明記シ請求書ヲ提出スヘシ

一 到着地

二 到着地ニ於テ滞在スヘキ家ノ戸主氏名、職業及本人トノ續柄

三 詳細ナル旅行ノ方法

四 旅費豫定額

五 出發日時

第二十條 工場管理人又ハ工業主ニ於テ特ニ認定ヲ以テ本則ニヨル規定額ヲ超エテ扶助ヲナスコトアルヘシ

第二十一條 本則ニ依リ休業扶助料ヲ受ケヘキ職工健康保險法ニ依ル傷病手當金ヲ受ケヘキ場合ニ於テ本則ノ休業扶助料カ傷病手當金ヨリ多キトキハ其期間中本則ノ休業扶助料

第八章 工場法規ノ解釋ト參考資料

ト傷病手當金トノ差額ヲ支給ス埋葬料ノ支給ニ付亦同シ

第二十二條 健康保險法ノ被保險者タル職工ニシテ工場法施行令第二十七條ニ該當スル場合健康保險法ニ依ル移送料ノ支給ヲ受ケサルトキハ工業主ニ於テ歸郷旅費ヲ支給ス

〔非海勞〕

第九章 汽罐取締

第九章 汽罐取締

●汽罐取締令

昭和十年四月九日
内務省令第二十號

汽罐取締令ノ通定ム

第一章 總則

- 第一條 本令ニ於テ汽罐ト稱スルハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
 - 一 密閉セル容器ニシテ専ラ大氣壓ヨリ高キ壓力ノ蒸汽ヲ發生スル汽罐
 - 二 密閉セル容器ニシテ其ノ罐水ノ溫度ヲ上昇セシメテ容器外ニ給湯スル温水罐
 - 三 密閉セル容器ニシテ蒸汽ヲ發生シ又ハ之ニ蒸汽ヲ送入シテ直接物品ヲ加熱スル蒸罐
- 第二條 本令ニ於テ傳熱面積ト稱スルハ汽罐ノ一面ガ熱ガスニ觸レ他ノ面ガ水ニ觸ルル部分ヲ熱ガスノ觸ルル側ニ於テ測レル面積ヲ謂フ
- 本令ニ於テ炉格面積ト稱スルハ汽罐ノ燃料焚燒ヲ目的トスル火格子ノ有效面積ヲ謂フ
- 本令ニ於テ制限壓力ト稱スルハ汽罐ノ最高使用ゲージ壓力ヲ謂フ

第九章 汽罐取締

〔北海勞〕

第三條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル汽罐ニハ之ヲ適用セズ

- 一 制限壓力〇・五疋平方糎以下ノ汽罐ニシテ罐胴ノ内徑三百糎以下、長六百糎以下又ハ傳熱面積一平方米以下ノモノ
 - 二 傳熱面積三・五平方米以下ノ汽罐ニシテ大氣ニ開放セル蒸汽管又ハ水頭壓五米以下ノ豎管ヲ有シ其ノ管ノ内徑二十五糎以上ノモノ
 - 三 水頭壓十米以下ノ温水罐ニシテ炉格面積〇・五平方米以下、傳熱面積八平方米以下ノモノ
 - 四 制限壓力〇・五疋平方糎以下ノ蒸罐ニシテ罐胴ノ内徑五百糎以下、長千糎以下又ハ内容積〇・二立方米以下ノモノ
 - 五 飲事用高壓釜
- 第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル汽罐ニハ第三十一條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 一 制限壓力四疋平方糎以下ノ汽罐ニシテ罐胴ノ内徑七百五十糎以下、長千三百糎以下又ハ傳熱面積三平方米以下ノモノ
 - 二 水頭壓二十米以下ノ温水罐ニシテ炉格面積一平方米以下

下又ハ傳熱面積十四平方米以下ノモノ

ハ其ノ壓力ニ一底平方糎ヲ加ヘタル壓力

第五條 汽罐ヲ設置セントスル者ハ汽罐毎ニ別記第一號様式ニ依ル願書正副二通ニ別記第二號様式ニ依ル汽罐明細書二通(先ニ罐體検査ヲ受ケタルモノニ在リテハ其ノ罐體検査済ノ印ヲ捺捺シアル汽罐明細書及其ノ寫)ヲ添ヘ設置地(移動式汽罐ニ在リテハ其ノ主たる作業事務所所在地以下之ニ同シ)地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ノ許可ヲ受ケベシ

第七條 罐體検査ヲ受ケントスル者ハ汽罐毎ニ別記第二號様式ニ依ル願書ニ別記第二號様式ニ依ル汽罐明細書二通(第五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ヲ爲シタル地方長官ノ罐體検査ヲ受ケントスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ)ヲ添ヘ汽罐所在地地方長官ニ申請スベシ

第六條 汽罐ハ罐體検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ設置スルコトヲ得ズ

第八條 汽罐設置工事竣功シタルトキハ汽罐毎ニ別記第六號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ竣功検査ヲ受ケベシ

前項ノ罐體検査ニ於テ行フ水壓試験ノ水壓力ハ左ノ各號ニ依ル

第九條 汽罐ハ前項ノ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

一 制限壓力四・三底平方糎ヲ超ユルトキハ其ノ壓力ノ一・三倍ニ三底平方糎ヲ加ヘタル壓力

第十條 汽罐検査ノ有効期間ハ一年トス但シ汽罐ノ構造又ハ管理ノ狀況ニ依リ地方長官ハ之ヲ短縮シ又ハ延長スルコトヲ得

二 制限壓力一底平方糎ヲ超エ四・三底平方糎以下ナルトキハ其ノ壓力ノ二倍ノ壓力

第十一條 汽罐検査ノ有効期間滿了後引續キ汽罐ヲ使用セントスルトキハ有効期間滿了前別記第十號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ更新検査ヲ受ケベシ

三 制限壓力一底平方糎以下ナルトキハ二底平方糎ノ壓力

第十二條 汽罐ニシテ内務大臣ノ指定スル保險業者ノ保險ニ付シタルモノニ付テハ地方長官ハ前條第一項ノ更新検査ハ之ヲ省略スルコトヲ得

四 制限壓力以上ノ壓力ヲ受クルノ虞ナキ温水罐ニ在リテ

第十三條 保險業者ノ保險ニ付シタルトキハ十日以内ニ別記第十二號様式ニ依リ設置地地方長官ニ届出ツベシ其ノ保險

〔北海勞〕

〔北海勞〕

格シタル際先ニ罐體検査ニ合格シタルモノニ在リテハ第五條ノ規定ニ依ル許可ノ際別記第七號様式ノ汽罐検査證ヲ交付ス

第十四條 汽罐ニシテ内務大臣ノ指定スル保險業者ノ保險ニ付シタルモノニ付テハ地方長官ハ前條第一項ノ更新検査ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第九條 汽罐ハ汽罐検査證ノ交付ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

汽罐設置者ニ變更アリタルトキハ承継者ハ十日以内ニ設置地地方長官ニ届出テ汽罐検査證ノ書換ヲ受ケベシ

第十條 汽罐設置者汽罐又ハ其ノ設備ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル部分ヲ修繕又ハ變更セントスルトキハ別記第八號様式ニ依ル願書正副二通ニ汽罐検査證ヲ添ヘ設置地地方長官ノ許可ヲ受ケベシ

- 一 汽罐ノ罐體、炉筒、火室、鏡板、冠板、管板及控
- 二 焚燒装置
- 三 汽罐ノ据付基礎

第十一條 前條第一號ノ部分ノ修繕又ハ變更工事竣功シタルトキハ別記第九號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ修繕又ハ變更検査ヲ受ケベシ

契約ノ更新、終了又ハ解除アリタルトキ亦同シ

第一項ノ保險業者汽罐ノ検査ニ従事スル汽罐検査員ヲ選任セントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケルベシ

内務大臣汽罐検査員ガ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認めルトキハ前項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第十五條 汽罐ノ検査ヲ受ケントスルトキハ汽罐體ヲ冷却シ煙道ヲ掃除シ其ノ他検査ニ必要ナル準備ヲ爲シ置クベシ

第十六條 汽罐設置者又ハ汽罐取扱主任者ハ検査ニ立會シ當該官吏ノ指揮ニ従フベシ

第十七條 當該官吏検査ノ爲必要アリト認めルトキハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

一 汽罐ノ被覆物ノ全部又ハ一部ヲ取除クコト

二 汽罐ヲ移動スルコト

三 鉄若ハ管ニ抽出シ又ハ罐材ニ穿孔スルコト

四 水壓試験ヲ施行スルコト

五 鑄鐵製汽罐ニ付テハ解體スルコト

六 其ノ他必要ナル事項

第十八條 汽罐設置者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

一 汽罐室其ノ他汽罐ノ設置場所ニハ係員ノ外置リニ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨見易キ箇所ニ掲示スルコト

二 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虚偽ノ事項ヲ記載シタルトキ

三 汽罐ノ使用ヲ引續キ三年以上止シタルトキ

第二章 汽罐ノ構造

第二十五條 汽罐ハ告示ヲ以テ別ニ定ムル構造上ノ要件ヲ具備シタルモノナルコトヲ要ス

應張力又ハ應曲力ヲ生ズル部分ニ付焊接ヲ行ヒタル汽罐ハ焊接ノ設備、設計、施行方法及焊接者ニ付焊接者手前汽罐

地方長官支障ナシト認めルトキハ前二項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三章 汽罐室

第二十六條 汽罐ノ専用ノ建物又ハ適當ニ區別セル場所ニ之ヲ設置スベシ但シ已ムヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 汽罐ノ据付位置ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 汽罐ノ外側ト天井又ハ屋根裏トノ間ニハ二百二十釐以上ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ安全弁其ノ他ノ装置ノ検査及取扱ニ支障ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 汽罐ヲ露出セル汽罐又ハ堅型汽罐ニ在リテハ前號ノ外

第九條 汽罐取締

〔北海券〕

〔北海券〕

準ズル事故發生シタルトキハ汽罐設置者ハ別記第十四號様式ニ依リ遅滞ナク設置地地方長官ニ届出ツベシ但シ工場法施行規則第二十六條ノ規定ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 汽罐設置者ハ汽罐ニ付一切ノ權限ヲ有スル汽罐管理人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ汽罐管理人ヲ選任セントスルトキハ汽罐設置者ハ汽罐管理人連署ノ上設置地地方長官ノ認可ヲ受クベシ

地方長官必要アリト認めルトキハ前項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

汽罐管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ汽罐設置者ニ代ルモノトス

第二十二條 地方長官ハ當該官吏ヲシテ汽罐ノ設置場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第二十三條 地方長官ハ汽罐ノ使用ニ關シ危害ヲ生ジ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認めルトキハ汽罐設置者ニ對シ除害若ハ豫防ノ爲必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

第二十四條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本令ノ規定ニ依リ許可ヲ取消スコトヲ得

一 該當スルトキハ左ノ事項ヲ記載シタルトキ

二 汽罐ノ使用ヲ引續キ三年以上止シタルトキ

第二章 汽罐ノ構造

第二十五條 汽罐ハ告示ヲ以テ別ニ定ムル構造上ノ要件ヲ具備シタルモノナルコトヲ要ス

應張力又ハ應曲力ヲ生ズル部分ニ付焊接ヲ行ヒタル汽罐ハ焊接ノ設備、設計、施行方法及焊接者ニ付焊接者手前汽罐

地方長官支障ナシト認めルトキハ前二項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三章 汽罐室

其ノ外側ト壁體トノ間ニ四十五釐以上ノ距離ヲ保育セシムルコト但シ罐内ノ内徑五百釐以下ニシテ長千釐以下ノモノニ在リテハ三十釐迄短縮スルコトヲ妨ゲズ

第二十八條 露出セル汽罐ノ外側又ハ金屬性煙突若ハ煙筒ヨリ十二釐以内ニ在ル可燃性材料ハ金屬以外ノ不燃性材料ヲ以テ適當ニ被覆スベシ

汽罐室又ハ汽罐設置場所ニ燃料ヲ貯藏スル場合ニハ汽罐外側ヨリ百二十釐以上ノ距離ヲ保育セシムベシ但シ防火ノ爲適當ナル障壁ヲ設クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 汽罐室ニハ二以上ノ出入口ヲ設クベシ但シ避難ニ支障ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 本章ノ規定ハ移動式汽罐ニハ之ヲ適用セズ

第四條 汽罐士及汽罐取扱主任者

第三十一條 汽罐士免許ヲ受ケタル者(以下單ニ汽罐士ト稱ス)ニ非ザレバ汽罐ノ取扱ニ從事スルコトヲ得ズ但シ汽罐士ノ指揮監督ノ下ニ補助トシテ作業ニ從事スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

〔北海勞〕

免許ニ在リテハ一年以上、二級汽罐士免許ニ在リテハ六月以上汽罐取扱ノ作業ニ從事シタル者ニ之ヲ與フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ與ヘズ

- 一 女子又ハ十八歳未満ノ者
- 二 精神病者、聾者、啞者又ハ盲者
- 三 汽罐士免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セザル者
- 四 其ノ他地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者

第三十三條 汽罐士試験ハ左ノ各號ノ科目ニ關シ之ヲ行フ

- 一 汽罐構造(設計及材料ニ關スル事項ヲモ含ム)
- 二 汽罐取扱方法
- 三 燃料及燃焼
- 四 汽罐取締ニ關スル法令

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ一級汽罐士試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

- 一 工業學校ニシテ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノモノ若ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノモノ又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ機械又ハ船用機關ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者
- 二 前號ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スト認メタル者

〔北海勞〕

第三十二條 汽罐士免許ハ汽罐士試験ニ合格シ且一級汽罐士者

三 二級汽罐士免許ヲ受ケ二年以上汽罐取扱ニ從事シタル者

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ二級汽罐士試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

- 一 前項第一號ニ定ムル以外ノ工業學校ニ於テ機械若ハ船用機關ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者又ハ地方長官ノ指定シタル青年學校ニ於テ汽罐ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者
- 二 前號ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スト認メタル者

第三十五條 汽罐士試験ヲ受ケントスル者ハ別記第十五號様式ニ依リ受験地地方長官ニ願出ツベシ

汽罐士試験ニ合格シタルトキハ別記第十六號様式ノ汽罐士試験合格證書ヲ交付ス

第三十六條 汽罐士免許ヲ受ケントスル者ハ別記第十七號様式ニ依リ前條ノ試験ヲ受ケタル地ノ地方長官ニ申請スベシ

地方長官汽罐士免許ヲ與ヘタルトキハ別記第十八號様式ノ汽罐士免許證ヲ交付ス

第三十七條 汽罐士左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地方長官ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

一 故意又ハ重大ナル過失ニ因リ火災、汽罐ノ破裂又ハ之ニ準ズル事故ヲ惹起シタルトキ

二 第三十二條第二號又ハ第四號ニ該當スルニ至リタルトキ

三 汽罐取扱主任者タル汽罐士第四十條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

前項ノ處分ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク汽罐士免許證ヲ返納スベシ

汽罐士免許ノ停止期間満了シタルトキハ汽罐士免許證ヲ還付ス

第三十八條 汽罐士免許證ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ別記第十九號様式ニ依リ免許ヲ受ケタル地ノ地方長官ニ申請スルコトヲ得

第三十九條 汽罐設置者ハ汽罐取扱主任者ヲ選任スベシ

前項ノ汽罐取扱主任者ハ左ノ各號ニ該當スル者ナルコトヲ要ス但シ第四條ノ汽罐ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 取扱汽罐ノ傳熱面積合計二十五平方米以上又ハ制限壓力七七釐平方釐以上ノモノニ在リテハ一級汽罐士
- 二 其ノ他ノモノニ在リテハ一級汽罐士又ハ二級汽罐士

汽罐設置者第一項ノ規定ニ依リ汽罐取扱主任者ヲ選任シタ

ルトキハ其ノ履歴書及汽罐士免許證ノ寫(前項但書ノ場合ヲ除ク)ヲ添ヘ設置地地方長官ニ届出ツベシ
地方長官汽罐取扱主任者ガ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

第四十條 汽罐取扱主任者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 水面測定装置ハ一日ニ一回以上其ノ機能ヲ検査スルコト
- 二 罐水ノ汚濁ニ注意シ適宜排水ヲ行フコト
- 三 給水装置ノ機能ヲ保持スル爲常ニ注意スルコト
- 四 安全弁ノ機能ヲ保持スル爲常ニ注意スルコト
- 五 汽罐検査證ニ記載シタル制限壓力ヲ超エテ蒸氣壓ヲ上昇セシメザルコト
- 六 危害豫防ニ注意シ異狀ヲ認メタルトキハ直ニ適當ナル措置ヲ爲スコト

汽罐設置者ハ汽罐取扱主任者ガ前項各號ノ事項ヲ遵守スルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第五章 手数料

第四十一條 汽罐設置者第七條第一項(罐體検査)、第八條第一項(竣功検査)、第十一條第一項(修繕、變更検査)、第十三條第一項(更新検査)又ハ第十九條第五項(再使用検査)ノ

検査ヲ受ケントスルトキハ別表第一號ニ定ムル手数料ヲ納付スベシ

第四十二條 汽罐士試験若ハ汽罐士免許ヲ受ケントスル者又ハ汽罐士免許證ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ別表第二號ニ定ムル手数料ヲ納付スベシ

第四十三條 前二條ノ手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ願書ニ之ヲ貼付スベシ

既納ノ手数料ハ之ヲ還付セズ但シ第三十四條ノ規定ニ依リ汽罐士試験ノ全部ヲ省略シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六章 罰則

第四十四條 左ニ掲グル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス

- 一 第五條(汽罐設置許可)、第六條第一項(罐體検査)、第九條第一項(汽罐検査證)、第十條(汽罐修繕、變更許可)、第十一條第二項(汽罐修繕、變更検査)、第十四條第四項(汽罐検査員ノ認可)、第十五條(汽罐検査ノ準備)、第十六條(汽罐検査ノ立會)、第十八條(汽罐設置者ノ遵守事項)、第十九條第四項(汽罐再使用検査)、第二十六條乃至第二十九條(汽罐室)、第三十一條第一項(汽罐士免許)、第三十九條第一項(汽罐取扱主任者ノ選任)及第四十條

〔北海券〕

(汽罐取扱主任者ノ遵守事項及汽罐設置者ノ義務)ノ規定ニ違反シタル者

二 第十三條第二項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ検査ヲ受クルコトヲ怠リタル者、第十七條ノ規定ニ依リ當該官吏ノ命令ニ従ハザル者又ハ第二十三條ノ規定ニ依リ地方長官ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者

第四十五條 第七條第三項(汽罐明細書換手續)、第九條第二項(汽罐設置者變更手續)、第十四條第三項(保険契約及其ノ更新、終了又ハ解除ノ届出)、第十九條第一項乃至第三項(汽罐使用ノ廢止又ハ休止ノ届出、汽罐検査證ノ返納及汽罐再使用ノ届出)、第二十條(事故ノ届出)、第三十七條第二項(汽罐士免許證ノ返納)及第三十九條第三項(汽罐取扱主任者ノ届出)ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四十六條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス

第四十七條 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ本令又ハ本令ニ基キ

テ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十八條 本令ニ依リ罰則ハ汽罐管理人ヲ選任シタル場合ニ在リテハ汽罐管理人ニ、法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第七章 附則

第四十九條 本令ハ昭和十年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十條 地方長官ハ本令施行ノ際汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ設置又ハ修繕ノ許可申請中ノ汽罐ニ付テハ本令ノ規定ニ拘ラズ從前ノ規定ニ依リ處分スルコトヲ得

第五十一條 本令施行前汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ検査若ハ試験又ハ許可若ハ認可ヲ受ケタル汽罐ハ本令ニ依リ検査又ハ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ汽罐検査ノ有効期間ハ之ヲ變更セズ但シ本令施行後一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五十二條 本令施行ノ際現ニ許可又ハ検査ヲ要セズシテ使用スル汽罐ニシテ本令ノ規定ニ依リ新ニ許可又ハ検査ヲ受

第九章 汽罐取締

クルヲ要スルモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令ノ規定ニ拘ラズ從前ノ規定ニ依ルコトヲ得
 第五十三條 本令施行ノ際現ニ汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ汽罐取扱ニ從事スル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令ノ規定ニ拘ラズ從前ノ規定ニ依ルコトヲ得
 本令施行前汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ汽罐取扱ニ關スル資格ニ付地方長官ノ證明若ハ免許ヲ有スル者又ハ本令施行前一年以上汽罐ノ取扱ニ從事シタル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ本人ノ申請アリタル場合ニ限り第三十二條本文ノ規定ニ拘ラズ左ノ區別ニ從ヒ汽罐士免許ヲ與フ
 一 取扱汽罐ノ傳熱面積合計二十五平方米以上又ハ制限壓力七厘平方厘以上ノ汽罐ノ取扱ニ付資格又ハ免許アル者又ハ其ノ取扱主任者ニハ一級汽罐士
 二 其ノ他ノ者ニ在リテハ二級汽罐士
 第三十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第二項ノ場合ニ在リテハ第四十二條ノ規定ニ依ル手数料ハ之ヲ徴收セズ

別記

(第一號樣式)

(縱二六種、横三七種)

〔北海旁〕

汽罐設置願

左記汽罐設置致度候間御許可相成度此段及御願候也
 年月日

(地方長官)殿

設置者 氏名

一	事業ノ名稱及種類
二	設置地、地名番號、市街地建築物法ニ依ル地域並ニ地區ル地域者住所氏名、生年月日
三	法人ノ場合ニ在リテハ名稱、主たる事務所所在地、代表者氏名
四	敷地周圍ノ狀況
五	汽罐室(蒸氣設置室)ノ構造及床面積
六	使用ノ目的
七	一日ノ最長使用時間
八	燃料ノ種類及一日ノ最大消費見積量
九	焚火方法

一〇	汽罐ノ構造及其ノ基礎並ニ煙道ノ構造
一一	汽罐ノ構造、基數及配置
一二	給水装置ノ種類、箇數ヲ示ス標準及
一三	給水装置ノ種類、箇數ヲ示ス標準及
一四	過熱器ノ材料、主要寸法及蒸氣溫度
一五	過熱方法ノ概要
一六	給水加熱装置ノ概要
一七	給水加熱装置ノ概要
一八	給水加熱槽ノ材料、種類、主要寸法及接
一九	機械的通風装置ノ概要並ニ主要寸法
二〇	又ハ能力ヲ示ス標準
二一	焚燒装置ノ概要
二二	煙突ノ構造、種別及主要寸法

第九章 汽罐取締

〔北海旁〕

一	移動式汽罐ニ在リテハ第二號欄ニ主たる作業事務所ヲ記入スルコト
二	印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト
三	本樣式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ
四	願ニ關係ナキ事項ハ省略スルコトヲ得
五	本樣式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添付スルコト
六	同一型式ノモノニ基以上設置スル場合ニ

第九章 汽罐取締

於テハ一基ニ付詳記シ他ハ省略スルコトヲ得

(第二號様式甲)(鋼製汽罐)(蒸罐ヲ除ク)(縦二六種、横三七種)

汽罐明細書	
一	汽罐ノ種類及型式
二	制限壓力又ハ水頭壓
三	汽罐ノ構造
イ	炉格面積
ロ	傳熱面積
ハ	罐筒ノ材料、最大内徑及板ノ厚
ニ	炉筒又ハ火室板ノ材料、最大内徑、環長及板ノ厚
ホ	鏡板、冠板及管板ノ材料、形狀及板ノ厚
ヘ	目板ノ材料及板ノ厚
ト	控ノ材料、種類及厚

〔北海勞〕

第九章 汽罐取締

備考	
一	○印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト
二	米印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セザルコト

九米	検査官氏名印
八米	検査場所及年月日
七米	水壓試験壓力
六米	焊接施行者名
五米	焊接箇處及其ノ施行方法
四米	製作者名及製作年月並ニ經歷ノ概要
三米	(タ) 水面測定裝置ノ種類及數 (ニ) 硝子水面計ニ在リテハ硝子管ノ内徑ヲ併記スルコト
二米	(ヨ) 壓力計ノ最大指度
一米	(カ) 逸水裝置ノ概要
	(ク) 安全弁ノ種類、弁徑及數

〔北海勞〕

(第二號様式乙)(鑄鐵製汽罐)

(縦二六種、横三七種)

汽罐明細書	
一	汽罐ノ種類、型式及節數
二	制限壓力又ハ水頭壓
三	汽罐ノ構造
イ	炉格面積
ロ	傳熱面積
ハ	検査孔及掃除孔ノ大及數
ニ	排水管ノ材料及内徑
ト	(ニ) 排水コック又ハ排水弁ノ取付部ニ於テ測リタル

三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ
 四 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添付スルコト

七米	六米	五米	四	三	二	一
検査官氏名印	検査場所及年月日	水圧試験壓力	製作者名及製作年月 並ニ經歷ノ概要	製作者名及製作年月 並ニ經歷ノ概要 及ニ施行ヒタル箇處 及ニ施行方法	製作者名及製作年月 並ニ經歷ノ概要	製作者名及製作年月 並ニ經歷ノ概要
備考一 印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添 附スルコト 備考二 米印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セ ザルコト 備考三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シ タルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ 備考四 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別						

〔北海勞〕

〔第二號様式丙〕(蒸罐)

ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

(縦二六釐、横三七釐)

汽罐明和書	一 蒸罐ノ種類及型式	二 制限壓力	三 蒸罐ノ構造	四 蒸罐ノ內容積	五 蒸罐ノ材料、最大厚、全長及板ノ厚	六 鏡板ノ材料、形狀及板ノ厚	七 蓋板ノ材料、形狀及板ノ厚	八 蓋板締付方法ノ概要	九 締付用螺釘及留針ノ材料、徑、螺子ノ種類及數	十 縦接手ノ種類及數
-------	------------	--------	---------	----------	--------------------	----------------	----------------	-------------	-------------------------	------------

〔北海勞〕

九米	八米	七米	六	五	四	三	二	一
検査官氏名印	検査場所及年月日	水圧試験壓力	製作者名及製作年月 並ニ經歷ノ概要 及ニ施行ヒタル箇處 及ニ施行方法	製作者名及製作年月 並ニ經歷ノ概要	製作者名及製作年月 並ニ經歷ノ概要	製作者名及製作年月 並ニ經歷ノ概要	製作者名及製作年月 並ニ經歷ノ概要	製作者名及製作年月 並ニ經歷ノ概要
備考一 印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添 附スルコト 備考二 米印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セ								

〔第三號様式〕

罐體検査願

收入印紙

汽罐ノ種類
傳熱面積又ハ內容積
設置許可指令番號
受檢地地名番號
受檢希望日

右汽罐罐體検査相受度此段及御願候也

年月日

住所

製作者又ハ設置者 氏 名

(地方長官)殿

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

四 三 二 一
ザルコト
本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シ
タルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ
本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別
ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

(第七號樣式)(裏面)

日	附	記	事	欄	官	檢	印	查
月	年	日	年	日	年	日	年	日
月	年	日	年	日	年	日	年	日
月	年	日	年	日	年	日	年	日
月	年	日	年	日	年	日	年	日
月	年	日	年	日	年	日	年	日
月	年	日	年	日	年	日	年	日
月	年	日	年	日	年	日	年	日
月	年	日	年	日	年	日	年	日
月	年	日	年	日	年	日	年	日

〔北海勞〕

(第八號樣式)

汽罐修繕變更願

左記汽罐修繕變更致度候間御許可相成度此段及御願候也

年 月 日

住所 設置者 氏 名

(地方長官)殿

一	事業ノ名稱及種類
二	設置地地名番號
三	汽罐検査證番號
四	修繕ノ箇處及方法
五	修繕ノ理由
六	修繕施行者住所氏名
七	竣工期日

備考 一 印シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト
 二 計及施行方法ヲ記入スルコト
 三 本様式ノ規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ
 四 本様式ノ記入シタル事項ニ付テハ別紙ニ記載シ添付スルコト

〔北海勞〕

(第十號樣式)

更新検査願

收入 印紙

汽罐ノ種類

一 傳熱面積又ハ内容積

一 設置地地名番號

一 汽罐検査證番號

一 汽罐検査證有效期間 自 年 月 至 年 月

一 受檢希望日

一 移動式汽罐ニ在リテハ希望受檢地

右更新検査相受度此段及御願候也

年 月 日

住所 設置者 氏 名

(地方長官)殿

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

(第九號樣式)

汽罐修繕變更検査願

收入 印紙

汽罐ノ種類

一 傳熱面積又ハ内容積

一 設置地地名番號

一 汽罐検査證番號

一 修繕變更許可指令番號

一 受檢希望日

右修繕工事竣功致候間御検査相成度此段及御願候也

年 月 日

住所 設置者 氏 名

(地方長官)殿

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

第九章 汽機取締

- 備考 一 收入印紙へ出願人ニ於テ消印セザルコト
 二 出願前六月以内ニ撮影シタル名刺形半身脱帽ノ寫眞一葉添附スルコト
 三 第三十四條ノ規定ニ依リ試験ノ全部又ハ一部ノ省略ヲ希望スル者ハ其ノ資格證明書ノ寫ヲ添附スルコト

(第十五號様式)(裏面)

學校及職業ニ關スル履歷

(第十六號様式)

(第二六種、横一八・五種)

汽機士試験合格證書

氏名

(生年月日)

一(二)級汽機士

右汽機士試験ニ合格シタルコトヲ證ス

年月日

廳府縣

印

〔北海旁〕

(第十七號様式)(表面)

(第二六種、横一八・五種)

〔北海旁〕

(第十七號様式)(裏面)

一(二)級汽機士免許願

收入印紙

一(二)級汽機士免許相成度此段及御願候也

年月日

住所

氏

名印

(地方長官)殿

備考 收入印紙へ出願人ニ於テ消印セザルコト

第九章 汽機取締

氏名	生年月日	本籍	住所	汽機士試験合格證書番號	學校及職業ニ關スル履歷
寫眞	備考 寫眞ハ出願前六月以内ニ撮影シタル名刺形半身脱帽ノモノ一葉				
備考					

(第十八號樣式)

汽罐士免許證

氏名

(生年月日)

寫眞

縣 府

印 府

第 號

年 月 日 交付

府 縣 印

(二)級汽罐士

→ 六 釐 ←

(縱八釐、横一八釐)

(第十九號樣式)

汽罐士免許證再交付願

收入 印紙

一 免許證種目 級汽罐士

一 免許證再交付願出ノ理由

右汽罐士免許證再交付相成度此段及御願候也

年 月 日

住所

氏 名

(地方長官)殿

備考 一 出願前六月以内ニ撮影シタル名刺形半身脱帽ノ寫眞二葉ヲ添附スルコト
 二 毀損ニ因ル再交付願出ノ場合ハ該免許證ヲ添附スルコト
 三 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

[北海券]

別表手帳新

第一號(甲)

汽罐(ラ除外)	傳熱面積(平方米)
種別 檢査、修繕變更檢査、更新檢査、使用檢査	五 未 滿
〇・七〇圓	十五 未 滿 上
一・五〇圓	四十 未 滿 上
五・〇〇圓	四十 未 滿 上
七・〇〇圓	二百 未 滿 上
一〇・〇〇圓	二百 未 滿 上
一四・〇〇圓	三百 未 滿 上
一七・〇〇圓	三百 未 滿 上

[北海券]

第一號(乙)

蒸 種別	內容積(立方尺)
種別 檢査、修繕變更檢査、更新檢査、使用檢査	〇・九 未 滿
〇・五〇圓	二〇・九 未 滿 上
一・〇〇圓	五二 未 滿 上
二・〇〇圓	五二 未 滿 上
三・〇〇圓	五二 未 滿 上
五・〇〇圓	十 未 滿 上

第二號

級 別	種 別	汽罐士試驗手續料	汽罐士免許手續料	汽罐士免許證再交付手續料
一 級 汽 罐 士	汽 罐 士	一・〇〇圓	一・五〇圓	〇・五〇圓
二 級 汽 罐 士	汽 罐 士	〇・五〇圓	一・〇〇圓	〇・五〇圓

第二章 汽罐ノ構造

第五條 汽罐ニ使用スル鋼板ノ厚ハ六耗以上タルコトヲ要ス但シ蒸罐ニ在リテハ厚四耗以上ノ雜目無鋼管ヲ使用スルコトヲ妨グズ

第六條 汽罐又ハ筒ノ有スル汽筒ノ鋼板ノ厚ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 制限壓力ニ・五疋平方種ヲ超ユル場合

(1) 罐胴又ハ汽筒ノ内徑六百耗ヲ超ユルトキハ鋼板ノ厚ハ八耗以上タルコト

(2) 罐胴又ハ汽筒ノ内徑六百耗以下ノトキハ鋼板ノ厚ハ六耗以上タルコト

二 制限壓力ニ・五疋平方種以下ノ場合

(1) 罐胴又ハ汽筒ノ内徑九百耗ヲ超ユルトキハ鋼板ノ厚ハ八耗以上タルコト

(2) 罐胴又ハ汽筒ノ内徑九百耗以下ノトキハ鋼板ノ厚ハ六耗以上タルコト

鑄鐵製汽罐又ハ鑄鐵製温水罐ノ罐體ヲ構成スル鑄鐵ノ厚ハ八耗以上タルコトヲ要ス

第七條 鏡板又ハ冠板ニ使用スル鋼板ノ厚ハ罐胴板、汽筒板又ハ火室板ノ厚ヨリ小ト爲スコトヲ得ズ

第八條 罐胴又ハ汽筒ノ縱接手ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 片目板衝接ト爲サザルコト

二 罐胴又ハ汽筒ノ内徑千耗ヲ超エ制限壓力ハ・五疋平方種以上ニ於テ使用スルモノニ在リテハ果接ト爲サザルコト

三 罐胴又ハ汽筒ノ内徑五百耗ヲ超エ制限壓力五疋平方種以上ニ於テ使用スルモノニ在リテハ一列果接ト爲サザルコト

四 横置多管式汽罐ノ罐胴ニ在リテハ火焰ニ直接接觸スルコトナキ位置ニ配置スルコト

第九條 汽罐(鑄鐵製汽罐、鑄鐵製温水罐及蒸罐ヲ除ク)ニハ罐胴又ハ鏡板ノ適當ナル箇所ニ人孔ヲ設クベシ但シ罐胴ノ内徑六百五十耗未満、長千耗未満ニシテ掃除若ハ検査ノ爲罐胴ニ滑入シ得ザルモノ又ハ罐胴ノ内徑千耗未満ノ豎型汽罐ニシテ人孔ヲ設ケ難キモノニ在リテハ二以上ノ掃除孔又ハ検査孔ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

〔北海券〕

〔北海券〕

ノ橢圓形又ハ内徑三百七十五耗以上ノ圓形タルコトヲ要ス掃除孔又ハ検査孔ノ大ハ内徑二十五耗未満タルコトヲ得ズ

第十條 横置多管式汽罐ニ在リテハ前條ニ規定スル人孔ノ外前管板ノ煙管集ノ下部ニ人孔ヲ設クベシ但シ罐胴ノ内徑千二百耗未満ニシテ人孔ヲ設ケ難キモノ又ハ管板ノ縱中央部ノ管列間ニ若ハ外方管列ト罐胴トノ間ニ二百三十耗以上ノ間隙アルモノニ付テハ適當ナル大ヲ有スル掃除孔ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十一條 豎型汽罐ノ罐胴ニハ水脚部ニ二以上ノ掃除孔ヲ設クベシ

第十二條 豎型多管式汽罐ノ罐胴ニハ火室冠板ノ高ト同一ノ高ノ位置ニ二以上ノ検査孔ヲ設クベシ

第十三條 水管ヲ有スル豎型汽罐ノ罐胴ニハ水管ヲ掃除シ得ル位置ニ適當數ノ掃除孔ヲ設クベシ

第十四條 「コルニッシュ」型汽罐ノ前鏡板ノ下部ニハ掃除孔ヲ設クベシ

第十五條 罐胴、鏡板及管板ニ設クル人孔、掃除孔又ハ検査孔ハ相當ノ張力ヲ有スル縁環又ハ突環ニテ補強スベシ但シ掃除孔又ハ検査孔ノ長徑百五十耗未満ノモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 注ニ依リ補強セラルザル鏡板ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 取付鈎ノ曲内半徑(1)ハ鏡板ノ厚(1)ノ四倍以上ト爲スコト

二 取付鈎ノ彎曲起部ト鋼板端トノ間(W)ハ六耗以上ト爲スコト



第十七條 豎型汽罐ノ火室冠板ト冠板トヲ連結スル煙管ノ内徑ハ罐胴内徑ノ六分ノ一以上タルコトヲ要ス

第十八條 管寄ノ材料ニハ軟鋼又ハ鍊鋼ヲ使用スルコトヲ要ス但シ工作ニ缺陷ナキ限り材質良好ナル鑄鋼ヲ使用スルコトヲ妨グズ

第十九條 汽罐ニハ二以上(温水罐又ハ蒸罐ニ在リテハ一以上)ノ安全弁ヲ設クベシ但シ炉格面積〇・六平方米又ハ傳熱面積十二平方米以下ノモノニ在リテハ之ヲ一ト爲スコトヲ得

温水罐ニ在リテハ制限壓力ヲ超ユル場合直ニ逸水スル安全

装置ヲ以テ前項ノ安全弁ニ代フルコトヲ得

第二十條 安全弁ノ徑ハ二十五耗以上ナルコトヲ要ス

罐ノ内徑五百耗以下、罐ノ長千耗以下、傳熱面積二平方
米以下及制限壓力五疋平方糎以下ノ小型汽罐（以下單ニ小
型汽罐ト稱ス）ニ在リテハ安全弁ノ徑ハ前項ノ規定ニ拘ラ
ズ十九耗以上ト爲スコトヲ妨グズ

第二十一條 安全弁ハ其ノ徑三十八耗未満ナルトキハ之ヲ發
條式ト爲スコトヲ得ズ但シ「ボツプ」發條式安全弁其ノ他機
能確實ナルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 安全弁ハ其ノ弁ニ加ハル蒸氣ノ全壓力六百疋ヲ
超ユル場合ハ之ヲ槓桿式ト爲スコトヲ得ズ

第二十三條 安全弁ノ弁及弁座ニハ容易ニ腐蝕スルコトナキ
材料ヲ使用スルコトヲ要ス

第二十四條 汽罐（温水罐及蒸罐ヲ除ク）ニハ二以上ノ硝子水
面計ヲ備フルコトヲ要ス但シ堅型汽罐ニシテ罐ノ内徑七
百五十耗未満ノモノ及暖房ニ専用セラルル鑄鐵製汽罐ニ在
リテハ其ノ一ハ硝子水面計ニ非ザル水面測定裝置タルコト
ヲ妨グズ

硝子水面計ノ硝子管ハ内徑十耗以上又ハ之ニ相當スル断面
積ヲ有スルコトヲ要ス

〔北海勞〕

硝子水面計ハ其ノ硝子面ノ看取シ得ル最下部ガ安全低水面
ヲ指示スベキ位置ニ取付クルコトヲ要ス

前項ノ安全低水面トハ汽罐使用中維持セラルベキ最低ノ水
面ヲ謂フ

第二十五條 汽罐（蒸罐ヲ除ク）ニハ隨時單獨ニ汽罐ノ最大蒸
發量以上ヲ給水シ得ル二以上ノ給水裝置ヲ備フベシ但シ第
一ノ給水裝置ガ二以上ノ給水ポンプヲ結合シタルモノナル
場合ニ於テハ第二ノ給水裝置ノ給水能力ハ汽罐ノ最大蒸發
量ノ二十五パーセント以上ニシテ第一ノ給水裝置中ノ給水
ポンプ中最大ノモノト同等以上ノモノタルコトヲ妨グズ
炉格面積〇・六平方米又ハ傳熱面積十二平方米以下ノ汽罐
ニ在リテハ前項ノ規定ニ拘ラズ給水裝置ヲ一ト爲スコトヲ
得

第一項ノ第一ノ給水裝置又ハ前項ノ給水裝置ハ動力ニ依リ
運轉スル給水ポンプ又ハ「インセンクタ」タルコトヲ要ス但シ
前項ニ該當スル汽罐ニシテ制限壓力二・五疋平方糎未満ノ
モノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 汽罐ノ制限壓力ヨリ其ノ二十パーセント以上高
キ水壓力ニテ汽罐ニ給水シ得ル貯水槽又ハ汽罐ノ制限壓力
ヨリ一疋平方糎以上高キ壓力ヲ有スル水道ハ之ヲ給水裝置

〔北海勞〕

ト爲スコトヲ得

第二十七條 近接セル二以上ノ汽罐ヲ結合シテ使用スル場合

ニ於テハ給水裝置ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ之ヲ一汽罐
ト看做ス

第二十八條 給水裝置ノ給水管ニハ汽罐ニ近接セル位置ニ給
水弁及逆止弁ヲ備フベシ

第二十九條 汽罐ニハ水室ノ最低部ニ直結セル排水管ヲ設ケ
之ニ排水コック又ハ排水弁ヲ備フベシ

排水コック又ハ排水弁ノ通水孔ノ斷面積ハ五百平方耗（小
型汽罐又ハ蒸罐ニ在リテハ百二十平方耗）以上タルコトヲ
要ス

排水コック又ハ排水弁ハ見易ク且取扱容易ナル位置ニ設ケ
ベシ

第三十條 熱ガスニ接觸スル給水管、排水管及水面測定裝置
ノ通水管ハ耐熱材料ヲ以テ防護スベシ

第三十一條 汽罐ニハ制限壓力ノ一倍半乃至三倍ノ指度ヲ有
スル壓力計ヲ備ヘ制限壓力ノ指度ニハ適當ノ標示ヲ爲スベ
シ

第三十二條 蒸罐ハ第一條乃至第八條、第十六條、第十九條
乃至第二十三條、第二十九條及第三十一條ニ依ルノ外左ノ

各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 罐ノ蓋板ノ材料ニハ鋼板ヲ使用スルコト但シ罐ノ
内徑四百五十耗以下又ハ之ニ相當スル斷面積ヲ有スル
蒸罐ノ蓋板ハ鑄鐵製タルコトヲ妨グズ

二 加硫罐又ハ罐板ガ著シク腐蝕セラルル虞アル作業ニ使
用セラルル蒸罐ノ鋼板ノ厚ハ九耗以上タルコト

三 蓋板締付用ホルトノ直徑ハ二十五耗以上タルコト但シ
罐ノ内徑四百五十耗以下又ハ之ニ相當スル斷面積ヲ有
スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

四 鋼製蓋板ノホルト孔ヲ有スル板端ハ堅牢ナル構造ト爲
スコト

五 蒸氣送入口中適當ノ箇所ニ減壓弁又ハ減壓裝置ヲ備フ
ルコト但シ其ノ必要ナキ場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
六 容易ニ内部ヲ検査シ得ザル蒸罐ニ在リテハ適當ノ箇所
ニ検査孔ヲ設クルコト

七 横置型蒸罐ニ在リテハ罐ノ縱接手ハ罐ノ最低部ヨ
リ左右約二十度以内ノ範圍ニ之ヲ配置セザルコト

第三十三條 鑄鐵製汽罐ハ制限壓力〇・七疋平方糎以下ニ於
テ使用スル組合式タルコトヲ要ス

鑄鐵製温水罐ハ制限壓力三疋平方糎（水頭壓三十米）以下ニ

於テ使用スルモノタルコトヲ要ス

第三章 強度計算

第三十四條 汽機ノ強度計算ニ使用スル抗張力ハ日本標準規格ニ依ル場合ハ其ノ最低値ニ依ルモノトス
前項ニ依ルコトヲ得ザル場合ニ於テハ地方長官ノ査定ニ依ルモノトス

第三十五條 胴板ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{200(F_t - 1)}{CD} \text{ 又ハ}$$

$$l = \frac{CDP}{200/F_t} + 1 \dots\dots\dots (1)$$

- P ハ制限壓力 圧平方糎
- l ハ胴板ノ厚 糎
- f ハ胴板ノ最小抗張力 圧平方糎
- D ハ縫嗣ノ最大内徑 糎
- E ハ縦接手部分ノ強率ニシテ左ノ算式中最小ノモノヲ用フルコト
- (1) 接手部分ニ於ケル胴板ノ強率

$$E_1 = \frac{P-2}{P}$$

〔北海勞〕

(2) 接手部分ニ於ケル鉸接ノ強率

$$E_2 = \frac{f_s A (n_1 + 1.8n_2)}{f_t l}$$

(3) 果接又ハ片目板ガ一列鉸少ナキ兩目板銜接ニシテ鉸ノ數外列ニ於テ半數ナル場合ニ於ケル鉸及胴板ノ聯合強率

$$E_3 = \frac{p-2d}{p} + \frac{f_s A}{f_t l}$$

(4) 目板ノ幅等シキ兩目板銜接ニシテ鉸ノ數外列ニ於テ半數ナル場合ニ於ケル鉸及胴板ノ聯合強率

$$E_4 = \frac{p-2d}{p} + \frac{1.8f_s A}{f_t l}$$

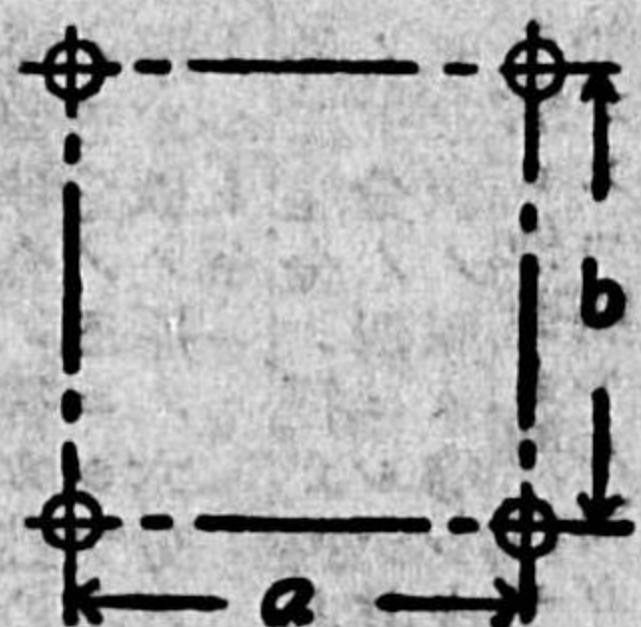
- p ハ外列ニ於ケル鉸ノ心距 糎
- d ハ鉸孔ノ徑 糎
- A ハ鉸孔ノ面積 平方糎
- n₁ ハpナル心距ニ於ケル鉸ニシテ一箇所ニ剪斷力ヲ受クルモノノ數
- n₂ ハpナル心距ニ於ケル鉸ニシテ二箇所ニ剪斷力ヲ受クルモノノ數
- f_s ハ鉸ノ抗剪力ニシテ釐用鋼材ノ抗張力ノ八十五パーセント

C ハ定數ニシテ左表ニ依ルコト

縦接手ニ於テ果接ナルトキ	四・七五
縦接手ニ於テ兩目板銜接一列鉸又ハ片目板ガ一列鉸少ナキ兩目板銜接ナルトキ	四・二五
縦接手ニ於テ二列鉸以上ノ兩目板銜接又ハ縦目無鋼管ナルトキ	四・〇〇

前項ハニ以外ノ構造ヲ有スル場合ニ於ケル鉸及胴板ノ聯合強率ハ其ノ構造ニ從ヒ計算スルモノトス
第三十六條 平板ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ各號ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

一 控ノ配列規則
正シキ場合

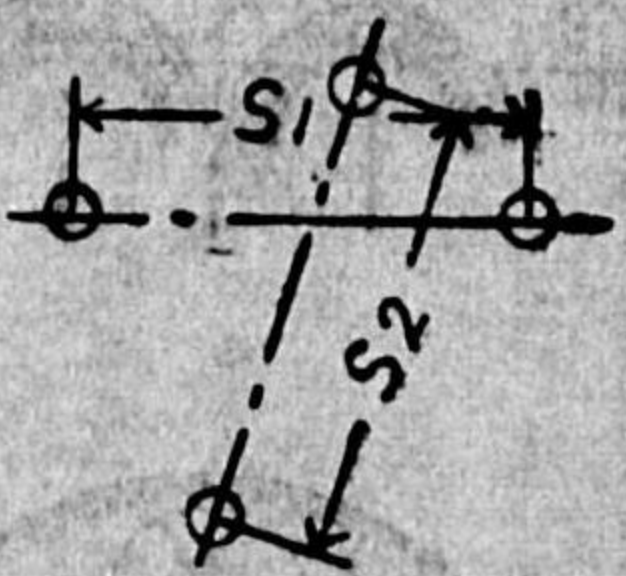


$$P = \frac{4f_s}{C^2(a^2 + b^2)} \text{ 又ハ}$$

$$l = CV \sqrt{(a^2 + b^2)P} \dots\dots\dots (1)$$

〔北海勞〕

二 控ノ配列不規則ナル場合



$$P = \frac{4f_s}{C^2(S_1 + S_2)^2} \text{ 又ハ}$$

$$l = VC \sqrt{(S_1 + S_2)^2 P} \dots\dots\dots (2)$$

- P ハ制限壓力 圧平方糎
- l ハ平板ノ厚 糎
- a, b, S₁, S₂ ハ控ノ隔間 糎
- C ハ定數ニシテ板ノ抗張力三十四圧平方糎ノ場合其ノ値ハ左表ニ依ル

控		ナ		ネ	
頭部ヲ鉸接シタルモノ	熱ガスニ觸ルル場合	〇・〇一七五	熱ガスニ觸レザル場合	〇・〇一五五	熱ガスニ觸ルル場合
頭部又ハナツトヲ有スルモノ	熱ガスニ觸ルル場合	〇・〇一六〇	熱ガスニ觸レザル場合	〇・〇一三九	熱ガスニ觸ルル場合

控ル有ラ金座及トッナ		熱ガスニ觸レザル場合		外座金ノ徑ガ控心距ナルトキ		外座金ノ厚ニシテ其ノ厚ガ三分ノ二ナルトキ		外座金ノ厚ニシテ其ノ厚ガ三分ノ二ナルトキ	
一面ガ熱ガスニ觸レザル場合	一面ガ熱ガスニ觸レザル場合	外座金ノ厚ニシテ其ノ厚ガ三分ノ二ナルトキ	外座金ノ厚ニシテ其ノ厚ガ三分ノ二ナルトキ	外座金ノ厚ニシテ其ノ厚ガ三分ノ二ナルトキ	外座金ノ厚ニシテ其ノ厚ガ三分ノ二ナルトキ	外座金ノ厚ニシテ其ノ厚ガ三分ノ二ナルトキ	外座金ノ厚ニシテ其ノ厚ガ三分ノ二ナルトキ	外座金ノ厚ニシテ其ノ厚ガ三分ノ二ナルトキ	外座金ノ厚ニシテ其ノ厚ガ三分ノ二ナルトキ
〇・〇一四	〇・〇一四	〇・〇一三	〇・〇一三	〇・〇一四	〇・〇一四	〇・〇一三	〇・〇一三	〇・〇一四	〇・〇一四

抗張力ガノ底平方耗ナル板ヲ使用スル場合ニハCノ値ハ前表ニ示スモノニ√34ヲ乗ジタルモノトス

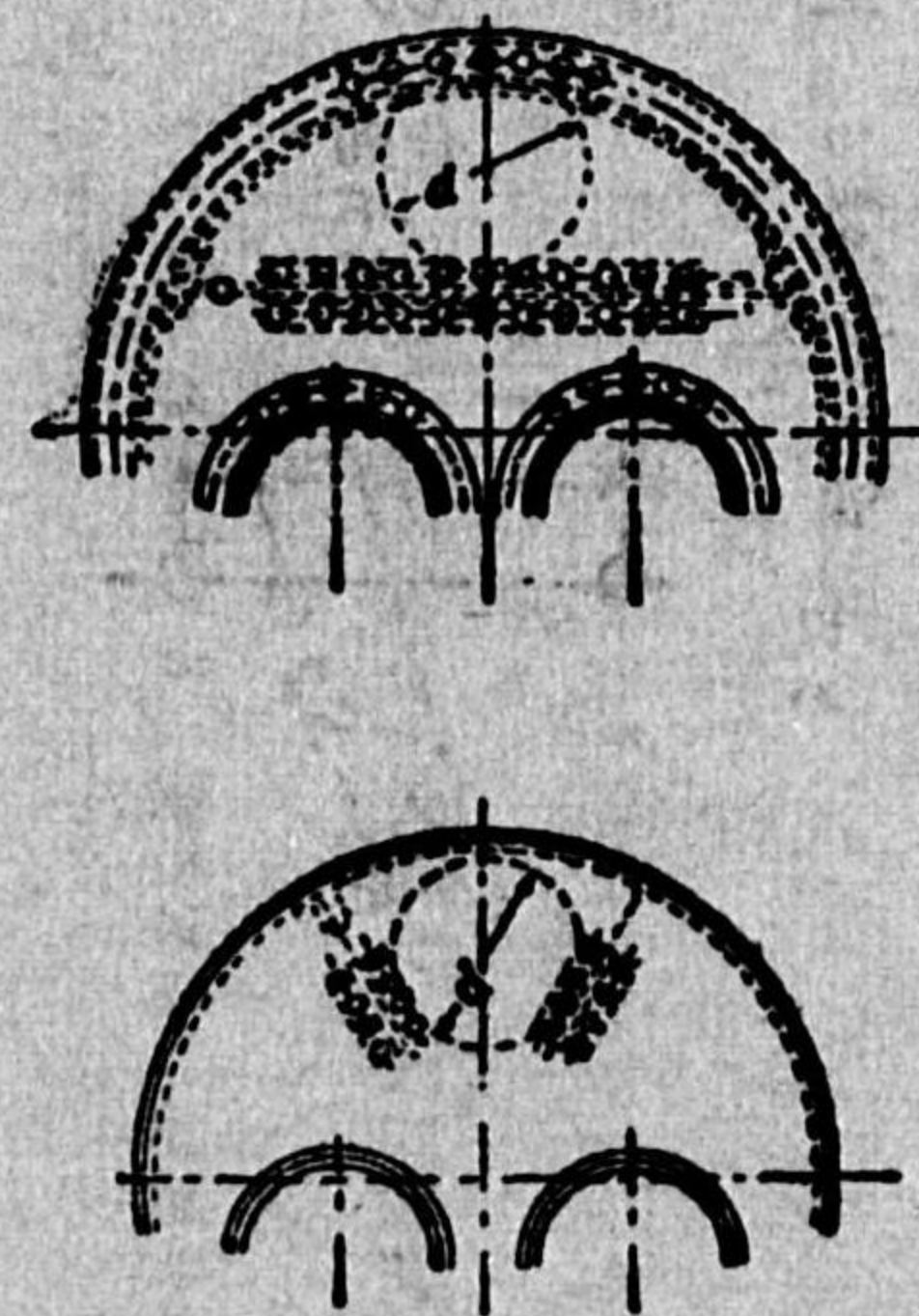
三 周圍ニ於テ固定セラレタル矩形平板ノ場合

$$P = 356f_s \left(\frac{1}{m^2} + \frac{1}{n^2} \right)^2 \times \dots$$

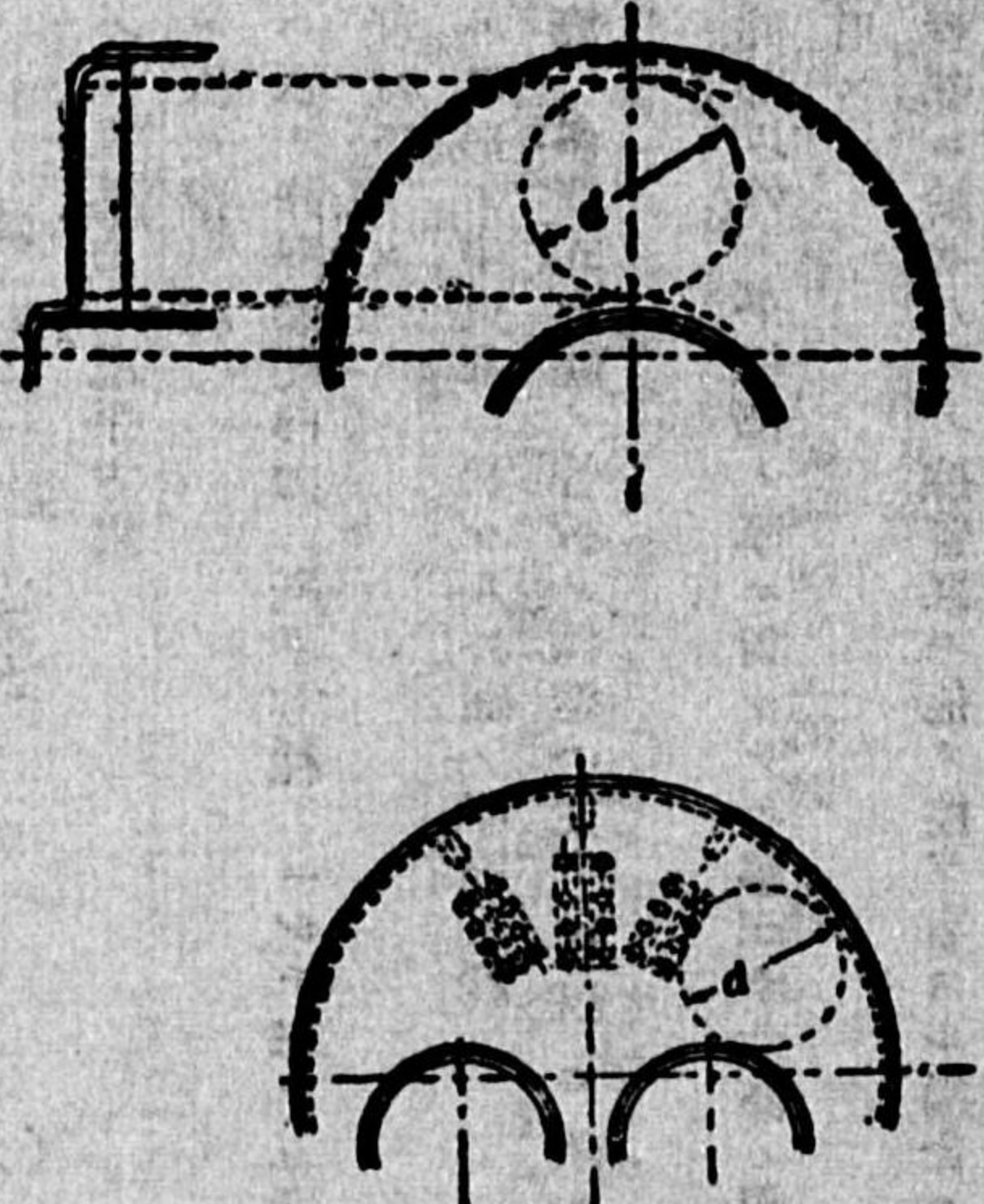
$$l = 0.053m \sqrt{f_s \left[1 + \left(\frac{n}{m} \right)^2 \right]} \dots \dots \dots (四)$$

〔北海券〕

P ハ制限壓力 底平方耗
 i ハ平板ノ厚 耗
 f_s ハ材料ノ許容抗張力即四分ノ一抗張力 底平方耗
 m ハ矩形ノ長邊 耗
 n ハ矩形ノ短邊 耗
 r ハゲット控ニテ補強セラレタル平板ノ場合
 $P = 5000 \frac{P}{r^2}$ 又ハ
 $l = 0.014d \sqrt{P} \dots \dots \dots (五)$



〔北海券〕



定數〇・〇一四及五〇〇〇ハ板ノ抗張力ヲ三十四底平方耗ノ場合ニ對スルモノニシテ板ノ抗張力ガノ底平方耗ナル場合ニハ〇・〇一四ニ對シテハ√34ヲ乗ジ、五〇〇〇ニ對シテハ√34ヲ乗ズルモノトス

五 火焰ニ接觸セザル平板ニ其ノ厚ノ三分ノ二ヨリ薄カラザル副へ板ヲ適當ニ銲着シタルトキハ左ノ算式ニヨリ定メタルノ値ヲ(二)、(三)、(四)及(五)式ニ適用ス

第三十七條 鈔ヲ有スル鏡板ニシテ控其ノ他ニ依リ補強セラレザルモノノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ各號ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

一 平ナル鏡板ノ場合

$$l = \frac{7}{8} (i_1 + i_2) \dots \dots \dots (六)$$

$$P = \frac{800}{3} f_s \left[d - r \left(1 + \frac{2r}{d} \right) \right]^2 \dots \dots \dots (七)$$

$$l = 0.0612 \left[d - r \left(1 + \frac{2r}{d} \right) \right] \sqrt{\frac{P}{f_s}} \dots \dots \dots (七)$$

P ハ制限壓力 底平方耗
 i_1 ハ原平板ノ厚 耗
 i_2 ハ副へ板ノ厚 耗
 d ハ板ノ抗張力 底平方耗
 r ハ鏡板ノ内徑 耗

二 凹面ニ壓力ヲ受クル皿形鏡板ノ場合

$$P = \frac{200f_s}{R} \times \dots \dots \dots (八)$$

P ハ制限壓力 底平方耗

l ハ板ノ厚 耗
fa ハ板ノ許容抗張内力 耗平方耗 ニシテ五耗平方耗 以下トス

R ハ皿形ノ中央部ニ於ケル内面ノ半径 耗 ニシテ 鋼ノ内径ヨリ大ナルコトヲ得ズ

皿形鏡板ニ人孔ヲ設ケルトキハ其ノ厚ハ(八)式ニテ算定シタルモノニ二耗ヲ加フベシ

三 凸面ニ壓力ヲ受ケル皿形鏡板ノ場合

$$P = \frac{200fa}{R} \text{ 又 } H = \frac{PR}{200fa} \dots\dots\dots(九)$$

P ハ制限壓力 耗平方耗

l ハ板ノ厚 耗

fa ハ板ノ許容壓縮内力 耗平方耗 ニシテ三・五耗平方耗 以下トス

R ハ皿形ノ中央部ニ於ケル外面ノ半径 耗

第三十八條 多管式汽機ノ管板ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 管群部以外ノ平板部ノ厚ニ對シテハ第三十六條ノ規定ヲ適用ス

二 管群部ニ於ケル厚ハ接管又ハ他ノ控ヲ有スル場合ハ第

〔北海勞〕

三十六條ノ規定ニ依ルベシ
此ノ場合ニ在リテハ煙管端ヲ單ニ擴大シタル構造タルヲ妨ケズ但シ管板ノ厚l 耗ハ管孔ノ径dガ三十八耗乃至百耗ノトキ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルコトヲ得ズ

$$\text{鋼製管板ノ厚 } l = 5 + \frac{d}{10} \dots\dots\dots(一〇)$$

l ハ管板ノ厚 耗

d ハ管孔ノ徑 耗

三 管ノ心距p 耗ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルコトヲ得ズ

$$p = (1 + \frac{4.5}{l})d \dots\dots\dots(一一)$$

l ハ管板ノ厚 耗

d ハ管孔ノ徑 耗

p ハ管ノ心距 耗

四 熱機室頂部ノ壓力ガ管板ニ加ハル場合其ノ厚ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルコトヲ得ズ

$$l = \frac{P \cdot W \cdot D}{1900(D-d)} \dots\dots\dots(一二)$$

P ハ制限壓力 耗平方耗

〔北海勞〕

$$l = \frac{DP}{2450} \left\{ 1 + \sqrt{1 + \frac{DS}{P(S+D)}} \right\} + 2 \dots\dots\dots(一四)$$

P ハ制限壓力 耗平方耗

l ハ板ノ厚 耗

D ハ炉筒ノ内徑 耗

S ハ有效支持部ノ間隔ノ最大距離 耗

$$P = \frac{100(l-8)(p-d)}{2lDp} \text{ 又 } l = \frac{2lDp}{100(p-d)} + 3 \dots\dots\dots(一三)$$

第三十九條 水管式汽機ニ於テ圓筒ノ一部ヲ成ス管板ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス但シ管ノ取付ニ對スル管板ノ有效厚ハ十耗以上トス

$$l = \frac{2lDp}{100(p-d)} + 3 \dots\dots\dots(一三)$$

P ハ制限壓力 耗平方耗

l ハ管板ノ厚 耗

f ハ材料ノ抗張力 耗平方耗

p ハ管孔ノ心距 耗

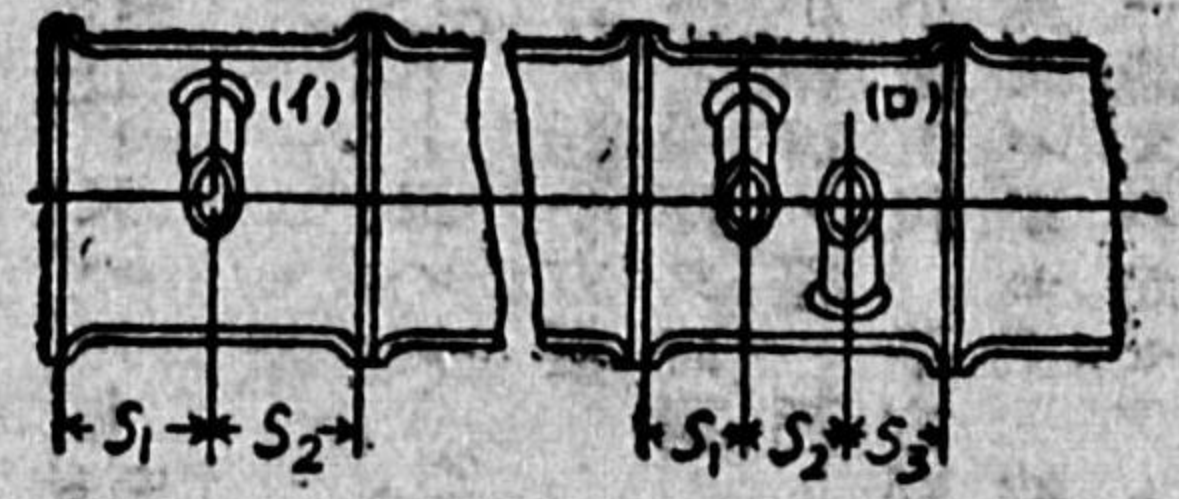
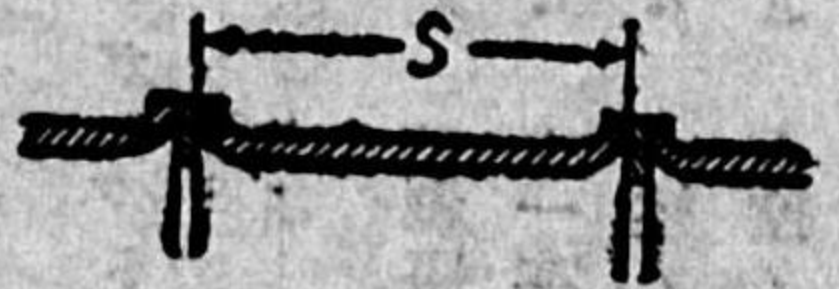
d ハ管孔ノ徑 耗

D ハ圓筒ノ内徑 耗

第四十條 炉筒ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{2400(l-2)}{2400 + \frac{a}{2400} \cdot \frac{D}{(l-2)} \cdot \frac{S}{(S+D)}} \times k$$

第九章 汽機取締



a ハ定數ニシテ左表ニ依ル

$$(1) \text{環 } S = S_1 + 0.5S_2 \text{ (但 } S_1 \ge S_2) \text{ (2)環 } \begin{cases} S = S_1 + \frac{S_2}{2} \\ S = S_2 + \frac{S_1}{2} \end{cases}$$

継接手ノ種類	横炉筒	縦炉筒
異接ノ場合	一〇〇	七〇
銜接又ハ鍛接ノ場合	八〇	五〇
継目無又ハ鍛接ニシテ圓形ノ歪ガ 徑ノ一パーセント以内ノ場合	七五	四五

第四十一條 波形炉筒ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{1200(t-2)}{D} \times \dots$$

$$t = \frac{PD}{1200} + 2 \dots \dots \dots (15)$$

P ハ制限壓力 庇平方糎

t ハ波形炉筒ノ厚 耗

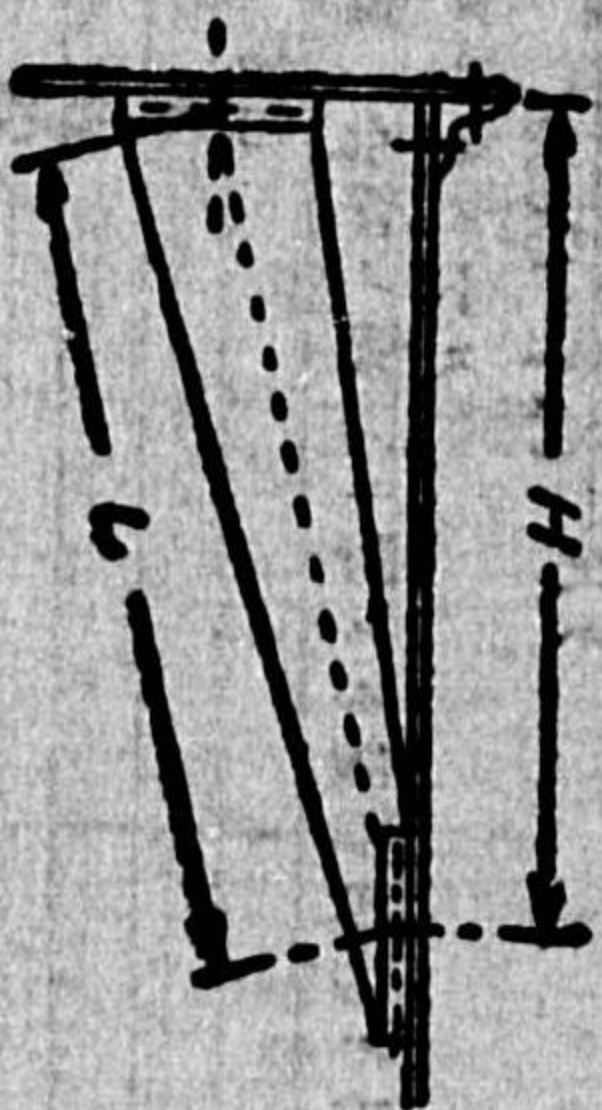
D ハ炉筒ノ最小内徑 耗

第四十二條 控ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ各號ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

一 棒控並ニナヤ控

$$P = \frac{75f_s d^2}{a} \times \dots \dots \dots (16)$$

二 控管



f_s ハ控ノ材料ノ許容内力 庇平方糎 ニシテ左表ニ依ル

日本標準規格第四百三十一號織用壓延鋼材	七・五
日本標準規格第四百三十一號織用壓延鋼材	八・〇
日本標準規格第四百三十一號織用壓延鋼材	六・〇
日本標準規格第四百三十一號織用壓延鋼材	七・五
日本標準規格第四百三十一號織用壓延鋼材	八・〇
控管ノ場合	五・〇

第四十三條 桁控ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{CQ^2 t}{(W-p)DW} \times \dots$$

$$P = \frac{95f_s A}{a} \times \dots \dots \dots (17)$$

三 斜控

$$P = \frac{95f_s AH}{aL} \times \dots \dots \dots (18)$$

四 ガゼット控

$$P = \frac{85f_s AH}{aL} \times \dots \dots \dots (19)$$

P ハ制限壓力 庇平方糎

a ハ一本ノ控ノ受持ツ面積 平方糎

d ハ控ノ最小断面ノ徑 耗

A ハ控ノ最小断面積 平方糎

L ハ斜控ノ長又ハガゼット控ノ平均長 耗

H ハ斜控ハ一端又ハガゼット控ノ一端中央部ヨリ平板面ニ垂直ノ長 耗



$$P = \frac{C(W-p)DW}{Q^2 t} \dots \dots \dots (20)$$

P ハ制限壓力 庇平方糎

t ハ桁控板中央部ノ厚 耗

d ハ桁控板中央部ノ高 耗

W ハ桁控兩端支持部ノ間隔 耗

p ハ桁控上控ホルトノ心距 耗

D ハ桁控ノ心距 耗

C ハ定數ニシテ材料ノ抗張力ガ四十一庇平方糎ノ場合左表ニ依ル

控ホルト一本ノ場合	五二〇
控ホルト二本又ハ三本ノ場合	七八〇
控ホルト四本又ハ五本ノ場合	八七〇
控ホルト六本又ハ七本ノ場合	九二〇
控ホルト八本以上ノ場合	九五〇

材料ノ抗張力ガ庇平方糎ノ場合ニハCノ値ハ右ニ示スモノニテLヲ乘シタルモノトス

第四十四條 煙管ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ

算定シタルモノトス

$$P = \frac{700(-1.5)}{d} \times t = \frac{Pd}{700} + 1.5 \dots \dots \dots (11)$$

P 〆 許容壓力 圧平方厘 但シ P ≦ 25 圧平方厘
d 〆 管ノ外径

d 〆 管ノ外径 耗
本式ニ依リ算定シタル日本標準規格用鐵目無鋼管ノ最高
許容壓力ハ左表ノ如シ

厚 外徑耗	2.6	2.9	3.2	3.5	4	4.5	5
38	20.2						
40	19.3	24.5					
45	17.1	21.8					
50	15.4	19.6					
55		17.8	21.6				
60		16.3	19.8	23.3			
65		15.1	18.3	21.5			
70		14.0	17.0	20.0	25.0		
75			15.9	18.7	23.4		
80			14.9	17.5	21.8		
85			14.0	16.5	20.6	24.7	
90			13.2	15.5	19.4	23.3	
95				14.7	18.4	22.1	
100				14.0	17.5	21.0	24.5

第十四條 水管ノ壓力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ
算定シタルモノトス

$$P = \frac{1000(-1.5)}{ds} \times t$$

$$t = \frac{Pd}{1000} + 1.5 \dots \dots \dots (12)$$

P 〆 許容壓力 圧平方厘

【計算式】

〆 管ノ厚 耗
〆 管ノ内徑 耗

【計算式】

本式ニ依リ算定シタル日本標準規格用鐵目無鋼管ノ最高
許容壓力ハ左表ノ如シ

厚 外徑耗	2.0	2.3	2.6	2.9	3.2	3.5	4.0	4.5
25	23.8							
30	19.2	31.6						
35		26.3	31.6					
40			27.6					
45			24.5					
50				31.7				
55				28.4	35.0			
60				15.8	31.7			
65				13.6	29.0	34.5		
70				21.8	26.7	31.7		
75					24.8	29.4		
80					23.1	27.4	34.7	
85					21.6	25.6	32.4	
90					20.3	24.1	30.5	
95						22.7	28.7	34.9
100						21.5	27.1	32.9

火焰側ニ配置セラレタル二列ノ水管ノ厚ハ第一項ノ算式

(二)ニ依リ算定シタル厚ニ〇・三耗以上ヲ加ヘタルモノト

爲スベシ

ノヨリ小ナルコトヲ得ズ
一 鋼板製汽機(蒸機ヲ除ク)

$$F = 15H \sqrt{\frac{1000}{Pr}} \dots \dots \dots (13)$$

第四十六條 安全弁ノ總面積ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモ

二 鑄鐵製汽罐

(イ) 上向通風ノ場合

F = 15 H / 3 P ... (二四)

(ロ) 下向通風又ハマガツンフイードノ場合

F = 10 H / 3 P ... (二五)

P ハ制限壓力 底平方糎

F ハ安全弁ノ總面積 平方糎

H ハ傳熱面積 平方糎

r ハ制限壓力ニ對應スル蒸汽一立方米ノ重量 斤

第四十七條 汽罐が最高蒸發ヲ繼續スル場合壓力ヲ制限壓力ヨリ十パーセント以上ニ上昇セシメザル構造ヲ有スル安全弁ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セズ
鑄鐵製汽罐ニ在リテハ制限壓力ヨリ〇・三底平方糎以上壓力ヲ上昇セシメザル安全裝置ハ之ヲ安全弁ト看做ス

● 汽罐取締令施行細則

〔北海道〕

昭和十年十二月三十一日 北海道令第六十七號

汽罐取締令施行規則左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

汽罐取締令施行細則

第一條 本令ニ於テ令ト稱スルハ汽罐取締令ヲ謂フ

第二條 令及本令ニ依リ長官ニ提出スベキ書類ハ總テ所轄警察署長ヲ經由スベシ

第三條 鑄鐵検査ヲ受ケントスルトキハ左ノ各號ニ依リ検査ニ支障ナキ標準備シ置クベシ

一 鑄體ノ内外ヲ清掃シタル後充水シ水壓試験ノ設備ヲ整フルコト

二 新製ニ非ザル汽罐ニ在リテハ各取付物體及火管ノ取外シ接合部及腐蝕箇所ノ防錆劑ヲ剝離シ鑄石ヲ除去スルコト

三 鑄鐵製分割式汽罐ニ在リテハ第一號様式ノ鑄鐵製銘板ヲ準備スルコト

四 移動式汽罐ニ在リテハ附帶設備ヲ完成スルコト

申請者ハ前項ノ検査ニ立會シ當該官吏ノ指示ニ從フベシ

第四條 鑄體ハ検査ニ合格シタル後ニ非ラザレバ之ヲ塗裝スルコトヲ得ズ

鑄體検査ニ合格シタル汽罐ト雖モ長距離運搬等ノ爲損傷ノ

〔北海道〕

眞アリト認めタルトキハ設置前更ニ鑄體検査ヲ行フコトアルベシ

前項ノ検査ニ對シテハ手数料ヲ徴收セズ

第五條 令第十三條ノ規定ニ依ル更新検査ハ有効期間満了一月前迄ニ申請スベシ

更新検査ヲ受ケントスルトキハ令第十五條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ニ依リ検査ニ支障ナキ標準備シ置クベシ臨時検査ノ通知ヲ受ケタルトキ亦同シ

一 人孔、検査孔及掃除孔ヲ開放シ、焚口、金具、爐格、火橋排水管及硝子水面計通水管ヲ取外シ鑄石及爐内ノ塗料ヲ剝離シ安全辨ヲ解體シ硝子水面計及鑄體ノ内外ヲ清掃スルコト

二 堅型及汽車型並ニ船舶用汽罐ニ在リテハ各取付部分周圍ノ被覆ヲ除去シ焚口及灰出口ニシテ出入不能ノモノハ之ヲ傾倒スルコト

三 鑄鐵製分割式汽罐及温水罐ニ在リテハ被覆物ヲ除去シ充水シテ水壓試験ノ設備ヲ整フルコト

四 水管式汽罐ニ在リテハ充水シテ水壓試験ノ設備ヲ整フルコト

第六條 汽罐設置願ニハ同第五條ノ規定ニ依ルノ外左ノ圖面

第九章 汽罐取締

ヲ添附スベシ

一 建物、煙突及煙突支持線ノ位置ヲ示シタル配置圖

二 汽罐室ノ窓、出入口、避難通路ノ位置及汽罐ノ外側ト壁體トノ距離ヲ示シタル平面圖

三 汽罐室ノ小屋組構造及汽罐ノ外側ト天井又ハ屋根裏トノ距離ヲ示シタル断面圖

第七條 汽罐室ノ構造及汽罐ノ据付ハ令第二十六條乃至第二十九條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ニ依ルベシ

一 汽罐室ハ防火構造ト爲スコト但シ規模、設備及土地ノ狀況ニ依リ支障ナシト認めタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 數箇ノ汽罐ヲ併置セントスルトキハ汽罐共壁ノ厚ヲ四十五糎以上トスルコト

三 鑄體ヲ被覆スル側壁ノ煙道ハ掃除ノ爲滑入シ得ル幅員ヲ保有セシメ其ノ出入口ハ幅三十糎以上高四十糎以上トスルコト

四 鑄體ノ最底部ト煙道底部トノ距離ハ三十糎以上トスルコト

五 汽罐ノ前面ト壁體トノ間ハ爐格長サ一倍半以上ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ汽罐ノ前面ニ適當ナル出入口ヲ有シ作業ニ支障ナキトキ又ハ汽罐ニシテ爐格ヲ有セズ若

第九章 汽罐取締

六 自動給炭機ヲ設ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 六 鐵體ノ被覆物ニシテ火焰ヲ漏出スル虞アル部分ハ耐熱
 材ヲ以テ防止スルコト

第八條 温水罐ノ逸水管ハ傳熱面積ニ從ヒ左ノ制限ニ依ルベシ

傳熱面積	逸水管ノ内徑
十平方米未満	二十五耗以上
十五平方米未満	三十耗以上
二十平方米未満	四十耗以上
二十平方米以上	五十耗以上

第九條 令第九條第二項ノ規定ニ依ル汽罐承繼屆、同條第三
 項ノ規定ニ依ル汽罐検査證再交付申請、令第十九條第一項
 第二號ノ規定ニ依ル汽罐使用休止届、令第二十一條第二項
 ノ規定ニ依ル汽罐管理人選任認可申請、令第二十五條第二
 項ノ規定ニ依ル汽罐熔接承認ノ申請ハ第二號乃至第六號樣
 式ニ依ルベシ

汽罐管理人ヲ解任シタルトキハ遲滞ナク長官ニ届出ズベシ
 第十條 移動式汽罐ヲ主タル作業所外ニ於テ使用セントスル

〔北海道〕

第一號樣式

トキハ使用前第七號樣式ニ依リ使用地所轄警察署長ニ届出
 ツベシ

第十一條 令第三十二條ノ規定ニ依ル汽罐士試験ハ毎年二回
 之ヲ行フ試験ノ日時及場所ハ試験一月前ニ之ヲ告示ス

第十二條 令第三十九條第三項ノ規定ニ依ル汽罐取扱主任者
 ノ選任届出ハ第八號樣式ニ依リ汽罐ノ使用開始前ニ之ヲ爲
 スベシ

作業ノ狀態ニ依リ必要アリト認メタルトキハ二人以上ノ汽
 罐取扱主任者ヲ選任セシムルコトアルベシ

第十三條 令第三十六條ノ規定ニ依ル汽罐士免許願ニハ令第
 三十二條ニ定ムル期間汽罐ノ取扱ニ從事シタルコトヲ證ス
 ベキ書類ヲ添附スベシ

第十四條 第三條第四條第一項第九條第二項第十二條ノ規定
 ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 令第四十七條及第四十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用
 ス

〔北海道〕

右ノ通承繼仕候間此段以連署及御届候也
 年 月 日

右被承繼者 氏 名印
 承繼者 氏 名印

(妻ノ場合ハ夫、未成年者ノ場合ハ法定代理人ノ同意
 ツ要ス)
 北海道廳長官氏名殿

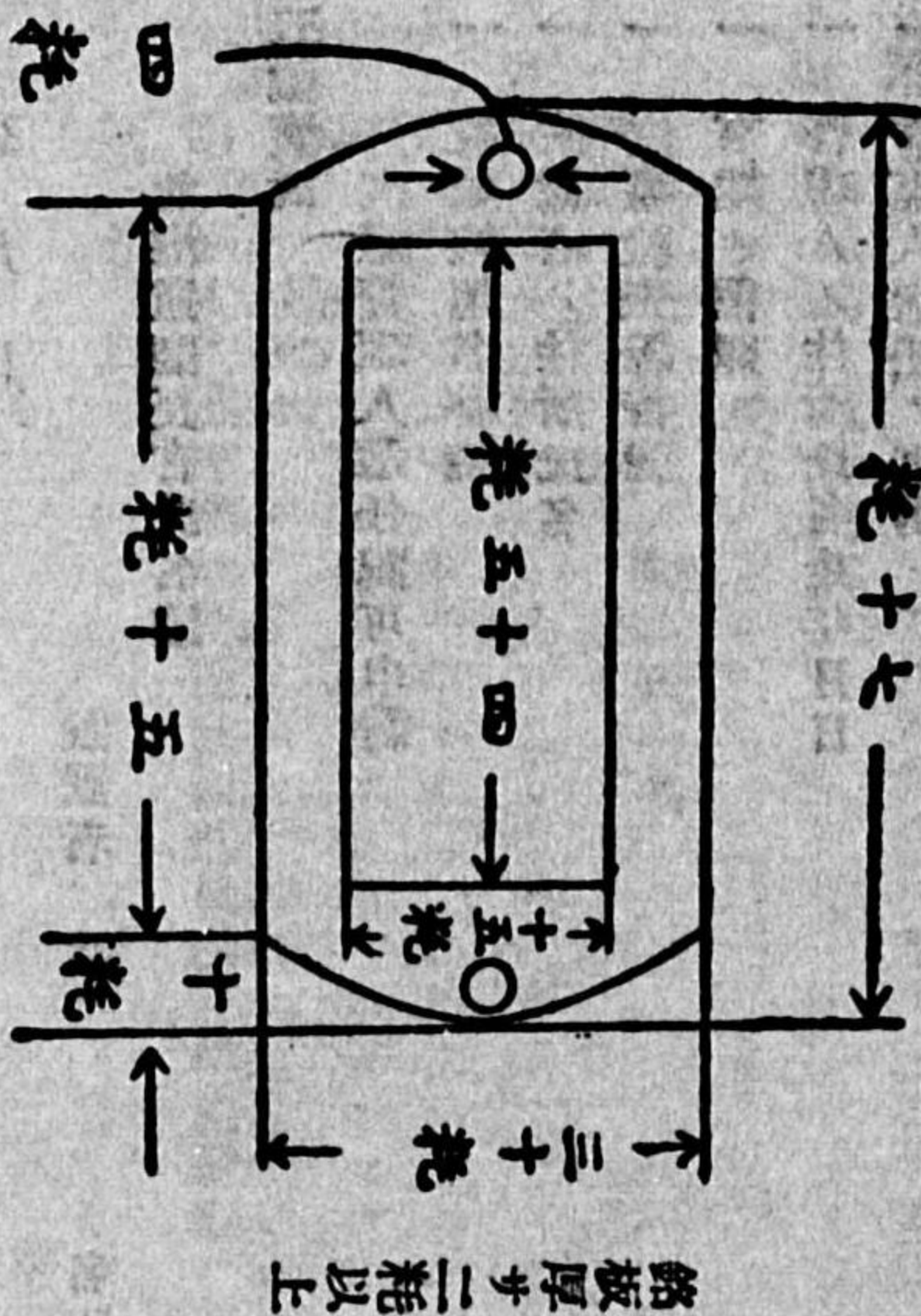
第三號樣式

汽罐検査證再交付願

- 一 設置地地名番號
 - 一 設置者氏名
 - 一 事業ノ種類並ニ使用目的
 - 一 汽罐ノ種類名稱
 - 一 汽罐検査證番號
 - 一 再交付ノ事由(毀損ノ場合ハ舊検査證添附)
- 右ノ通汽罐検査證減失致候間再交付相成度此段及御願候也
 年 月 日

右 氏 名印

北海道廳長官氏名殿



第二號樣式

- 汽罐承繼届
 - 設置地地名番號
 - 被承繼者住所氏名
 - 承繼者住所氏名年月日
 - 事業ノ種類並ニ使用目的
 - 汽罐ノ種類名稱
 - 汽罐検査證番號
- 第九章 汽罐取締

第四號様式

- 汽罐使用休止届
 - 汽罐ノ種類、名稱
 - 設置地地名番號
 - 設置者ノ住所氏名
 - 汽罐検査證書號
 - 使用休止期間
 - 休止ノ事由
- 右ノ通汽罐ノ使用ヲ休止候間此段及御届候也
- 年 月 日

北海道廳長官氏名殿

設置者 氏

名印

第五號様式

- 汽罐管理人選任認可申請
- 設置地地名番號
- 設置者ノ住所氏名
- 汽罐検査證書號
- 事業ノ種類
- 管理人ノ住所氏名生年月日
- 管理人選任ノ事由

〔北海道〕

右ノ通汽罐管理人選任候間御認可相成度別紙履歷書相添へ此段及申請候也

北海道廳長官氏名殿
設置者 氏 名印
管理人 氏 名印

第六號様式

- 熔接施工承認願
 - 汽罐ノ種類名稱並ニ規模
 - 制限壓力
 - 熔接ノ種類
 - 熔接器ノ種類及其ノ附屬設備
 - 錐者棒ノ材質
 - 設計及施工寸法(圖面ヲ添附スルコト)
 - 熔接者ノ履歷書
- 右熔接致度候間御承認相成度此段及申請候也
- 年 月 日

北海道廳長官氏名殿
熔接者 住 所 氏 名印

〔北海道〕

第七號様式

- 移動式汽罐使用届
 - 設置ノ住所氏名
 - 汽罐取扱主任者ノ資格及氏名
 - 汽罐検査證書號
 - 使用場所
 - 使用期間
 - 作業ノ始終時
- 右ノ通移動式汽罐作業地變更致候間此段及御届候也
- 年 月 日

警察署長殿

右 氏

名印

第八號様式

- 汽罐取扱主任 變更届
- 設置地地名番號
- 設置者氏名
- 事業ノ種類並ニ使用目的
- 汽罐ノ種類名稱
- 傳熱面積

第九章 汽罐取締

北海道廳長官氏名殿

右 氏

名印

●汽罐取締令施行細則取扱

手續

昭和十年十二月三十一日
北海道廳令第五十七號

- 汽罐取締令施行細則取扱手續左ノ通定ム
- 第一條 本令ニ於テ令ト稱スルハ汽罐取締令ヲ細則ト稱スル
- ハ汽罐取締令施行細則ヲ謂フ
- 第二條 令及細則ノ規定ニ依ル申請書又ハ届出ヲ受理シタルトキハ速ニ所定ノ事實相違ナキヤ調査シ進達スベシ

第九章 汽罐取締

第三條 令第五條ノ規定ニ依ル汽罐設置願ヲ受理シタルトキハ前條ノ外位置、構造、設備等ノ適否及故障ノ有無ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スベシ

第四條 汽罐ノ設置ヲ許可シタルトキハ願書ノ副本ニ別記第一號様式ノ指令番號印ヲ押捺シテ交付ス汽罐ノ修繕又ハ變更ヲ許可シタルトキ亦同シ

第五條 令第八條ノ規定ニ依ル竣工検査及令第十條ノ規定ニ依ル修繕又ハ變更ノ申請アリタルトキハ特ニ長官ノ検査ヲ要スベキ旨ノ表示アルモノヲ除キ速ニ實地検査ヲ爲シ報告スベシ

第六條 令第二十條ニ規定スル事故アリタルトキハ其概況ヲ即報スベシ

第七條 令第二十一條ノ規定ニ依リ汽罐管理人ノ認可申請アリタルトキハ左ノ各號ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スベシ

- 一、汽罐ノ管理ニ付一切ノ權限ヲ有スルナ
- 二、未成年者禁治産者準禁治産者又ハ破産者ニ非ラザルナ
- 三、刑ノ執行猶豫中ノ者ニ非ラザルナ
- 四、汽罐管理人ノ認可ヲ取消サレ滿二年以上ヲ経過セサル者ニ非ラザルナ
- 五、其他不適當ト認めル者ニ非ラザルナ

〔北海道〕

第八條 令第三十六條ノ規定ニ依リ汽罐士免許ノ申請アリタルトキハ令第三十二條ニ規定スル事項ノ外尙左ノ各號ヲ調査シ進達スベシ令第三十九條第二項但書ノ規定ニ依リ汽罐士免許證ヲ要セザル者ノ選任届アリタルトキ亦同シ

- 一、性質業行及前科
- 二、汽罐士トシテノ適否
- 三、汽罐取扱ニ従事シタル期間
- 四、其他参考事項

第九條 令第二十三條ノ規定ニ依リ汽罐設置者ニ對シ除害若ハ豫防ノ爲必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其使用ヲ制限若クハ禁止ノ要アリト認めタルトキハ及令第二十四條各號ノ一ニ該當シ取消ノ處分ヲ必要トスルトキハ速ニ其ノ狀況ヲ報告スベシ

第十條 警察部ニハ別記第二號ノ汽罐臺帳及別記第三號様式ニ依ル汽罐士臺帳ヲ警察署ニハ別記第四號様式ノ汽罐臺帳ヲ備付クベシ

第十一條 警察署長ハ別記第五號及第六號様式ニ依リ毎年一月三十日迄ニ前年ニ於ケル汽罐取締ノ狀況ヲ年報スベシ

許可
指令番號
建設
昭和 年 月 日
北海道廳

第二號様式甲

北海道

式

備

書

〔北海道〕

設名	設地	設者	設所	設置許可年月日	年月日
設者姓名		住	力	番	號
管理人氏名		制	切	燃	料ノ消費量
大		火	頭	使用目的約一日ノ最長使用時間	焚
傳熱面積		壇	檢	面	積
檢査料		口	口	方	法
製作年月日		檢	壓	ノ概要	
施行年月日		記			
竣工検査					
竣工検査					

第九章 汽罐取締

第十章 退職積立金及退職手當法

●退職積立金及退職手當法

昭和十一年六月三日
法律第四十二號

改正 昭和十五年法律第五九號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル退職積立金及退職手當法ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

退職積立金及退職手當法

第一章 總則

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニシテ當時五十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノニ之ヲ適用ス

一 工場法ノ適用ヲ受クル工場

二 礦業法ノ適用ヲ受クル事業

主務大臣ハ事業ノ種類又ハ規模ヲ限リ本法ノ適用ヲ除外スルコトヲ得

第二條 本法ノ適用ヲ受クル事業ガ規模ノ縮少其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ事業主其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出ヅル迄ハ前條ノ規定ニ拘ラズ仍本

第十章 退職積立金及退職手當法

法ヲ適用ス

第三條 第一條第一項各號ノ事業ニシテ本法ノ適用ヲ受ケザルモノノ事業主退職積立金、退職手當積立金又ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ事業ニ第十一條、第十六條及第十七條中積立ノ率ニ關スル規定並ニ第三十條第三項ノ規定ヲ除クノ外本法ヲ適用ス
前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル規程ヲ廢止又ハ變更セントスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第四條 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ労働者ガ引續キ承継人ニ使用セラルトキハ其ノ労働者ト從前ノ事業主トノ間ニ本法ニ依リテ生シタル法律關係ハ承継人ニ移轉ス
前項ノ場合ニ於テ積立金ノ承継ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 本法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラルル労働者ノ中左ニ掲グル者ニハ本法ヲ適用セズ但シ第一號若ハ第二號ニ該當スル者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第三號ニ該當スル者一年ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ本法ヲ適用ス

第十章 退職積立金及退職手當法

一 六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
 二 日日雇入レラルル者
 三 季節的事業ニ使用セラルル者
 前項第三號ノ季節的事業ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條 賃金及標準賃金ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 行政官廳ハ事業主ニ對シ本法ニ依ル積立金ノ積立若ハ運用、退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給其ノ他本法ノ施行ニ關スル事項ニ付必要ナル検査ヲ爲シ又ハ事業主ヲシテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條 本法ニ依リ事業主ノ積立ツベキ退職手當積立金及準備積立金ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ七ニ相當スル額以下トス

第九條 本法ノ適用ヲ受ケル事業ガ廢止其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ退職積立金支拂又ハ退職手當支給ノ完了ニ至ル迄ハ之ニ必要ナル限度ニ於テ仍本法ヲ適用ス

第十條 本法ハ政府ノ事業ニ之ヲ適用セズ

〔北海勞〕

道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二章 退職積立金

第十一條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者ノ賃金ノ中ヨリ其ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ各労働者ニ代リ其ノ名義ヲ以テ退職積立金トシテ積立ツベシ

災害其ノ他已ムラ得ザル事由アルトキハ事業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラズ積立ヲ爲サズ又ハ減額シテ積立ツルコトヲ得

第十二條 労働者退職(解雇及死亡ヲ含ム以下之ニ同シ)其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ非ザレバ前條ノ退職積立金ノ支拂ヲ受ケルコトヲ得ズ

第十三條 事業主豫メ確實ナル方法及利子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル上労働者ノ同意ヲ得タルトキハ其ノ労働者ノ退職積立金ヲ運用スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ必要ト認ムル額ノ國債ヲ供託スベキコトヲ命ズルコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ前項ノ國債ノ増額ヲ命ズルコトヲ得

労働者ハ事業主ノ運用シタル退職積立金ニ關シ前二項ノ規

〔北海勞〕

定ニ依リ供託シタル國債ニ付他ノ債權者ニ先チテ辨濟ヲ受ケルノ權利ヲ有ス

前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ退職積立金ヲ運用シタル場合ニ於テ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ運用シタル金額ニ前條第一項ノ利子ヲ附シタルモノヲ退職積立金トシテ其ノ労働者ニ支拂フベシ

第十五條 退職積立金ノ支拂ヲ受ケルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三章 退職手當

第十六條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年一回以上一定ノ期間末ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ退職手當積立金トシテ遲滞ナク積立ツベシ

災害其ノ他已ムラ得ザル事由アルトキハ事業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラズ積立ヲ爲サズ又ハ減額シテ積立ツルコトヲ得

第十七條 事業主ハ前條ノ退職手當積立金ノ外勅令ノ定ムル

第十章 退職積立金及退職手當法

所ニ依リ毎年一回以上一定ノ期間末ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ三以内ニ於テ行政官廳ノ認可ヲ受ケタル金額ヲ退職手當積立金トシテ遲滞ナク積立ツベシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 前二條ノ退職手當積立金ハ計算期毎ニ其ノ期間中ノ賃金ニ比例シテ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ但シ前條ノ退職手當積立金ニ限リ事業主豫メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ勸務年限、勸務狀態其ノ他ニ依リ異ル率ヲ以テ労働者別ニ計算スルコトヲ得

第十九條 事業主ハ退職手當積立金ヨリ生シタル利子(分類所得稅ヲ課セラレタルトキハ之ヲ差引キタル金額)及第二十一條第一項ノ規定ニ依リ退職手當積立金ヲ運用シタル場合ニ於テハ同條同項ノ利子ヲ退職手當積立金トシテ遲滞ナク積立ツベシ

前項ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ計算期ニ於テ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ

第二十條 退職手當積立金ノ積立ハ命令ノ定ムル所ニ依リ他ノ財産ト分別シテ左ノ方法ニ依リ之ヲ爲スベシ

一 郵便貯金
 二 銀行ハノ預金

第十章 退職積立金及退職手當法

三 金銭信託

四 登錄國債

第二十一條 事業主豫メ確實ナル方法及利子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ退職手當積立金ヲ運用スルコトヲ得

第十三條第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 本法ニ依リ退職手當積立金トシテ積立ツル金額ハ所得税法、法人税法、營業税法及臨時利得税法ノ適用ニ付テハ之ヲ總損金又ハ必要ノ経費ト看做ス

道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ本法ニ依リ退職手當積立金トシテ積立ツル金額ヲ標準トシテ課税スルコトヲ得ズ

第二十三條 退職手當積立金ノ拂戻又ハ償還ヲ受ケルノ權利ハ之ヲ譲渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ但シ本法ニ依ル退職手當ヲ受ケベキ者第二十四條第一項第一號ノ金額又ハ第二十六條第一項ノ特別手當ノ金額ニ付差押フルコトヲ妨グズ

第二十四條 勞働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ左ノ各號ノ金額ヲ退職手當

當トシテ支給スベシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

一 第十八條、第十九條第二項及第二十八條第二項ノ規定ニ依リ其ノ勞働者ノ計算ニ屬スル金額

二 第十六條第一項ノ規定ニ依ル積立ノ最後ノ期間後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額

前項第一號ノ金額ハ退職手當積立金ノ中ヨリ之ヲ支給シ退職手當積立金ヲ以テ之ヲ支給スルコト能ハザルトキハ事業主ノ他ノ財産ヨリ之ヲ支給スベシ

第一項第二號ノ金額ハ退職手當積立金ノ中ヨリ之ヲ支給スルコトヲ得ズ勞働者死亡シタル場合ニ於テハ退職手當ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遺族又ハ勞働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給スベシ

第二十五條 前條第一項但書ノ規定ニ依リテ支給スルコトヲ要セザル金額ヲ生シタルトキハ事業主ハ第二十六條第一項ノ特別手當ニ充ツル爲メ積立金(特別手當積立金)トシテ之ヲ保留スベシ

第二十六條 事業主事業ノ都合ニ依リ勞働者ヲ解雇シタルトキハ退職手當トシテ第二十四條第一項ノ金額ノ外特別手當

〔北海勞〕

〔北海勞〕

積立金ノ存スル限度ニ於テ左ノ各號ノ一ニ達スル迄ノ金額(特別手當)ヲ加算シテ支給スベシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ加算スルコトヲ要セズ

一 勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分

ニ 相當スル金額

ニ 相當スル金額

特別手當ヲ受ケベキ者二人以上アル場合ニ於テ特別手當積立金ガ前項各號ノ金額ヲ支給スルニ足ラザルトキハ其ノ支給ヲ受ケベキ者ノ前項各號ノ金額ニ按分シ特別手當ノ金額ト爲スベシ

第二十四條第二項ノ規定ハ特別手當ノ支給ニ之ヲ準用ス

第二十七條 事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケ特別手當積立金ノ限度ヲ定メタルトキハ其ノ限度ヲ超ユル金額ハ第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ金額ニ之ヲ充當スベシ行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

第二十八條 事業主ハ第十九條第二項ノ計算期ニ於テ退職手當積立金ノ缺損ヲ填補シ餘剩ヲ積立ツベシ前項ノ規定ニ依リ餘剩ヲ積立ツル場合ニ於テハ命令ノ定ム

第十章 退職積立金及退職手當法

ル所ニ依リ勞働者別ニ計算ヲ明ニスベシ

第二十九條 本法ニ依ル退職手當ヲ受ケルノ權利ハ之ヲ譲渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三十條 事業主退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲メ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十六條及第十七條ノ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル規程ノ廢止又ハ變更ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生セズ

事業主ハ第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ勞働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ少クトモ勤続一年ニ付標準賃金十二日分ニ相當スル退職手當(事業ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ニ於テハ勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額)ヲ加算シタルモノ)ヲ支給スベシ此ノ場合ニ於テハ第二十四條

第十章 退職積立金及退職手當法

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ準備積立金ノ増額ヲ命ズルコトヲ得

第四節 退職金審査會

第三十一條 退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ニ關スル事項ニ付民事訴訟ヲ提起スルニハ退職金審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ審査ノ請求ハ時效ノ中断ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス

第三十二條 退職金審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五節 罰則

第三十三條 事業主第二十一條第一項(第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ許可ヲ受ケズシテ退職手當積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

事業主法人ナル場合ニ於テ前項ノ許可ヲ受ケザルニ拘ラズ其ノ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員退職手當積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキ其ノ者ニ付亦前項ニ同シ

第三十四條 事業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下

〔北海勞〕

ノ罰金ニ處ス

一 第三條第二項、第十一條第一項、第十四條、第十條

第一項、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條(第

三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含

ム)、第二十四條第一項第四項(第三十條第四項ニ於テ準

用スル場合ヲ含ム)、第二十五條、第二十六條第一項、第

二十七條第一項、第二十八條(第三十條第四項又ハ第四

十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第四十一條第二

項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十三條第二項第三項(第二十一條第二項、第三十條

第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十

七條又ハ第三十條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザルト

キ

三 第三條第一項、第三十條第一項又ハ第四十二條ノ規定

ニ依リ許可ヲ受ケタル準備積立金ノ積立ヲ爲サザルトキ

四 第三十條第三項ノ規定ニ依リ支給スベキ退職手當トシ

テ勤続一年ニ付標準賃金十二日分以内ニ相當スル金額

(事業ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ニ於テハ勤続一年以上三

年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分以内、勤続三年以

上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分以内ニ相當スル金額

〔北海勞〕

トヲ得

第四十條 勞働者第十六條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ積立ノ

最初ノ期間中ニ退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケ

ザルニ至リタル場合ニ於テハ第二十四條第一項第二號ノ金

額ハ本法適用後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額トス

第四十一條 事業主及勞働者ノ出捐ニ係ル組合ガ本法施行ノ

際現ニ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テ事業主行

政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十一條ニ規定スル退職積

立金並ニ第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ

積立ヲ爲サザルコトヲ得

前項ノ組合ガ勞働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ

受ケザルニ至リタル場合ニ支給スベキ金額ヲ支給セザルト

キハ事業主ハ組合ノ支給セザル金額ニ相當スル金額ヲ勞働

者ニ支給スベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消スコ

トヲ得

第四十二條 事業主本法施行ノ際現ニ使用スル勞働者ノ本法

施行前ノ勤務ニ對スル退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準

備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルト

キハ第二十條乃至第二十三條及第二十八條第一項ノ規定ハ

ヲ加算シタルモノ)ヲ支給セザルトキ

第三十五條 第七條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避

シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ三百圓

以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇

人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基

キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

ハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコト

ヲ得ズ

第三十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ事業主

ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役

其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産

者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ

成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在

ラズ

附則

第三十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十

一年勅令第四百十三號ヲ以テ同十二年一月一日ヨリ施行)

第三十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル本法適用後

ノ最初ノ積立金ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコ

第十章 退職積立金及退職手當法

第十章 退職積立金及退職手當法

準備積立金ニ、第二十九條及第三十一條ノ規定ハ退職手當ニ之ヲ準用ス

第四十三條 本法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル本法適用前ノ退職手當規程ハ本法ノ適用ニ依リ廢止又ハ變更セラルルコトナシ但シ本法適用後ノ勤務ニ對シ本法ニ依ル退職手當ヲ支給スル場合ニ於テハ從前ノ規程ニ依リ支給スベキ退職手當ハ其ノ差額ヲ支給スルヲ以テ足ル

第四十四條 國稅徵收法第十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當積立金及準備積立金ニ付亦前項ニ同シ

第四十五條 郵便貯金法第四條ニ左ノ一號ヲ加フ

五 退職積立金及退職手當法ニ依リ積立金ノ預入金

●退職積立金及退職手當法

施行令

昭和十一年十一月三十日
勅令第四百十四號

改正 昭和十三年勅令第二〇號、一五年第四五四號、一六年第一七四號

於退職積立金及退職手當法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

退職積立金及退職手當法施行令

〔北海勞〕

第一章 總則

第一條 退職積立金及退職手當法ノ賃金ノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

二 通勤手當

三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スルモノ

賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ健康保險法施行令第二條第一項及第二項ノ規定ニ依リ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス但シ同條第三項ノ規定ニ依リ別段ノ定メ爲シタル健康保險組合ノ被保險者タル労働者ニ付テハ其ノ定ニ依リ之ヲ算定ス

第二條 退職積立金及退職手當法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ一定ノ期間中ノ賃金ノ計算ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間中ニ支持ハルベキ賃金ニ依リ之ヲ爲スモノトス

事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ労働者ノ各一月ノ賃金ハ前項ノ規定ニ拘ラズ健康保險法施行令第三條乃至第

適用ヲ受ケザルニ至リタル労働者ノ賃金ニシテ退職手當積立金及準備積立金ノ積立ノ基準ト爲シタル金額

〔北海勞〕

第五條 道府縣又ハ道府縣ト労働者トノ出捐ニ係ル組合ガ退職積立金及退職手當法ニ準ズル退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テハ道府縣ハ同法第十一條ニ規定スル退職積立金若ハ同法第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サズ又ハ同法第十一條若ハ第十六條及第十七條ニ規定スル率ト異ナル率ノ積立ヲ爲スコトヲ得

五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニ依リ當該労働者ニ付算定シタル金額ノ三十倍ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ一月中當該労働者ニ支持ハルベキ賃金ナキトキハ其ノ一月ニ於ケル其ノ者ノ賃金ハ之ヲナキモノト爲スコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三條 退職積立金及退職手當法ノ標準賃金ハ健康保險法施行令第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニ依リ算定シタル金額トス

前項ノ規定ニ依ル金額ガ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ從前ニ比シ著シク低額ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ從前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シテ事業主適當ナル金額ヲ定ムベシ

第四條 退職積立金及退職手當法第八條ノ賃金ハ左ノ各號ノ金額ノ合算額トス

一 退職積立金及退職手當法第八條ノ期間ノ末日ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金

二 退職積立金及退職手當法第八條ノ期間中ニ退職（解雇及死亡ヲ含ム以下之ニ同シ）其ノ他ノ事由ニ因リ同法ノ

第十章 退職積立金及退職手當法

第十章 退職積立金及退職手當法

ニ在リテハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）、領業法ノ適用ヲ受クル事業ニ在リテハ鐵山監督局長トス

第二章 退職積立金

第八條 退職積立金トシテ積立ツベキ金額ノ計算ハ業メ事業主ノ定メタル一月以内ノ一定ノ期間中ノ賃金ニ依リ之ヲ爲スモノトス

事業主ハ退職積立金トシテ積立ツベキ金額ヲ前項ノ期間毎ニ其ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スベシ但シ其ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スルコト能ハザルトキハ其ノ次ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スルコトヲ得

第九條 退職積立金ノ積立ハ前條第二項ノ規定ニ依ル控除ノ都度滞滞ナク之ヲ爲スベシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ一定ノ時期ニ取極メ積立ヲ爲スコトヲ得
行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十條 退職積立金ノ積立ハ事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケ労働者ノ他ノ財産ト分別シテ郵便貯金、銀行ヘノ預金、金銭信託、登録國債其ノ他確實ナル方法ニ依リ之ヲ爲スベシ
行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ

〔北海道〕

積立ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依リ退職積立金ノ積立ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ支拂ニ付事業主ノ證明ヲ必要トスル方法ニ依リ之ヲ爲シ通帳又ハ證書ハ事業主之ヲ保管スベシ

登録國債ノ方法ニ依リ退職積立金ノ積立ヲ爲ス場合ニ於テハ登録ノ變更又ハ除却等其ノ登録國債ニ關スル請求ハ事業主之ヲ爲シ其ノ登録國債ノ元利金ノ支拂又ハ登録除却ノ場合ニ於ケル證券ノ引渡ハ日本銀行之ヲ事業主ニ爲スベシ

第十一條 退職積立金ノ積立ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依ル場合ニ在リテハ通帳又ハ證書ニ退職積立金タルコトノ表示ヲ爲スコトヲ以テ、登録國債ノ方法ニ依ル場合ニ在リテハ甲種國債登録簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スコトヲ以テ之ヲ爲ス

郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依ル退職積立金ノ積立ニ付テハ郵便官署、銀行又ハ信託會社其ノ受入又ハ引受ヲ爲シタルトキハ事業主ノ請求ニ依リ通帳又ハ證書ニ退職積立金タルコトノ表示ヲ爲シ尙貯金原簿又ハ之ニ準ズベキ帳簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スベシ
登録國債ノ方法ニ依ル退職積立金ノ積立ニ付テハ日本銀行

〔北海道〕

ハ事業主ノ請求ニ依リ甲種國債登録簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スベシ

第十二條 労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テハ事業主ハ労働者ガ退職積立金ノ支拂ヲ受クル必要ナル事業主ノ爲スベキ手續ヲ遅滞ナク完了スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ事業主ハ退職積立金ニ關スル表示又ハ記載ノ抹消ヲ請求スベシ

第十三條 事業主ハ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ労働者ノ賃金ヨリ控除シタル金額ニシテ積立ヲ爲サザルモノアルトキハ之ヲ支拂フベシ

第三章 退職手當

第十四條 事業主ハ退職積立金及退職手當法第十六條ノ規定ニ依ル退職手當積立金ノ積立ニ關スル計算ノ期間ヲ定メ豫メ行政官廳ニ届出ツベシ
行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ計算ノ期間ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 退職積立金及退職手當法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ計算ハ其ノ計算ノ期

第十章 退職積立金及退職手當法

間中ニ於ケル退職積立金ノ計算ノ期間毎ニ労働者別ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十六條 退職積立金及退職手當法第十七條ノ規定ニ依ル退職手當積立金ノ積立ニ關スル計算ノ期間ハ法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年トス
第十七條 退職積立金及退職手當法第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ額ハ左ノ各號ヲ標準トスルモノトス

一 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度ニ於ケル利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額ニ依リ除シタル割合ガ年百分ノ五ヲ超エ年百分ノ七・五以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、年百分ノ七・五ヲ超エ年百分ノ十以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、年百分ノ十ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但シ利益配當金額ガ拂込株金額又ハ出資金額ノ年百分ノ五ノ割合ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得

二 個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル事業ノ純益金額ガ一萬圓ヲ超エ二萬圓以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、二萬圓ヲ超エ三萬圓以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、三萬圓ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但

シ純益金額ノ百分ノ六十ガ六千圓ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得

前項ノ事業年度ハ當該事業年度又ハ直前ノ事業年度、曆年ハ當該曆年又ハ直前ノ曆年トシ事業主ノ選擇スル所ニ依ル但シ選擇シタル事業年度又ハ曆年ハ労働者ノ不利益ニ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

行政官廳事業主ノ爲シタル利益配當金額、純益金額又ハ積立ノ金額ノ算定不當ナリト認めルルトキハ積立ノ金額ヲ更正シテ認可スルコトヲ得

詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ認可ヲ受ケタル者ニ對シテハ行政官廳ハ其ノ認可シタル金額ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 第十一條ノ規定ハ退職手當積立金及準備積立金ニ之ヲ準用ス

第十九條 郵便貯金、銀行ヘノ預金、金銭信託又ハ登録國債ノ方法ニ依リ積立ヲ爲シタル退職手當積立金又ハ準備積立金ガ退職手當積立金又ハ準備積立金ヲザルニ至リタルトキハ事業主ハ退職手當積立金又ハ準備積立金ニ關スル表示又ハ記載ノ抹消ヲ請求スベシ

第二十條 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年終了後其ノ期間中ニ於ケル賃金、退職

手當積立金及準備積立金ノ積立額並ニ賃金ニ對スル積立額ノ比率ヲ記シタル計算書ヲ所得稅、法人稅、營業稅又ハ臨時利得稅ニ關スル申告ノ際稅務署ニ提出スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ賃金ニ之ヲ準用ス

第二十一條 退職積立金及退職手當法第二十四條第四項又ハ第三十條第四項ノ規定ニ依リ退職手當ヲ受クベキ者ハ労働者ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ退職手當ヲ受クベキ者ハ労働者死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル労働者ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キモノヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第二十二條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

- 一 労働者ノ家督相続人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス
- 二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス
- 三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト嫡モ之ヲ私生子ヨリ先ニス

四 前二號ニ掲グル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

〔北海道〕

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲グル者ノ中一人ニ退職手當ヲ支給スベシ但シ労働者ノ遺言又ハ事業主ニ對シテ爲シタル遺言ニ依リ左ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フベシ

- 一 労働者ノ家督相続人又ハ戸主
- 二 労働者ノ兄弟姉妹ニシテ労働者ノ死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者
- 三 労働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第四條 退職金審査會

第二十四條 退職金審査會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ニ關スル事項ヲ審査ス

第二十五條 退職金審査會ノ管轄區域ハ道府縣ノ區域トシ其ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十六條 退職金審査會ハ會長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十七條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ厚生大臣之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命セラレタル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ得

第十章 退職積立金及退職手當法

〔北海道〕

トヲ妨グズ

第二十八條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ地方長官ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第二十九條 退職金審査會ニ幹事及書記ヲ置ク關係各廳ノ官史中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第三十條 審査ハ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル際其ノ使用セラレタル事業ノ所在地ヲ管轄スル退職金審査會ニ於テ之ヲ爲ス

前項ノ事業ノ所在地數府縣ニ互ル場合ニ於テハ之ヲ管轄スル退職金審査會ハ厚生大臣之ヲ指定ス

第三十一條 審査ノ請求ハ請求ノ趣旨ヲ明ニシテ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ文書又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 審査ハ委員半数以上出席スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十三條 審査ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同

第十章 退職積立金及退職手當法

教ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十四條 審査ハ之ヲ公開セズ

第三十五條 勞務監督官、領務監督官其ノ他ノ關係官吏ハ退職金審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第三十六條 審査請求人又ハ關係人ハ退職金審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ事件ニ關スル説明ヲ爲スコトヲ得
第三十七條 退職金審査會審査ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ事件ガ管轄違ナルトキハ會長ハ之ヲ所轄退職金審査會ニ移送スベシ

第三十八條 審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第三十九條 退職金審査會ハ前條ノ決定書ノ謄本ヲ作成シ還滯ナク之ヲ審査請求人ニ交付スベシ

審査請求人ニ對シ決定書ノ謄本ヲ交付スルコト能ハザルトキハ退職金審査會ハ其ノ決定書ノ謄本ヲ掲示板ニ揭示スベシ

第四十條 審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承繼人ニ於テ審査請求手續ヲ受継グモノトス

附則

〔北海勞〕

本令ハ退職積立金及退職手當法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
退職積立金及退職手當法適用後初テ第八條第二項ノ規定ニ依リ貸金ヨリ控除スベキ額ハ同法適用後ノ勤務ニ對スル貸金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得
退職積立金及退職手當法適用後初テ同法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ額ハ同法適用後ノ勤務ニ對スル貸金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

●退職積立金及退職手當法施行規則

昭和十一年十一月三十日
內務省令第四十六號

退職積立金及退職手當法施行規則左ノ通定ム

退職積立金及退職手當法施行規則

第一條 退職積立金及退職手當法(以下法ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リ法ノ適用ヲ受クルニ至リタル事業ノ事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ十日以内ニ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ニ届出ツベシ第一號又ハ第二號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ニ付亦同シ
一 事業ノ名稱、種類及所在地

〔北海勞〕

スベシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 常時使用労働者數

法第三條第二項ノ許可ノ申請ハ前項各號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

一 規程ヲ廢止又ハ變更セントスル理由

二 規程ヲ廢止セントスル場合ハ其ノ廢止ニ關スル規程及前條第五號ノ事項、規程ヲ變更セントスル場合ハ其ノ規程

第五條 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ労働者ノ全部ガ引續キ承繼人ニ使用セラルルトキハ積立金ノ全部ニ付、労働者ノ一部ガ引續キ承繼人ニ使用セラルルトキハ左ノ各號ノ積立金ニ付從前ノ事業主及承繼人ハ名義ノ變更其ノ他必要ナル手續ヲ爲スベシ

一 引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者ニ屬スル退職積立金
二 退職手當積立金中労働者別ニ計算ヲ明ニシタルモノニ付テハ引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者ノ計算ニ屬スル金額

第十章 退職積立金及退職手當法

當金ノ金額

第四條 法第三條第一項ノ許可ノ申請ハ退職積立金、退職手當積立金又ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲

二 事業主ノ氏名及住所(法人タル事業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名以下之ニ同シ)

三 常時使用労働者數

四 法ノ適用ヲ受クルニ至リタル年月日

第二條 事業主其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第三條 法第二條ノ届出ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 常時使用労働者數

四 法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル事由

五 退職積立金及退職手當積立金ノ現在高並ニ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ有スルモノニ在リテハ準備積立金ノ現在高及支給スベキ退職手

第十章 退職積立金及退職手當法

- 三 退職手當積立金中特別手當積立金トシテ保留シタルモノニ付テハ各労働者ノ標準賃金ニ之ヲ按分シ引續キ承継人ニ使用セラルル労働者ニ付得タル金額
 - 四 準備積立金ニ付テハ各労働者ノ標準賃金ニ勤続年數ヲ乗シタル額ニ之ヲ按分シ引續キ承継人ニ使用セラルル労働者ニ付得タル金額
- 前項ノ場合ニ於テ労働者ノ一部ガ引續キ承継人ニ使用セラ
ルルトキハ法第十九條第二項又ハ法第二十八條ノ規定ニ依
ル計算又ハ積立ハ事業ノ承継アリタル日ヲ以テ計算又ハ積
立ノ期日到来シタルモノト看做シ之ヲ爲スベシ法第三十條
第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第二十八條第一項
ノ規定ヲ準用スル場合亦同シ
- 第六條 承継人ハ従前ノ事業主トノ連署ヲ以テ左ニ掲グル事
項ヲ事業ノ承継アリタル日ヨリ十日以内ニ地方長官ニ届出
ツベシ連署スルコト能ハザルトキハ其ノ旨ヲ附記スベシ
- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
 - 二 事業主(事業ノ承継人及従前ノ事業主)ノ氏名及住所
 - 三 事業ノ承継ノ事由及全部承継又ハ一部承継ノ別
 - 四 引續キ承継人ニ使用セラルル労働者數
 - 五 承継シタル積立金

〔北海道〕

- 第七條 退職積立金及退職手當法施行令(以下令ト稱ス)第二
條第二項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - 一 事業ノ名稱、種類及所在地
 - 二 事業主ノ氏名及住所
 - 三 使用労働者現在數
 - 四 標準報酬日額ノ平均額
 - 五 労働者一人當リ一日ノ勞務ニ對スル賃金ノ平均額
 - 六 報酬日額四圓ヲ超ユル労働者數
- 第八條 事業主ハ毎年二月十五日迄ニ前年ニ於ケル退職積立
金、退職手當積立金及準備積立金ノ積立並ニ退職積立金ノ
支拂及退職手當又ハ之ニ代ルベキモノノ支拂ノ狀況ヲ地方
長官ニ届出ツベシ
- 第九條 法ノ適用ヲ受ケル事業ガ事業ノ廢止其ノ他ノ事由ニ
因リ法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ハ事業主ハ連署ナ
ク退職積立金ノ支拂及退職手當ノ支拂ヲ完了シタル上其ノ
願末ヲ地方長官ニ届出ツベシ
- 第十條 令第五條第二項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ
記載スベシ
- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
 - 二 事業經營ノ主體

〔北海道〕

- 三 當時使用労働者數
 - 四 退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程
 - 五 組合ノ組織(組合規約又ハ之ニ準ズベキモノヲ添附ス
ルコト)
 - 六 退職積立金ニ代ルベキ事項
 - 七 退職手當ノ支給ニ代ルベキ事項
- 令第五條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ前項第
四號乃至第七號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ヲ選
滯ナク地方長官ニ届出ツベシ
- 第十一條 事業主ハ退職積立金臺帳ヲ調製シ労働者別ニ左ニ
掲グル事項及其ノ年月日ヲ記載スベシ
- 一 退職積立金トシテ控除シタル金額
 - 二 退職積立金トシテ積立テタル金額
 - 三 退職積立金ヨリ生ジタル利子
 - 四 積立方法別金額
 - 五 退職積立金ヲ運用シタル金額及退職積立金ヘ積戻シタ
ル金額
- 第十二條 法第十一條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項
ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ
- 一 事業ノ名稱、種類及所在地

第十章 退職積立金及退職手當法

- 二 事業主ノ氏名及住所
 - 三 災害其ノ他已ヨリ得ザル事由ノ具體的事項及積立ノ程
度
- 第十三條 法第十三條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項
ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ
- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
 - 二 事業主ノ氏名及住所
 - 三 運用セントスル金額及期間
 - 四 支拂又ハ積戻ノ確保ニ關スル方法
 - 五 利率
- 第十四條 法第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ供託ヲ
命セラレタル事業主ハ事業ノ所在地ニ於テ供託ヲ爲スベ
シ
- 前項ノ事業主供託ヲ爲シタルトキハ供託國債受入ノ記載ア
ル供託書ノ寫ヲ添附シ連署ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツ
ベシ
- 地方長官法第十三條第四項ノ權利ノ實行ニ關シ必要アリト
認ムルトキハ供託國債受入ノ記載アル供託書又ハ退職積立
金ニ關スル帳簿ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
- 第十五條 事業主ハ退職手當積立金臺帳ヲ調製シ左ニ掲グル

第十章 退職積立金及退職手當法

事項及其ノ年月日ヲ記載スベシ

- 一 法第十六條ノ規定ニ依リ退職手當積立金トシテ積立テタル金額
- 二 法第十七條ノ規定ニ依リ退職手當積立金トシテ積立テタル金額
- 三 退職手當積立金ヨリ生シタル利子及餘利ヲ積立テタル金額
- 四 退職手當積立金中ヨリ退職手當トシテ支給シタル金額
- 五 積立方法別金額
- 六 退職手當積立金ヲ運用シタル金額及退職手當積立金ヘ積戻シタル金額

第十六條 事業主ハ退職手當積立金労働者別明細簿ヲ調製シ労働者毎ニ法第十六條、法第十七條及法第十九條ノ積立金（法第二十八條ノ積立金ヲ含ム）別ニ積立テタル金額及其ノ年月日ヲ記載スベシ

第十七條 事業主ハ特別手當積立金明細簿ヲ調製シ特別手當積立金トシテ保留シタル金額、特別手當トシテ支給シタル金額及退職手當積立金ニ充當シタル金額並ニ其ノ年月日ヲ記載スベシ

第十八條 第十二條ノ規定ハ法第十六條第二項ノ許可ノ申請

〔北海勞〕

ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 法第十七條ノ認可ノ申請ハ法人タル事業主ニ在リテハ當該事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ當該曆年終了後一月以内ニ地方長官ニ之ヲ爲スベシ但シ已ムラ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ認可ノ申請ハ當該事業年度又ハ曆年終了前ニ豫メ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條 前條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
 - 二 事業主ノ氏名及住所
 - 三 期間末ニ於ケル労働者數及其ノ期間中ノ賃金ノ額
 - 四 積立テントスル退職手當積立金ノ金額及前號ノ賃金ノ額ニ對スル割合
 - 五 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度ニ於ケル拂込株金額又ハ出資金額、利益配當金額及利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額ニ依リ除シタル年割合、個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル事業ノ純益金額
- 前條第二項ノ認可申請書ニハ前項第一號及第二號ノ事項並ニ退職手當積立金ノ額ヲ定ムル標準ヲ記載スベシ

〔北海勞〕

第二十一條 事業主第十九條第二項ノ規定ニ依リ法第十七條ノ認可ヲ受ケタル場合ハ法人タル事業主ニ在リテハ當該事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ當該曆年終了後遡滞ナク前條第一項各號ノ事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第二十二條 法第十七條但書ノ許可ノ申請ハ第二十條第一項第一號乃至第三號及第五號ノ事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

第二十三條 法第十八條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 労働者別計算ノ標準

第二十四條 事業主ハ豫メ法第十九條第二項ノ一定ノ計算期ヲ定メ地方長官ニ届出ツベシ

前項ノ計算期ハ毎年一回以上タルコトヲ要ス

法第十九條第一項ノ退職手當積立金ニシテ労働者別ニ計算ヲ明ニセザル金額ハ當該計算期ニ於ケル労働者ノ直前ノ計算期ニ於テ労働者別ニ計算ノ明ナル退職手當積立金ノ額及直前ノ計算期ニ於ケル特別手當積立金ノ額ニ之ヲ按分シテ計算ヲ明ニスベシ

第十章 退職積立金及退職手當法

第二十五條 第十三條ノ規定ハ法第二十一條第一項ノ許可ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條 第十四條ノ規定ハ法第二十一條第二項、法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第十三條第二項乃至第五項ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 労働者左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトヲ得

- 一 重要ナル経歴ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルコト
- 二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ濫洩セントシタルコト明ナルコト
- 三 故意ニ事業ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト
- 四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト
- 五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ背信行爲アリタルコト

第二十八條 労働者勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトヲ得

- 一 事業ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト

第十章 退職積立金及退職手當法

- 二 実行者シテ不良ナルコト
- 三 戒告數回ニ及ブモ仍出勤常ナラザルコト
- 四 戒告數回ニ及ブモ仍怠慢ニシテ勞務ニ不熱心又ハ勞務ニ就カザルコト
- 五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト

勞働者勤続三年以上十年未満ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ減額シテ支給スルコトヲ得但シ二分ノ一ヲ超エテ減額スルコトヲ得ズ

第二十九條 勞働者勤続三年未満ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ減額シテ支給スルコトヲ得但シ二分ノ一ヲ超エテ減額スルコトヲ得ズ

- 一 勞働者勤続三年以上ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ減額シテ支給スルコトヲ得但シ二分ノ一ヲ超エテ減額スルコトヲ得ズ
- 二 勞働者退職ヲ申出テタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘザルトキ
- 二 就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達セザルコトヲ得

〔北海勞〕

シタルトキ

- 三 陸海軍ニ徴集又ハ召集セラレタルトキ
- 四 女子勞働者ガ結婚スルトキ
- 五 其ノ他已ムラ得ザル事由アルトキ

第三十條 勞働者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルニ依リ又ハ第二十七條各號若ハ第二十八條第一項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十六條第一項ノ特別手當ハ之ヲ加算スルコトヲ要セズ

第三十一條 法第二十七條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 常時使用勞働者數
- 四 特別手當積立金ノ限度ト爲サントスル金額
- 五 健康保險法ニ依リ使用勞働者ニ付定メタル標準報酬日額ノ合計額

法第二十七條第一項ノ許可ヲ受ケタル事業主ハ常時使用勞働者數ニ著シキ増加アリタルトキハ前項第三號及第五號ノ事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第三十二條 第二十四條第三項ノ規定ハ法第二十八條第一項

〔北海勞〕

場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條 法第四十一條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
 - 二 事業主ノ氏名及住所
 - 三 常時使用勞働者數
 - 四 退職手當ニ關スル規程
 - 五 組合ノ組織(組合規約又ハ之ニ準ズベキモノヲ添附スルコト)
 - 六 退職積立金ニ代ルベキ事項
 - 七 退職手當ノ支給ニ代ルベキ事項
- 法第四十一條第一項ノ許可ヲ受ケタル事業主ハ前項第四號乃至第七號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ヲ選擇ナク地方長官ニ届出ツベシ
- 第三十八條 法第四十二條ノ許可ノ申請ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲メ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ
- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
 - 二 事業主ノ氏名及住所
 - 三 常時使用勞働者數

ノ規定ニ依リ餘額ヲ積立ツル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 法第三十條第一項ノ許可ノ申請ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲メ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 常時使用勞働者數

法第三十條第二項ノ許可ノ申請ハ前項各號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 規程ヲ廢止又ハ變更セントスル理由
- 二 規程ヲ廢止セントスル場合ハ其ノ廢止ニ關スル規程及準備積立金ノ現在高、規程ヲ變更セントスル場合ハ其ノ規程

第三十四條 第二十七條乃至第三十條ノ規定ハ法第三十條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 第十三條ノ規定ハ法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第二十一條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 第二十四條第一項及第二項ノ規定ハ法第三十條第四項ノ規定ニ依リ法第二十八條第一項ノ規定ヲ準用スル

第十章 退職積立金及退職手當法

第十章 退職積立金及退職手當法

四 法施行前ヨリ引續キ使用スル労働者數

第三十九條 事業主ハ準備積立金壹帳ヲ調製シ左ニ掲グル事項及其ノ年月日ヲ記載スベシ

- 一 準備積立金トシテ積立テタル金額
- 二 準備積立金ヨリ生シタル利子及餘利ヲ積立テタル金額
- 三 準備積立金中ヨリ退職手當トシテ支給シタル金額
- 四 積立方法別金額
- 五 準備積立金ヲ運用シタル金額及準備積立金へ積戻シタル金額

第四十條 事業主ハ退職積立金及退職手當ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ労働者ニ周知セシムベシ

第四十一條 第十一條、第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ帳簿ハ之ヲ合併スルコトヲ妨ゲズ

第四十二條 退職積立金及退職手當ニ關スル帳簿其ノ他重要ナル書類ハ事業毎ニ之ヲ備置スベシ

前項ノ帳簿又ハ書類ハ退職積立金及退職手當ニ關スル事業主ノ義務ヲ完了シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第四十三條 事業主ハ法又ハ法ニ基ク命令ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スベキ事項ニ付兼メ代理人ヲ選任シタルトキハ其ノ

〔北海勞〕

旨ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第四十四條 本令中地方長官トアルハ礦業法ノ適用ヲ受クル事業ニ在リテハ礦山監督局長トス

第四十五條 左ノ各號ノ一ニ該当スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第一條、第二條、第六條、第八條、第十四條第二項（第二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二十一條、第二十四條第一項（第三十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三十一條第二項又ハ第三十七條第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ怠リ若ハ其ノ届出ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 二 第五條ノ規定ニ依リ手續ヲ怠リタル者
- 三 第十一條、第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ規定ニ依リ帳簿ノ調製若ハ記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 四 第十四條第三項（第二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ命令ニ従ハザル者
- 五 第四十條又ハ第四十二條ノ規定ニ違反シタル者

附則 本令ハ法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔北海勞〕

●退職積立金及退職手當法

二 關スル事務取扱方針

退職積立金及退職手當法

第十一條第二項

- 一 積立ノ減額又ハ免除ハ客觀的ニ明ナル具體的事由ニ付テハ豫メ許可ヲ爲スコトヲ得ルコト
 - 二 抽象的ナル事由ニ付テハ豫メ許可ヲ爲ササルコト
- 備考 (1) 一月ノ労働日數十日以下（事業ノ狀況ニ依リ七日以下又ハ五日以下等適宜縮少スルコト）ナル場合ニ付テハ積立ヲ爲ササルコトハ豫メ許可ヲ爲シ得ルコト
- (2) 「災害」、「其ノ他已ムラ得サル事由」ノ如ク抽象的ナル事由ニ對シテハ豫メ許可ヲ爲ササルコト

第十三條

- 一 運用ノ許可ノ場合利子ノ定率ハ工場法施行令第二十四條ノ強制貯蓄ノ利率ニ依ルコト但シ特別ノ事由アル場合ハ其ノ利率ヲ低下スルコトヲ認メ得ルコト此ノ場合ニ於テハ労働部ニ協議スルコト
- 二 國債ノ供託ハ額面金額ニ依リ之ヲ命スルコト
- 三 供託スベキ國債ノ額ハ事業ノ實情ニ依リ之ヲ決定シ必スシモ運用金ノ全額ト同額（時價）ノ供託ヲ命スルヲ要ス

第十章 退職積立金及退職手當法

セサルコト、確實ナル保證人ノアル場合ハ供託額ヲ減シ又ハ之ヲ命セサルコトヲ得ルコト

四 運用ノ許可ハ金額ニ限り之ヲ爲スコト、將來積立テラルヘキ退職積立金ヲ含マシムルコトヲ得ルコト

第十六條第二項

許可ハ災害又ハ之ニ準スベキ事由ニ因リ積立ヲ困難ト認ムル場合ニ限り之ヲ爲シ單ニ缺損ヲ事由トシテハ之ヲ爲ササルコト

第十七條

一 認可ハ施行令第十七條ノ標準ニ依リ豫メ之ヲ爲シ得ルコト

（個人タル事業主ニ在リテハ純益金額ハ事業主ノ算定スル所ニ依リ積立ヲ爲シ稅務署ノ決定シタル金額ニ照シ積立金ニ不足アル場合ハ遲滞ナク其ノ額ヲ積立ツヘキ旨ヲ定メシムルコト）

二 但書ノ許可ハ事業年度（又ハ曆年）毎ニ受クルコトヲ要スルコトトシ豫メ許可ヲ爲ササルコト

第十八條

但書ノ許可ハ法第十七條ノ退職手當積立金ノ少クトモ半額ヲ標準報酬日額ニ比例シ殘餘ヲ勤務年限、勤務狀態等ニ依リ労働者別ニ計算スル場合ニ限り之ヲ爲スコト

第二十一條

第十章 退職積立金及退職手當法

- 一 法第十三條ノ取扱方針一乃至四ニ準スルコト
- 二 退職手當積立金カ退職手當ノ支給ニ支障ヲ來ササル様運用ノ金額ヲ制限スルコト

第二十七條

- 一 特別手當積立金ノ限度ニ付テハ使用労働者ノ標準報酬日額二十日分ノ合計額以上ノ標準トシテ許可スルコト
- 二 特別手當ヲ支給スル場合僅少ナル事業ハ其ノ經營堅實ナルモノニ限り右ノ標準ヲ下ケテ許可スルコトヲ得ルコト

第三十條

- 一 既存ノ退職手當ノ規程ハ成ルヘク之ヲ本條ニ依ル規程ニ取入レシムルコト
- 二 勤続年數ノ計算ハ月割計算トスルコト
- 三 退職手當規程ハ從來ノ規程カ定額貸金ニ依リ支給日數ヲ定メタルトキハ便宜之ヲ認ムルコト但シ退職手當支給額カ標準貸金ニ換算シテ法第三十條第三項ノ標準ヲ下リタルトキハ其ノ額迄補給スル旨ヲモ規定セシムルコト
- 四 同一ノ事業主ノ工場又ハ鐵山カ他府縣ニモ在ル場合ニ於テ同一ノ退職手當規程ヲ定メントスル希望アル場合ハ労働部ニ協議ノ上許可スルコト
- 五 準備積立金規程ニ定ムル積立率ハ概テ貸金ノ百分ノ三・三以上トスルコト

〔北海勞〕

第三十條ノ準備積立金ト第四十二條ノ準備積立金トハ

- 退職手當規程カ共通ナル場合ニハ其ノ計算モ之ヲ共通ニスルコトヲ得ルコト、但シ此ノ場合ニハ成ルヘク第四十二條ニ依リ積立テタル金額ヲ法適用前ニ勤務ニ對スル退職手當ニ充當スル方針ニ依リ準備積立金ノ現在高ニ付留意スルコト
- 右ノ場合ニ於テ各準備積立金ノ率ハ別ニ之ヲ定ムルコト

第四十一條

- 一 退職手當ニ關スル規程ニハ労働者ノ負擔部分カ本法ノ退職積立金ニ相當シ、事業主ノ負擔部分カ法第三十條ノ退職手當（第三十條ノ取扱方針參照）ニ相當スルモノヲ定ムルコトヲ要スルコト
- 二 許可ニ付テハ意見ヲ附シ労働部ニ協議スルコト

第九條

- 第一項但書ノ規定ニ依ル積立ノ許可ハ通常ノ事業ニ在リテハ二月又ハ三月ニ一度ヲ標準トスルコト、特ニ確實ナル事業ニ在リテ特別ノ事情アル場合ニハ更ニ延長ヲ認メ得ルコト
- 第十條 郵便貯金ノ方法ヲ許可スル際ニハ積立期ヲ三月ニ一度トスルコトヲ原則トシ郵便局ニ於テ支障ナキ場合ハ之ヲ短縮スルコトヲ認ムルコト

〔北海勞〕

- 二 銀行預金又ハ金銭信託ノ方法ノ許可ノ申請書ニハ銀行名又ハ信託會社名ヲ記載セシムルコト
- 三 「其ノ他確實ナル方法」ハ當分ノ間之ヲ許可セサルコト
- 四 支拂ニ關スル事業主ノ證明ハ事業主個人ノ氏名ニ依ラヌレテ事業主タルコトヲ表示シ得ル抽象的名稱（例ヘハ「〇〇株式會社〇〇工場」）ニ依ルコトヲ得ルコト
- 五 登錄國債ノ方法ハ百圓以上ノ金額ニ非サレハ之ヲ許可セサルコト

第十七條

- 一 積立金額ノ更正認可ハ法人タル事業主ニ在リテハ認可申請書ニ記載シタル配當率カ事實ニ相違シ又ハ利益配當金額カ所得税法ニ依リ決定シタル所得金額ニ照シ相違アリト認ムルトキニ於テ之ヲ爲シ、個人タル事業主ニ在リテハ認可申請書ニ記載シタル純益金額カ營業收益税法ニ依リ決定シタル純益金額（營業ニ在リテハ所得税法ニ依リ決定シタル所得金額）ニ照シ相違アリト認ムルトキニ於テ之ヲ爲スコト
- 二 認可ノ際利益配當金額又ハ純益金額ニ付疑アルトキハ積立金額ノ變更ヲ命スルコトアルヘキ旨ノ條件ヲ附スルコト

第一條乃至第三條

第十章 退職積立金及退職手當法

- 第一條ノ適用屆、第二條ノ事業廢止届又ハ第三條ノ適用廢止届アリタルトキハ其ノ届出事項ノ要領ヲ取讀メ稅務監督局長ニ通知スルコト

第八條

- 一 届出ハ様式第一號ニ依ラシムルコト（共済組合ノ給與ヲ以テ本法ノ制度ニ代フル場合ハ其ノ支給狀況ヲ様式第一號ニ準シテ届出テシムルコト）
- 二 法第九條ニ依リ法ノ適用ヲ受クル事業主ハ本條ノ適用ヲ受クルモノナルコト

第九條

- 届出ハ様式第一號ニ依ラシムルコト（此ノ場合ニ於テハ其ノ年ノ一月以降ノ狀況ヲ記載セシムルコト）

第十一條

- 退職積立金臺帳ハ様式第二號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコト

第十五條

- 退職手當積立金臺帳ハ様式第三號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコト

第十六條

- 退職手當積立金労働者別明細簿ハ様式第四號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコト

第十七條

第十章 退職積立金及退職手當法

特別手當積立金明細簿ハ様式第五號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコト

第二十七條及第二十八條

第二十七條第五號ニ該當スル「背信行爲」及第二十八條第五號ニ該當スル「特ニ不都合ナル行爲」ニ付事業主退職手當規程ニ具體的ニ之ヲ列擧スルコトヲ認ムヘキ事項ハ労働部ニ協議スルコト

第二十九條

一 女子労働者カ結婚スルトキ退職スルモノト認ムヘキハ退職後六ヶ月以内ニ結婚スル場合ニ限ルモノトスルコト但シ事業主ニ於テ特別ノ事情アリト認メタルトキハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得ルコト

二 事業主ニ於テ必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求め場合ニ依リテハ戸籍謄本又ハ戸籍抄本ヲ要求シ得ルコト

第三十九條

準備積立金臺帳ハ様式第六號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコト

第四十條

退職積立金及退職手當ニ關スル事項ノ要領中ニハ少クとも左ノ事項ヲ記載セシムルコト
イ 退職積立金トシテ積立ツヘキ金額及之ヲ貸金ヨリ控除

〔北海勞〕

スル期日

ロ 退職手當ノ支給額

ハ 退職手當ヲ支給セサル場合又ハ減額シテ支給スル場合

第四十一條

第十一條及第十六條ノ帳簿ノ合併ニ付テハ參考様式参照ノコト、他ノ帳簿ヲ合併スル場合ニ於テモ參考様式ニ準シ相互ノ記載事項ハ明確ニ分別スルコトヲ要スルコト

●退職積立金及退職手當法

ニ關スル規程準則

準則第一

退職積立金及退職手當規程

第一章 總則

第一條 退職積立金及退職手當法ニ依ル退職積立金ノ積立、退職手當積立金ノ積立及退職手當支給ハ本規程ニ依リ之ヲ爲ス

第二條 本規程ハ當會社(工場)(礦山)ニ使用セラルル職工(礦夫)ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラレル者及日々雇入レラルル者ヲ除外ス
前項但書ノ者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタル

〔北海勞〕

トキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ付本規程ヲ適用ス

第二章 退職積立金

第三條 當會社ハ職工ノ毎月ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ毎月〇日ニ支拂ハルヘキ賃金ヨリ控除シ職工(礦夫)ノ名義ヲ以テ退職積立金トシテ毎年三月、六月、九月及十二月ニ取纏メ郵便局(〇〇銀行)ニ預入ル

通帳(證書)ハ當會社ニ於テ之ヲ保管ス

第四條 一月ノ労働日數〇日以下ナルトキハ其ノ月ノ退職積立金ノ控除ヲ爲サス

災害其ノ他已ムラ得サル事由アルトキハ許可ヲ受ケ退職積立金ノ控除ヲ爲サス又ハ減額シテ控除スルコトアルヘシ

第五條 職工退職(解雇ヲ含ム)又ハ死亡シタルトキハ遅滞ナク通帳ヲ返還ス

第三章 退職手當

第六條 當會社ハ毎事業年度末(六月末日及十二月末日)ニ於ケル職工其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額及

其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ三以内ニ於テ認可ヲ得タル金額ヲ退職手當積立金トシテ郵便局(〇〇銀行)ニ預入ル

第七條 退職手當積立金ハ六月末及十二月末日ニ於テ其ノ期間中ノ賃金ニ比例シテ職工別ニ計算ヲ明ニス

第十章 退職積立金及退職手當法

第八條 職工退職又ハ死亡シタルトキハ左ノ各號ノ金額ヲ退職手當トシテ支給ス

一 第七條ノ規定ニ依リ其ノ職工ノ計算ニ屬スル金額

二 第六條ノ積立ノ最後ノ期間後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額

第九條 勤続三年未滿ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前後ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ

勤続三年以上(十年未滿)ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルヘシ

第十條 職工退職ヲ申出テタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ自己ノ都合ト看做サス
一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘサルトキ
二 當會社ノ定ムル就業規則(雇傭勞役規則)ニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ
四 女工結婚スルトキ但シ退職後六月以内ニ結婚セサルトキヲ除ク(尙當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求め場合ニ依リテハ戸籍謄本又ハ戸籍抄本ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ)

第十章 退職積立金及退職手當法

五 其ノ他已ムラ得サル事由アルトキ
第十一條 職工勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第八條ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ

- 一 工場ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト
- 二 素行著シク不良ナルコト
- 三 戒告數回ニ及フモ仍出勤常ナラサルコト
- 四 戒告數回ニ及フモ仍怠慢ニシテ勤続ニ不熱心又ハ勤務ニ就カサルコト
- 五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト

職工勤続三年以上十年未滿ニシテ前各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第八條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルヘシ

第十二條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第八條ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ

- 一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルモノナルコト
- 二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ濶洩セントシタルコト明ナル

〔北海勞〕

コト

- 三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト
 - 四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト
 - 五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ背信行爲アリタルトキ
- 第十三條 第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ依リテ支給スルコトヲ要セサル金額ヲ生シタルトキハ特別手當積立金トシテ之ヲ保留ス

第十四條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ退職手當トシテ第八條ノ金額ノ外特別手當積立金ノ存スル限度ニ於テ左ノ各號ノ一ニ達スル迄ノ金額(特別手當)ヲ加算シテ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ第十一條第一項各號及第十二條各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ之ヲ加算セサルコトアルヘシ

- 一 勤続一年以上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額
- 二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

特別手當ヲ受クヘキ者二人以上アル場合ニ於テ特別手當積立金カ前項各號ノ金額ヲ支給スルニ足ラサルトキハ其ノ支

〔北海勞〕

給ヲ受クヘキ者ノ前項各號ノ金額ニ按分シ特別手當ノ金額トス

第十五條 勤續期間ノ計算ハ職工借入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セラルル者ニ在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス

第十六條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル順位ニ依リ退職手當ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス

附則

本規程ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
準則第二

退職手當及準備積立金規程 (其ノ一)

第一條 退職積立金及退職手當法ニ依ル當會社(工場)(鐵山)ノ退職手當ハ本規程ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 本規程ハ當會社ニ使用セラルル職工(鐵夫)ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者及日雇入レラルル者ヲ除外ス

前項但書ノ者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ付本規程ヲ適用ス

第三條 本規程ニ於テ標準賃金トハ退職時ニ於テ健康保險法

第十章 退職積立金及退職手當法

ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬日額ヲ謂フ

前項ノ標準報酬日額カ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ從前ニ比シ著シク低額ナルトキハ從前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シ適當ナル額ヲ當會社ニ於テ定ム

第四條 職工退職又ハ死亡シタルトキハ勤続一年ニ付標準賃金〇〇日分ニ相當スル退職手當ヲ支給ス

前項ノ退職手當ハ在職中功勞アリタル職工ニハ之ヲ増額スルコトアルヘシ

第五條 勤続三年未滿ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ

第六條 職工退職ヲ申出テタル場合ト雖モ左ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ自己ノ都合ニ依ル退職ト看做サス

- 一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘサルトキ
- 二 當會社ノ定ムル就業規則(雇傭勞役規則)ニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ
- 三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ
- 四 女工結婚スルトキ但シ退職後六月以内ニ結婚セサルト

第十章 退職積立金及退職手當法

キヲ除ク(尙當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求メ場合ニ依リテハ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ

五 其ノ他已ムヲ得サル亦由アルトキ

第七條 職工勤続三年未満ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトアルヘシ

一 工場ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト

二 素行著シク不良ナルコト

三 戒告數回ニ及フモ仍出勤常ナラサルコト

四 戒告數回ニ及フモ仍怠慢ニシテ勤務ニ不熱心又ハ勤務ニ就カサルコト

五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト

職工勤続三年以上十年未満ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一ニ減額スルコトアルヘシ

第八條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ依リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ヲ支給セサルコトアルヘシ

一 重要ナル職務ヲ許リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ履修セラレタルコト

二 前項ノ準備積立金ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケテ之ヲ運用スルコトアルヘシ

附則

本規程ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行前ノ職工ノ勤続ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ依リ退職手當ヲ支給ス

準則第三

退職手當及準備積立金規程 (其ノ二)

第一條 退職積立金及退職手當法ニ依ル當會社(工場)(礦山)ノ退職手當ハ本規程ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 本規程ハ當會社ニ使用セラルル職工(礦夫)ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者及日雇入レラルル者ヲ除外ス

前項但書ノ者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ付本規程ヲ適用ス

第十條 退職積立金及退職手當法

第十章 退職積立金及退職手當法

ルモノナルコト

二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト明ナルコト

三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト

四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト

五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ背信行爲アリタルコト

第九條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ左ノ特別手當ヲ加算シテ之ヲ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ第七號第二項各號及第八條各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ之ヲ加算セサルコトアルヘシ

一 勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額

二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

第十條 勤続期間ノ計算ハ職工備入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セラルル者ニ在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス

第十一條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル所ニ依リ退職手當ハ遺族又ハ職工ノ死

ルモノナルコト

三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト

四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト

五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ背信行爲アリタルコト

第九條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ左ノ特別手當ヲ加算シテ之ヲ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ第七號第二項各號及第八條各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ之ヲ加算セサルコトアルヘシ

一 勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額

二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

第十條 勤続期間ノ計算ハ職工備入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セラルル者ニ在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス

第十一條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル所ニ依リ退職手當ハ遺族又ハ職工ノ死

ルモノナルコト

三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト

四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト

五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ背信行爲アリタルコト

第九條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ左ノ特別手當ヲ加算シテ之ヲ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ第七號第二項各號及第八條各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ之ヲ加算セサルコトアルヘシ

一 勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額

二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

第十條 勤続期間ノ計算ハ職工備入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セラルル者ニ在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス

第十一條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル所ニ依リ退職手當ハ遺族又ハ職工ノ死

〔北海勞〕

〔北海勞〕

第十章 退職積立金及退職手当法

- 五 其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキ
- 第七條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ別表第三號表ニ依リ退職手当ヲ支給ス
 - 一 工場ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト
 - 二 素行著シク不良ナルコト
 - 三 戒告數回ニ及フモ仍出勤常ナラサルコト
 - 四 戒告數回ニ及フモ仍怠慢ニシテ勤務ニ不熱心又ハ勤務ニ就カサルコト
- 五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト
- 第八條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ退職手当ヲ支給セズ
 - 一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルモノナルコト
 - 二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト明ナルコト
 - 三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト
 - 四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ヒタルコト
 - 五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ背信行爲アリタルコト
- 第九條 職工亦業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ別表第四號表ニ依リ退職手当ヲ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ處セラ

〔北海勞〕

- レ又ハ第七條各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 - 第十條 職工在職中功勞アリタル場合又ハ同情スヘキ事由アリト認めタル場合ハ前六條ノ規定ニ拘ラス退職手当ヲ増額シ又ハ特ニ支給スルコトアルヘシ
 - 第十一條 勤続期間ノ計算ハ職工傭入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セララル者ニ在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス
 - 第十二條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手当法施行令ノ定ムル所ニ依リ退職手当ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス
 - 第十三條 當會社ハ退職手当支給ニ充ツル爲準備積立金トシテ毎事業年度末(六月末日及十二月末日)ニ於ケル職工ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ〇ニ相當スル金額ヲ郵便局(〇〇銀行)ニ預入ル
 - 前項ノ準備積立金ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ運用スルコトアルヘシ
- 附則
本規程ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本規程施行前ノ職工ノ勤務ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ依リ退職手当ヲ支給ス

(第一號表)

勤続年數	支給日數	一月當リ	勤続年數	支給日數	一月當リ
一年未滿	日ニ付 二五ノ割合		同十五年	二五五	
滿一年	一五		同十六年	二七九	
同二年	三〇		同十七年	三〇三	
同三年	四五	一・二五	同十八年	三二七	
同四年	六〇		同十九年	三五二	
同五年	七五		同二十年	三七五	
同六年	九〇		同二十一年	三九九	
同七年	一〇五		同二十二年	四二二	二・〇〇
同八年	一二三		同二十三年	四四七	
同九年	一四一		同二十四年	四七一	
同十年	一五九	一・五〇	同二十五年	四九五	
同十一年	一七七		同二十六年	五一九	
同十二年	一九五		同二十七年	五四三	
同十三年	二一三		同二十八年	五六七	
同十四年	二三一		同二十九年	五九一	

〔北海勞〕

第十章 退職積立金及退職手当法

(第二號表)

勤続年數	一年未滿	滿一年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
支給日數															
支一月日當リ															
勤続年數	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年
支給日數															
支一月日當リ															

〔北海勞〕

(第三號表)

勤続年數	一年未滿	滿一年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
支給日數															
支一月日當リ															
勤続年數	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年
支給日數															
支一月日當リ															

〔北海勞〕